

年次	一六年			一五年			一四年		
	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材
一七年	三、〇〇〇			三、〇〇〇			三、〇〇〇		
一八年	二九、〇〇〇			二七、〇〇〇			二七、〇〇〇		
一九年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二〇年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二一年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二二年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二三年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二四年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二五年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二六年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二七年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二八年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
二九年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
三〇年	二八、〇〇〇			二六、〇〇〇			二六、〇〇〇		
合計	三、〇〇〇			三、〇〇〇			三、〇〇〇		

竹林一町歩當り收入

年次	九 年			八 年			七 年			六 年			五 年			四 年			三 年			二 年			一 年		
	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材	竹計	竹皮	竹材
一三年	四、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
一二年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
一一年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
一〇年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
九年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
八年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
七年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
六年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
五年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
四年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
三年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
二年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
一年	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		
合計	二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇			二、〇〇〇		

年次	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年
種別	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮
數量	二〇	四〇	七〇	一〇〇	三〇〇
單價	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
金額	一、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
年次	一〇年	一〇年	一〇年	一二年	一二年
種別	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮
數量	一五〇	三〇〇	四〇〇	一五〇	一五〇
單價	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
金額	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

年次	一 三 年	一 四 年	一 五 年	一 六 年	一 七 年	一 八 年
種別	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮
數量	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
單價	二、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	一〇〇
金額	二〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
年次	一九年	二〇年	二一年	二二年	二三年	二四年
種別	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮	竹 皮
數量	一〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
單價	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
金額	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

備考 一、二、三、四年は無し

其四 森林組合を設くること

森林の經營たるや、大規模の施業を利とする場合極めて多く、所有者各自の獨立經營に委するより生

する經濟上の不利は、是等森林所有者をして組合を組織せしめ共同して營林上必要なる施設を爲さしむるに依りて救済せしむべく。不適當なる土地の利用若くは不規律なる森林施業の結果より生ずる林野の荒廢も、亦森林組合の組織により、之か防止回復を容易ならしむるを得べし。特に小團地の個人所有山林の犬牙錯綜せる本村にありては、其緊切なるや論なし。故に森林組合の利益の要點を列舉して其設立を促さむ。

一、合理的施業を爲すに適す 小面積の山林にありては、連續的施業を執るに困難なる而已ならず、殊に皆伐作業の如きは最も不便を感じるものにして、隔年作業を取るにあらざれば實行不可能なり。又荒廢地の如きは、一少部分に砂防を爲すが如きは、到底其目的を達すること困難なる場合多しとす。

二、造林費其他の支出費を軽減することを得 苗木の購入の如き連續的事业なる場合は、年々の所要苗木を豫約し置くことを得、賣買雙方とも大に利便を得、慥に安價に取引することを得る等、各種の利益あり。

三、林産物の運搬及販賣上に利益あり 小面積の山林に對しては、到底多額の經費を投して運搬の施設をなす能はず、天與の産物も瓦礫と共に山間に放棄せられ、利用すること能はず。又販賣上に於ても、大面積にて連年伐採を續行するに於ては、賣買上多大の利益あるべきは、尤も見易きことに屬す。

四、保護取締上利益あること 例へば大面積なる場合は、監守人を常設して慥に利益あるべきも、小面積にては到底經濟的に設置すること不可能なるべし。

森林組合の種類は、左の四種に分つことを得。

- 一、造林組合 植栽手入、苗木の養成等造林事業を經營す。
- 二、施業組合 造林伐木、運搬、立木竹及び産物の處分其他の施業を爲す。
- 三、大工組合 運搬道路、軌道、河川疏通工事等を爲す。
- 四、保護組合 火災、盜難の防禦、害蟲其他の驅除豫防等の事業をなす。

### 附、新發明の人造木材

ここに林業の項を終ふるに方り。木の枯葉を原料とする廉價の人造木材が工夫せられたるを一言せむとす、科學の進歩が、人造絹糸の發明を遂げ、或は鋸屑又は木粉を原料として人造木材を製造することは既に久しき以前より行はるゝが、最近に至り、埃國に於て木の枯葉を原料として、人造木材を製造することを發明せり。

此人造木材製造方法は、先づ枯葉を細かき粉末となし、曹達灰汁（ソーダライ）と共に煮、それより

直にグイスコース (棉花の纖維より得らるゝ一種の石膏) を混じて模型に入れ、三百五十氣の壓力を加へて凝結せしめ、其凝塊を乾燥して暖めつゝ、再び壓力を加へて木材様の物にするなり。模型次第にて、如何なる大きさの人造木材も製造し得べく、而して其原料が殆ど無代價なるが故に、其の人造木材は、何れの天然木材に比較しても遙か廉價なり。又グイスコースの代りに、膠樹脂ウオターグラス或は酪素を使用するも可なりといふ。

右の人造木材を製造するに當り、其原料となる枯葉の粉或はグイスコースに、適宜の染料を加ふれば、隨意の色の製品を得べし。

### 丙、副業

農家の収入を一層大ならしめむには、農業の組織に改善を施さざるべからず、從來の農業組織は、概して耕種組織にして、耕耘して種を蒔くことにてありき。然れども今後の農家は、此の單純なる耕種組織にては、生計を營むこと困難なり。本村にありては、農林業を以て職業の大本と爲すに雖、時勢の推移は、農業組織の改良を促し、副業の奨励を鼓吹するに至れり。

副業とは、本業の餘力を利用する生産業なり、家族一同が、心を協せて餘裕ある時間と努力とを有益に用ひむが爲に、行ふ職業にして、農家が一層の勤勞を勵むこととなるなり。而して一日或は一年中の閑暇を利用するは勿論、老幼婦女子に至るまで、手に叶ふだけの相應なる職業を爲すは、一家經濟の點よりするも、誠に望まじきことなり、斯くて一家舉りて副業に餘念なく従事するを得ば、懸て勤勞の報酬として、尠からざる利益の収入を得るに至り、本業の収入と相待ちて、一家の生計も益々餘裕を増し、一村の自治を振興するに補益するところ多からむ。

昔より「小人閑居して不善を爲す」といへり、人生の弱點として、閑暇あれば之を利用して向上すること少く、怠惰に流れ、誘惑を招き、悪き方面に陥り易し、酒を飲み色を漁り或は賭博を試みる等の事は、往々地方に免れざるの弊にして、之が爲に風紀を紊し、遂には一村の衰頹を來すことあり、此等は多くは農閑の勞力を利用する途を講せざる罪なり、幸に副業を盛に行ふことならば、勤勉の氣風は、一村を風靡して遊惰に耽るものゝ如きは、全く根絶して、産業は隆盛に赴き、風習は善良と爲らむ。今副業の要件として注意すべきものを掲げむに。

1、勞力の分配を巧妙に利用することなり。農林業の繁忙なる時節は、須く之を専心一意、本業の爲に盡して、以て一點の遺漏なきを期すべく、而して比較的閑散なる時期は、之を副業に利用して、年中平均に勞働を繼續すべきなり。

2、副業は複雑なるより簡單なるものたるべし。本業の妨害となるが如き職業は、却りて副業の目的を達し難し。

- 3、副業は成るべく本業と關係を密接に有するものたるべし。
  - 4、副業は其の地方の状況に適應するものたるべし。
  - 5、販路の見込十分確定せるものたるべし。
  - 6、收支計算に於て相當純益あるものたるべし。
- 之に由りて本村にては、副業として、養蠶、製炭、製紙業の發達を期するものなり。

### 其一 蠶業の改良發達を圖ること

本村の蠶業は何れの時代より起りたるか、記録の徴すべきものなしと雖、其獎勵に着手したるは明治二十年頃にして、同年より明治二十三年頃に至る間、養蠶の傳習竝に桑苗の配付をなしたるを以て、之に促されて養蠶を爲すもの少からざりしが、中には投機的に大規模に養蠶業を企て、全然失敗に終り、甚しきは家産を傾くるに至るものなきにあらざりしかば、其影響は却りて蠶業の進歩を阻害し、爾來極めて不振の状態を以て経過しつゝ今日に至れるものにして、近者數年前より獎勵を加へ、桑苗の共同購入を爲し、桑園を仕立て、大正五年には大字黒水に養蠶組合一ヶ所を起すに至れり。而して本村に於ける蠶業の現勢は實に左の如し。

(一) 桑園反別は十二町六反四畝歩 (見積反別を含む) にして、耕地五百七拾三町八反歩に對し約

二分二厘、畑百五十七町一反歩に對し約八分に相當す、而して畑反別は田四百十六町七反歩に對する約三割八分なり。

(二) 養蠶戸數は四十六戸にして、農家戸數五百九十七戸に對し、七分七厘に相當す。

(三) 收繭額は七十一石五斗九升にして、内春蠶繭五十石八斗三升 (總收繭額の七割一分) 夏秋蠶繭二十石七斗六升 (總收繭額の二割九分) なり。而して桑園一反歩に對する收繭額は僅々五斗六升六合、養蠶家一戸に對する收繭額は一石五斗七升に過ぎず。掃立蠶種總枚數は九十八枚 (百蛾を一枚に換算) にして、一枚當收繭額は七斗三升なり、故に收繭一石を穫るに要する蠶種は、百三十六蛾に當り、桑園一反歩の養蠶即ち收繭五斗六升六合に對しては七十七蛾を要したる割合なりとす。

本村に於ける蠶業の現狀は、右の如く不振の域にあるは如何なる事情に原因するかを考ふるに、彼の製紙業が農家の副業として盛に行はれつゝあるが如きは、一見其原因たる如く思はるゝと雖、製紙は元來主に冬期間に行ひたりしものにして、其夏期即ち養蠶と同時期に於て迄も之を行ふに至れるは、二十年來の事に屬す。之れ稻作の仕付終れる後、比較的農業閑散の場合に、他に適當の副業起らざりし爲、自然の成行として漸次夏期に於て迄も、製紙を行ふに至るものにして、若し早く養蠶の利を味ひたらむには、何を苦みて季節を選ぶの必要割合に薄き製紙業を、養蠶期に於て行ふものあらむや。而して今日

の状態に於て、養蠶期間の製紙を廢すことも、其の他の農閑期に於て勤勉の結果之を補ふことは、決して難事に非ざるなり。又近年植林事業に對し大に力を注ぐの趨勢を示し來れるは、或は蠶業の發達を阻害せるに非ざるかの觀も無きに非ずと雖、之とても敢て眞の原因なりとすべからず、何となれば是れ植林の結果、或る場合には、畑地を日陰たらしめ其生産力を減せしむるを以て、已むを得ず其畑地を造林地と爲さざるを得ざらしめ、勢ひ幾分畑地を侵略するの關係あるに過ぎずして、其の勞力を多く要する季節は、養蠶期と衝突するが如きことなく、隨ひて養蠶に對する勞力分配上の問題には、深く影響するものに非ざるが故に、今後林業と蠶業とを共に發達せしめ行くこと、決して不可能の事に非ざるなり。加之、林業の利得は、之を備荒貯蓄として不時の用に供へ、年々の生計は林業以外の年々の收利を以て、之に充つるの方針を採るは、農家經濟の基礎を鞏固ならしむる上に於て、最も肝要の事項にして、之が爲には、林業と蠶業と兩々相俟ちて、其發達を期せざるべからざる關係にあるものとす。由是觀之、是れ等の事情以外に、必ず眞の原因伏在し居るものなることを窺知するに難からず、然らば其原因果して何れに在るかを探究するに、縣及郡と本村との現勢の對照に於て、蠶種一枚に對する收繭は、縣九斗六升、郡一石二斗八升なるに、本村は僅かに七斗三升に過ぎずして、養蠶の技術甚しく拙劣なることを實証せり。隨ひて其利益非常に薄く、爲に先年投機的養蠶の失敗が、各農家に抱かしめたる危惧の念を、未だ全く消散する迄に至らざるなり。斯かる事情は之れ確かに蠶業不振の原因なりと云ふも不當に非らざるべし、而して此原因を排除するは、現下の時勢に於ては敢て難事にあらず。

以上陳ぶるが如くなるを以て、本村の蠶業を此の上發達せしむることは、一村の經濟上有利なりや否やの問題に對しては、適當の桑園を増殖し、而して普通農作の閑散なる時期を利用し、副業的に養蠶を爲すことを奨勵し、以て收繭額の増加を圖るも、他の事業に支障を及ぼすの影響なきのみならず、一村經濟の發達上、最も有利にして且つ頗る有望の業なりと謂ふべきなり。

#### 一、蠶業を發達せしむる程度

本村の蠶業を此の上適當に發達せしむる程度如何は、之れ亦慎重に考慮を要する問題なりとす、依りて諸般の事情を綜合して、考究を遂けたる結果、其の程度を定むること左の如し。

#### (一) 桑園

今後十ヶ年を期し反別二十町八反歩に達せしめむとす

今縣竝に郡の現状を見るに、畑反別に對する桑園反別の割合は、縣一割七分、郡一割八分なり。然るに本村は僅かに八分に相當するに過ぎず、依りて縣及郡の現状に鑑み、之れ等を斟酌して本村に於ては之を約一割三分に達せしむるを程度として増植せしめむとす、但し之れ見積反別をも含みたるものにして、宅地内、畦畔、川添等の空地にも、努めて桑樹を植栽することを勸奨するものとす。

(二) 養蠶戸數

今後十ヶ年を期し養蠶戸數を八十戸に達せしめむとす

今縣及郡の現状を見るに、農家戸數に對する養蠶戸數の割合は、縣二割六分、郡一割八分に當れり。然るに本村は僅かに七分七厘に相當するに過ぎず、依りて之等を酌量し、農戸數の約一割三分に達せしむるを程度として、其の増加を圖らむとす。

(三) 收繭額

今後十ヶ年を期し收繭額を百六十石に達せしめむとす

今縣及郡の現状を見るに、桑園反別一反歩に對する收繭額は、縣七斗八升、郡五斗八升なり。然るに本村は、五斗六升六合に過ぎず、又養蠶家一戸に對する收繭額は、縣一石九斗、郡二石七斗なり。然るに本村は僅かに一石五斗七升に過ぎず、依りて栽桑育蠶を改良し、之を縣及郡の現状並に其の他を酌量して、桑園一反歩當り收繭七斗七升、養蠶家一戸當り收繭二石に達せしむるを程度として、其の増加を圖らむとす。

二、春蠶と夏秋蠶との割合

蠶業を發達せしむべき程度は、前項の如しと雖、其の内容に於て、春蠶と夏秋蠶(夏蠶と秋蠶とは其季節殆んど連続し居るを以て區別するの要を認めざるなり)との割合、當を得ざる時は、蠶業の發達

意の如くならざるは勿論なり。依りて種々の事情を綜合考究したる結果、定むる所左の如し

今後十ヶ年を期し總收繭額百六十石に對し、春蠶繭と夏秋蠶繭との割合を左の如くなさむとす。

春蠶繭三割八分 石數六十石八斗

夏秋蠶繭六割二分 石數九十九石二斗

春蠶と夏秋蠶との割合を適當ならしむるは、勞力の分配上最も肝要なる事項にして、而して插秧期と春蠶の最盛期とは、恰も衝突するを常とするが故に、田多き地方に於ては、勢ひ春蠶を少くし夏秋蠶を多からしめざるべからず。本村の如きは、田に對する畑の反別は三割八分にして、之を郡の四割、縣の四割五分に比すれば、畑の割合比較的少く、田の割合多しとす。隨ひて總收繭に對する夏秋蠶繭の割合は、縣及郡に比し、稍多きを示せるは、當然の傾向なりと云ふを得べし。斯かる現狀より察すれば、插秧期に於ては、此の上其の勞力を割きて、春蠶飼育に融通し得べき餘裕は殆んどなきものゝ如し。之れに反し、夏秋蠶期は畑の割合少きだけ、之れに準じて普通農作は閑散となる、故に春蠶の收繭額は、現在の二割増程度に止め、専ら夏秋蠶飼育を奨励するを得策なりとす。因に長野縣の統計を見るに蠶業の漸次發達するに連れ、秋蠶の割合非常に増加し來り、大正四年には、總收繭に對し六割二分は夏秋蠶繭にして、殆んど本村の豫定せる右計畫に同じ。

三、蠶業改良發達の利益

以上の如く本村の蠶業を發達せしむるときは、幾許の利益を増加し得べきかを調査するに左の如し。

金貳千貳百九圓六拾八錢 十ヶ年後に於ける一ヶ年の純利益増加額

現在桑園一反歩に對する養蠶の純利益は九拾四錢にして、之を現在桑園十五町八反歩に積算すれば金百四拾八圓五拾貳錢なり。而して十年後に於ては、桑園一反歩に對する養蠶の純利益は、金九圓七錢となり、之を其際の桑園反別二十六町歩に積算せば、貳千參百五拾八圓貳拾錢なり、其の差額は上記の如し。尙其の詳細は左の如し。

い、現在桑園一反歩に對する養蠶の收支計算

収入の部

生繭代 金貳拾貳圓六拾四錢 生繭五斗六升六合一石代金四拾圓

蠶沙代 金壹圓七拾七錢 生繭一石取養蠶に對する分を百三十貫匁とし五斗六升六合に對し七十四貫一貫匁に付金貳錢四厘

簇養代金拾壹錢 生繭一石取養蠶に對する分を十貫匁とし五斗六升六合に對し五貫七百匁一貫匁金貳錢

桑條代金拾貳錢 生繭一石取養蠶に對する分を十把とし五斗六升六合に對し六把を得一把金貳錢

計 金貳拾四圓六拾四錢

支出の部

桑園費 金拾參圓九拾錢 詳細別記の通り

蠶種代 金壹圓九拾貳錢 生繭一石取養蠶に對し蠶種百三十六蛾を要し居るを以て五斗六升六合に對し七十七蛾を要す一蛾金貳錢五厘

養蠶人夫金 五圓 生繭一石取養蠶に對し女人夫三十五人とし五斗六升六合に對し二十一人一入賃金貳拾五錢

木炭 金七拾四錢 春夏秋通じて繭一石取養蠶に對し平均十貫匁として五斗六升六合に對し五貫七百匁に付金拾參錢

糶糠 金貳拾七錢 繭一石取養蠶に對し二十四貫匁とし五斗六升六合に對し十三貫五百匁一貫匁に付金貳錢

簇用藥 金參拾五錢 繭一石取養蠶に對し二十五束とし五斗六升六合に對し十四束一束代金貳錢五厘

消毒費 金貳拾五錢 フォルマン半磅一磅代金五拾錢

蠶具償還 金七拾七錢 繭一石取養蠶に對し要する蠶具即ち蠶箔六十枚代金九圓皆川



藤百二十枚代金四圓貳拾錢蠶網百二十枚代金貳圓四拾錢給桑  
臺二個代金四拾錢蠶架二棚代金參圓五拾錢寒溫計一個代金壹  
圓合計貳拾圓五拾錢使用年限平均十五ヶ年に割當て償還一ヶ  
年壹圓參拾六錢なり之を收繭五斗六升六合分とすれば上記の  
如し

石油掃立紙羽等代金其の他雜費

雜 費 金 五 拾 錢

計 金貳拾參圓七拾錢

差 引

金九拾四錢

現 在 純 益

別 記

現在桑園一反步當經費明細調書

地 代 金 五 圓

畑地一反步賃借料

人 夫 賃 金 四 圓

耕耘四回此人夫男八人施肥二人計十人一人賃金三十五錢此金  
參圓五拾錢除草結束女二人一人賃金貳拾五錢此金五拾錢

肥 料 金參圓五拾錢

諸肥料代

新設費償還 金 九 拾 錢

苗木千本一本代金壹錢五厘此金拾五圓植付人夫男二人一人賃  
金參拾五錢此金七拾錢女人夫二人一人賃金貳拾五錢此金五拾  
錢計金拾六圓貳拾錢を生育年限十八年に割當償還

雜 費 金 五 拾 錢

補植用苗木結束用糞代等其他害虫驅除等諸雜費

計 金拾參圓九拾錢

ろ、十年後桑園一反步に對する養蠶の收支計算

收 入 の 部

生繭 代 金參拾四圓六拾五錢

生繭七斗七升一石代金四拾五圓但し繭質向上の爲現在よりも  
單價向上す

蠶 沙 代 金貳圓四拾錢

百貫匁一貫匁に付金貳錢四厘

簇 藁 代 金 拾 五 錢

七貫七百匁一貫匁代金貳錢

桑 條 代 金 拾 六 錢

八束一束に付金貳錢

計 金參拾七圓參拾六錢

支 出 の 部

桑園費 金拾五圓九拾錢

詳細別記の通り

蠶種代 金壹圓七拾五錢

繭一石取養蠶に對し蠶種九十蛾とし七斗七升に付七十蛾一蛾代金貳錢五厘

養蠶人夫 金六圓七拾五錢

繭一石取養蠶に對し女人夫三十五人とし七斗七升に對し二十人一人金貳拾五錢

木炭金 壹圓

春夏秋を通じて繭一石取養蠶に對し平均十貫匁とし七斗七升到對し七貫七百匁百匁に付金拾參錢

糶糠金 參拾六錢

繭一石取養蠶に對し二十四貫匁とし七斗七升到付十八貫匁一貫匁代金貳錢

簇用藁金 四拾八錢

繭一石取養蠶に對し二十五束とし七斗七升到付十九束一束代金貳錢五厘

消毒費金 五拾錢

フォルマリン一磅

蠶具償還金 壹圓五錢

繭一石取養蠶に對し壹圓參拾六錢とし七斗七升到對する分石油掃立紙羽帚代等其他雜費

計 金貳拾八圓貳拾九錢

差引

金九圓七錢

十年後の純益

別記

十年後桑園一反步當經費明細調書

地代金 五圓

現在の調書に同じ

人・夫賃金 四圓

同斷

肥料金 五圓五拾錢

諸肥料

新設費償還金 九拾錢

現在の調書に同じ

雜費金 五拾錢

同斷

計 金拾五圓九拾錢

四、改良實行の要項

- 一 桑園の荒廢に傾きたるものは、肥培を懇にして挽回せしむること
- 二 立木仕立桑の老木は、剪枝を行ひて勢力を回復せしむること
- 三 荒廢したる桑園は、改植すること

- 四 宅地内若しくは田畑の畦畔川添地等の空地には、努めて桑樹を植込み、高刈仕立となすこと
- 五 畑に桑樹を植うるには根刈とし、何時にても夏秋蠶専用桑となし得る如く仕立つること
- 六 桑苗は適當の品種にして健全なるものを選択し、成るべく共同購入を爲すこと
- 七 稚蠶共同飼育用桑を得る爲、共同桑園を設くること
- 八 肥料の選擇配合及施用方法を適當ならしむること
- 九 耕耘除草を懇に爲すこと
- 一〇 病虫害の防除を勵行すること
- 一一 育蠶に充つべき室には、火爐及天井窓を完備し、家棟に氣拔窓を附すること
- 一二 蠶室蠶具の洗滌及消毒を十分に行ふこと
- 一三 蠶種は適良なる品種を選擇し、成るべく共同購入を行ふこと
- 一四 稚蠶中は、成るべく共同飼育を行ふこと
- 一五 蠶沙の處理を完全にするにすること
- 一六 上簇法を完全にするにすること
- 一七 成繭は、成るべく共同販賣を行ふこと
- 一八 屑繭整理を爲し、其生産品は、成るべく共同販賣を爲すこと

### 其二 製炭の改良を圖ること

本村に於ける木炭の年産額は十九萬三千六百貫匁の多きに達すと雖、概して製炭法の粗放的なるを免れず。而して従來白炭の製造其大部分を占め、全生産額の約八割一分を算し、他は概ね方言鍛冶炭或は灰炭と唱ふるものにして見るべきもの少し。

白炭従來の出炭歩合を見るに、約一〇%内外に過ぎず。黒炭に關しては特に調査せるものなきも、是亦一五%を出てざる現況なり、如上の現狀なるを以て、炭材原料を徒費し、極めて不經濟なるのみならず、延いて濫伐を惹き起し、山林の荒廢を促進するの弊あるべければ、白炭の改良と黒炭製法の講習の急務なることを認め、曩に講習を開催し、傳習生を養成したりと雖、其製法の普及遅々たるは、深く遺憾とする所なり。故に改良實行の手引として、左に製炭改良法を叙述し、實地指導と相俟ちて之れが實現を期せむとす。

#### 一、黒炭燒製法

##### イ、築竈の位置

い、炭材の採集に便利なる場所を選ぶべし、不便なるときは勞力を徒費し利益を減す。ろ、濕氣あるときは、品質を不良にし、炭化に長時間を要し、重量を減殺するを以て、成るべく濕氣少

き場所を選択するを良しす。若し良き場所なくして、是非濕氣ある場所に築造せざるべからざるべきは、竈底或は外方の左右に排水渠を設くるを要す。此の排水渠を竈底に作る際には、底より一尺内外下方に掘下げて、拳大の石を入れ、漸次小石を入れ、上に柴又は蕙類を敷き土の入らざる様にし、底土を敷く。又渠中に細木の長さ四五尺の粗朶を堅固に束ねたるものを入れ、蕙を敷きて土の填充せざる様にして、上に底土を敷くも可なり。何れの方法を行ふも、濕氣を排除して、竈の内部に水の溜らぬ様にすべし。竈外方の左右に排水溝を設くる場合は、竈より低く掘りて除去すれば可なれども、若し其下流が木寄、炭取出に支障あるときは、竈底の如くに暗渠を設くべし。

は、竈の方位及地均風向の方位に依りて、空氣の流入竈口の或一方に侵入するときは、必ず木炭一樣に炭化せざるのみならず、火移り悪く、且長時間を費し、随ひて品質不良となる。故に能く其地方の風位を見定めざるべからず。若し煙出口を崖下に設くるときは、崖を下る風は逆に煙筒より入りて竈口へ押返し、點火及炭化を妨ぐるものなるを以て、風に逆はざるやうに位置を選定すること肝要なり。岩石の出づる場合には、石の竈の中に突出せざるやうに注意すべし。

四、竈敷の地割

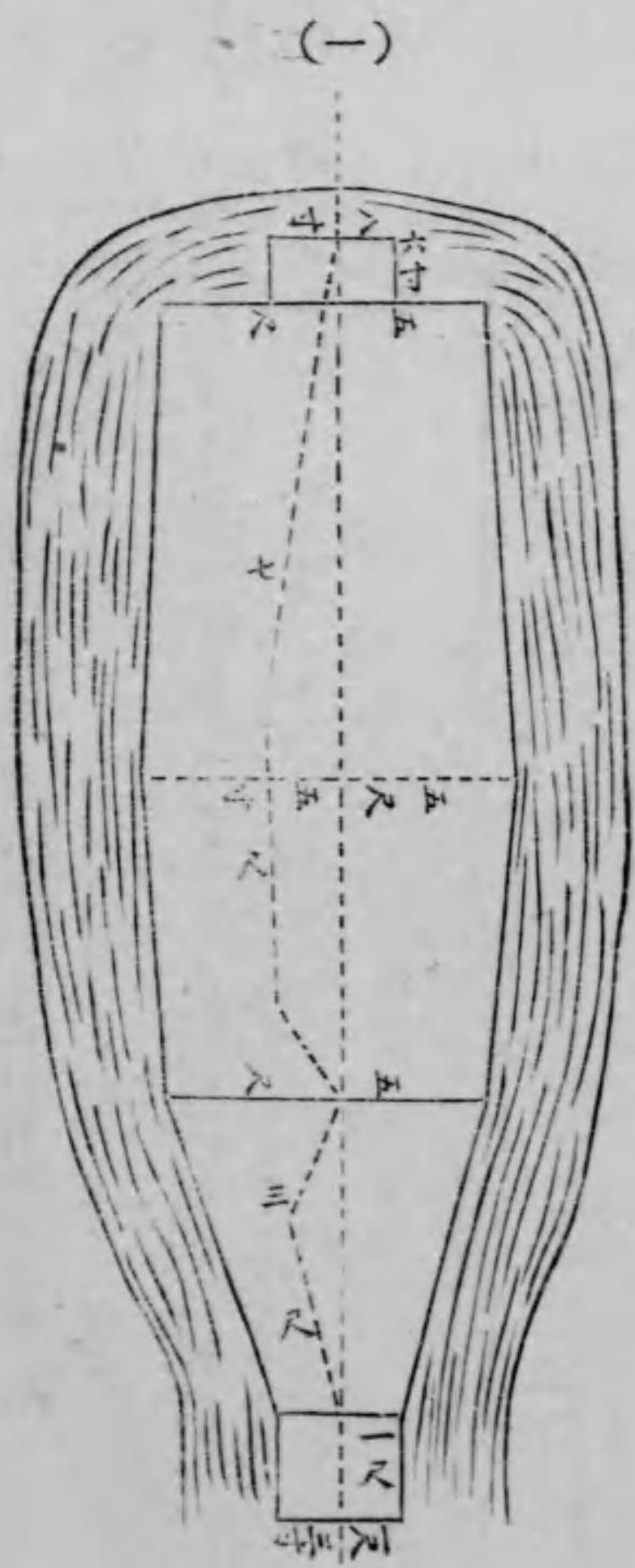
竈の方向一定し地均し終らば、中央に當りて圖解の如く煙出口より竈口の方向に繩を張り、中央煙出口、竈口、胴の要所に杭を打ちて目標を付し、漸々練土を築き上げ、時々兩側を調べて、常に同一にな

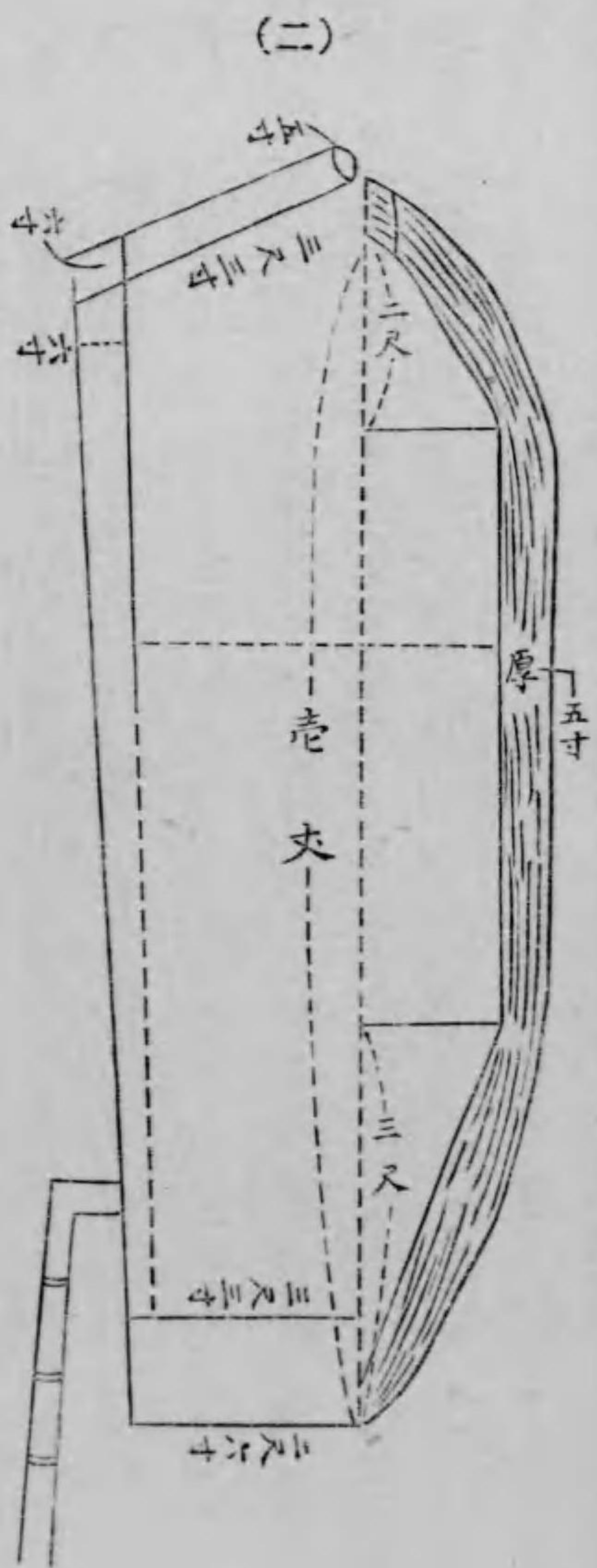
り歪まざる様に作るべし。

ハ、竈の構造

改良竈の圖解 (一) 平面圖 (二) 縦斷圖

木炭約百貫を燒製し得るもの





い、形状 隋圓形を最良とす、此形は炭質良好にして收量多し、然れども築窯の工程により或は窯の後部を擴げ或は中央を擴ぐるこゝあり。

ろ、胴(側卷) は粘土積上げ石交りの二種類あり。粘土積上と稱するは、地割に従ひて土を煉り、煉瓦積の様に形作りて漸々之を積み重ねて作り、又煉土の兩側に打付けて作るものなり。石交りと稱するは、煉土の間に石を夾みて胴を築くものにして、之に用ふる石は尖りたる方を窯の内部に向け、石面の窯中に出づる部分を少くすると共に、更に窯の内部に粘土を軟かに煉りたるものを打付けて、石面

の露出せざる様にするなり。又胴、側卷の内側兩方に、板或は直なる木を當て、土留を作り、粘土を入れて打ち固め、漸次其高さ迄積み上ぐる方法もあれども、土のみにて積上ぐるを普通とす。

は、窯底 底は粘土を以て作り能く打ち固め、數回焼きても龜裂せざる様にせざるべからず。若し疵割れの生じたるときは、更に粘土を加へ打ち固むべし。

に、煙出(尾口) の構造は、粘土にて作るには、孔の徑より約一寸程細き眞直なる剝皮したる木に、萱、細竹又は皮を周邊に束ねて型とし、其周圍に粘土の練りたるものを厚く積み上げ、外部は普通の粘土にて埋め、胴の高さと同一になし、後型即ち立てたる木を抜き取り、凸凹なき様に叮嚀に均すべし。又石に粘土を交へて煙出孔の様に傾斜して胴の高さ迄積み上ぐる法もあり、又土の不良なるときは、土管を入れて埋むるも可なり、斯くして煙出を作りたらば、煙出下口に火を焚きて十分能く乾さざるべからず。

は、竈口 口は双方石にて作り、空氣の進入せざる様に粘土を石と石との間に夾み能く堅むべし。口石の置方は、中の方を兩方とも、五六分づゝ廣めて一方に偏らざる様にするなり、高さは胴の高さより約三寸乃至五寸位低くすべし。

へ、竈甲(セイ) は一定の寸法によりて木にて型を造り、藁又は藎類を其の上に敷き、其上に甲土即ち焼土七分生土三分を能く混合し、手にて握り固まる程度に成るべく固く捏ね、能く攪拌して之をセ

イ(甲) 一樣に盛り上げ、槌にて堅く打ち、頂上三四寸、胴際五六寸程に固むべし、又煉土を以て甲を造るにも同様なりとす。然れども新土を多く用ふる場合には、竈口に火を徐々に焚き、温まりて水分の蒸發するに従ひ、打ち固めて四五日間徐々に乾燥して甲を作る。

こ、風口は、竈口の下部約七八寸の處に徑四五寸の木又は竹管を設け、口元より内方約一尺三四寸内外に口を開かして、空氣の流入を良好にして、窯口の炭を灰化せしめず、且點火に容易に、炭化を良好ならしむる爲に設くるものなり。

ち、引口は、尾口(煙出口)の上方即ち側卷とセイとの際に、縦二寸横巾二寸五分程の孔を設けて、補助するものにして、一名補助孔と云ふ。煙出の噴出鈍き場合には、之を開きて炭化を早く且良好ならしむるものなり。

## 二、炭材の調製

炭材は、胴(側卷)の高さと同様に長短なき様に切るを良とす、長短あるときは火付悪きものなり、大木は適當の大きに割りて用ふべし、割らずに其儘用ふるときは、碎けて軟く且粉末となるもの多し。

木炭は樹種により又材種により品質に良否を來すを以て、成るべく樹種材種を區別して焼くを得策とす、  
い、甲下(セイ下) 胴卷成りて甲を揃へる場合には、其甲下は甲土の全部が一体に乾燥する様に組み重ねて頂高まで漸次小さく短かき木にて均らして凸凹なく作ることに大切なり。或一方許り大木を

用ひ置けば、細木の方は早く乾きて甲落ち又は下がるを以て、各部分共に甲乙なく作る様にせざるべからず。

ろ、指木 は天井の下即ち炭材の上部空所に、炭材の裏木又は悪木細木等炭材とならざる不良の本材を差入れ、此等の原料を燃焼せしめて、甲土及炭材を温め炭材を炭化せしむるなり。點火(火移)とは炭材を炭化せしむる爲に竈口に於て火を焚くことにして、其の第一回と第二回とは大に異なる處あり、即ち第一回は、打込みと云ひ、築造したる新竈にて竈甲及全体に温氣あるを以て、乾燥の爲に徐々に長く焚火をなし、甲(セイ)が乾固して最早陥落せざる時に至りて後火を移すものなり、第一回以後は竈出來上りて木炭を燒製するのみなるを以て、炭材に火を移せば可なり、焚入の如何は炭化の遅速品質の良否に關係するものなれば、尤も注意せざるべからず。點火後炭化の徴候は、煙色、煙臭、甲温、煙の熱度等によりて炭化期の進みたることを慥むるものなるを以て、此等の各項が適當の徴候を呈したれば、漸次前口の焚火を止め、五時間乃至十時間の間に徑一寸巾二寸程の空氣の流入口を設けて、其他は土及小石を以て閉塞すべし。

## ホ、炭化及閉塞

炭化とは、炭材煙燒して有機物及水分を放散し了りて、炭分だけ殘留することなり、焚入當を得て炭化良好なるときには、木炭二百貫目を出し得る竈ならば大抵三日、大木ならば四日間位に炭化せしむる

ときは、炭の品質は良好なるものなり。

閉塞するには、炭化終りて煙色青くなり漸次無色となりたる時を良とす。竈中を窺ひ見て、根元即ち竈底の方黒色を帯ふる所失せたるときは、最早十分に炭化したるものなれば、竈口及煙出口を密閉して宜し。若し尙何れの部分にか黒色のあるときに密閉するときは、多少燻るものなり、又最高の部分を少しく灰白色に炭化せしむるには、三四時間長く放置するか又は一時間餘り前口を廣げて風を入るゝなり。

#### へ、木炭の取出

木炭は消火後直に取出すときは、炭質脆弱にして色澤悪く、消火後四五日間を経て出すときは光澤良く品質良好なり。又取出の節、手荒き事をするときは折れて價格を低下するものなるが故に、餘りに急がず、注意して取出すこと肝要なり。

#### ト、品質及等級

出來上りたる木炭は、大小及樹種によりて之を分け、徑一寸乃至三寸五分位までを上品（細炭）とし、夫以上の大木製割炭にても良好に炭化せるものを中等品とし、其他燻炭屑炭等を下等品とす。樹種別に櫟、椿、枹、雜炭（淺炭）に分くることもあり、兎に角上中下と、夫々區別することは必ず行ふべきなり。

#### チ、俵 裝

俵製は藁又は萱を以てし、角俵、丸俵の二種とす、角俵は尤も多く使用せらる、汽車積の如き其他運賃等に關係あるが故に、厚きに失せず薄きに失せず、木炭の損失せざる様に製する必要あり、多少手数を費すも炭を損傷せざるに必要なり。

#### ニ、白炭燒製法（一名室外消火法）

白炭の製法は、炭化せる炭木の灼熱せるものを竈外に抽出して火を消すものなれば、竈の構造も之に適する様に築造するなり。然れども築竈の位置、地割、風位、地均等は、黒炭の竈築設の場合と同一なれば之を略す。但一の注意を要するは、黒炭は築竈の時丈にて、其他には水の必要なしと云ふも可なり。白炭竈にては水の便利最も良き處を必要とす。

#### イ、竈の構造

い、形状は無花果形、圓形、麥粒形、鈍三角形の種類あれども、無花果形普通に行はる。ろ、胴（側卷又は窯腰）胴は石又は土のみにて築くことあり、又は煉土の間に石を夾みて石と石と喰ひ合せて胴の高さに順次積み上げる石交の方法もあり、石交に用ふる石は、尖りたる方を竈の内部へ向はしむ、石卷は石を積み疊みて、空所へは煉土を挿入して築き、内部に良粘土を厚さ三四寸付くるなり。土卷は土を煉りたるものを積み、順次胴高さに積上ぐ、時としては粘土を打堅めて築き上げることあり、而して普通は石交の方法便利にして且良績を擧げ得るものとす。

は、竈底は、石の高低なく且平かなる面を竈口より煙出口へ一列に敷き、漸次周囲に敷く。而して竈口より約三分の一の處まで敷石の下に徑二三寸の小石を厚さ八寸程掘下げて入れ、此の間より空氣を送入する風口とす。

に、煙出口(尾口)煙出口を煉土にて造る場合は、孔の直徑より一寸計り、細き眞直なる木に葦又は皮を周邊一様に宛て、緩るく束ねて型を作り、其周圍に粘土の煉りたるものを堅く詰め、外部は普通の粘土を埋め、側卷の高さに積み上げたならば、型木を抜き取りて凸凹なき様に均すなり。又石と粘土とを張りたる繩に沿うて積み上げることあり、或は土管を埋め入るゝも宜し、何れにしても煙出口の傾斜は、腰高一尺に付二寸五分を外方に傾斜せしむるは、最も風通を良好にするものなり。右の如くにして煙出口成りたらば、下口に火を焚きて孔口を乾して土を十分固むること必要なり。

は、竈口は、兩方石を積立て粘土を石と石との間に夾み、空氣の入らざる様にし、石の向き方は中の方を兩方とも少しく開かせ、一方に偏らざる様に注意し、側卷の高さより三寸乃至五寸低くすべし。

へ、竈甲(セイ)は一定の寸法によりて、木材にて甲型を盛り上げ、甲高に順次積均らし上げたならば、藁又は藎を敷き其上に甲土(古土七分新土三分を混じたるもの)を盛り、側卷際より順次頂高に積み上げべし。土を盛り了りたらば、要所へに棒を挿入して厚さを調べ、堅く打ち固むるなり。又半土法と稱し、煉土を一回周邊に並べ其上に石を一回並べて、斯く順次積み重ねて頂高に達せしむるもの

もあり、或は石のみにて積み、能く喰ひ合せる様にするもあり。此場合には上部に土を掛けて煙の空隙より出づるを防がざるべからず、半土法を用ふるを普通とす。

#### ロ、炭材の調製及立入

い、一二次は側卷の高さに伐り長短のなき様になし立並べる竈の熱加りたるときは、甲高に應じて高所は長く低所は短く伐りたるものを立て入るゝものとす。

ろ、炭材は三週間乃至四週間前に伐りて置くべし、乾燥材は歩留多し。立木伐採は、成るべく根元より伐るを良とす、根元は目方多し、又大木は割りて用ふべし、五六尺以上の廻りありて節多き爲割れざる材は、ボートにて穴を明け火薬を用ふれば、如何なる大木も容易に割ることを得。

#### ハ、炭化及煉炭

木材が炭化して下方迄火熱環りたらば、竈口の上部より小孔を穿ちて空氣を入るゝと同時に、煙出の上口を漸々展開すべし。前口は順次下方に小孔を穿ちて風を入れ、火力を強くし、炭質を強固ならしむ。實際空氣の送入時の遲速によりて良否の別を生ずるものなれば、緩ならず急ならず、適當なる時期を見計ふこと最必要なりとす。又其空氣入孔の大小も品質を脆弱又は強固にするものなるを以て、是亦分量を斟酌すること肝要なり。竈中灼熱して木材炭化せば、下方を順次大きくして、大抵は外皮の剝離する程度まで赫焼すべし。



二、炭 灰

炭粉末又は木灰を混合して之に水を加へ濕らして用ふ、水分過剰の場合は品質を悪くし、乾燥に過ぐるときは消火を遅くす。

ホ、木炭の取出

木炭煉れて赫々となりたらば、窯口の下部を毀ちて漸次口際より掻き出し、庭の一方に積み之に炭灰を掛けて消火するなり。此の如く幾回も繰り出し全部を出し終らば、窯の熱の冷えざる間に、次回の炭材を立つるものとす。

ヘ、品位俵装商標

黒炭に記載したる事項に準じて行ふべし。

三、製炭の收支計算

收支計算は、主たる炭材原料の現場、即ち林地の交通運搬其他の關係に於て差違あるを以て、之を省き、同一原料に對し、在來法と改良法とを比較したる、品質改善及出炭歩合の増加に依る利益を掲ぐれば、左表の如し。

品 種	炭材原料 數量	在來法出炭 數量	改良法出炭 數量	改良法利益 數量	摘 要
白 炭	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	二〇〇	改良法は出炭歩合二割 と價格一割とを増加す 同上出炭歩合三割三分 強と價格とを増加す
黒 炭	一〇、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	

備考 完全なる製炭改良法の出炭歩合は、白炭一三%黒炭二二%に上るべしと雖、改良方法の應用に止まるものあるを考量し、平均額を示せり。

製炭改良の利益は前表の如し。故に改良法若くは其方法を應用して實行したる、一箇年に於ける生産額の増收數量を示せば、次の如くにして、其利益金額は七千參百九拾參圓に達すべし。

品 種	在來法總產額	改良法總產額	差引增收數量
白 炭	一五六、八六一	一八八、一七九	三二、三六三
黒 炭	三六、七八四	四八、九二三	一二、一三九
計	一九三、六〇〇	二三七、一〇二	四三、五〇二

四、改良實行の要項

- 一、改良法若くは其方法を應用して、製炭の改良及增收を圖ること
- 二、品質の統一及販路の擴張を圖ること

三、白炭の俵装は随意なるべしと雖、黒炭に於ては其俵装は角俵となし、以て運賃の軽減、品質の損傷防止、商品としての體裁を保たしむるを要すること

四、炭材樹齡の伐期を適當にし、合理的經營法を講ずること

#### 五、醋酸石灰製造法

近時化學製品の需用旺盛となり、隨ひて其の原料品たるものも驚くべき趨勢を以て發展しつつあり、而して此の醋酸も、亦南洋ゴムの採取に應用することとなりてより、其の輸出額は頓に激増し來り、今日にては、幾何にても殆んど消化し盡すの有様となれり。醋酸已に此の如き有様なるが故に、其の原料たる醋酸石灰も、亦益々需用を増加し來れり、而已ならず此の醋酸石灰(以下醋石と稱す)は、戰時用の爆發用藥品の原料ともなるものなれば、亦非常の多量を要求することとなり。此の醋石の製法は、種々の方法ありと雖、木炭製造の副産物として採取するは、尤も簡易にして資本勞力凡てに於て製法容易なりとす、即ち本村の如く多數の製炭業者を有し廣大の森林を有する處は、木炭の副産物として採取するは即ち一舉兩得ともいふべく、又最も時宜に適したる措置と云ふべし。依りて其の方法の概要を左に記して之が實行を促さむとす。

#### イ、木醋液採取法

木酸液とは、醋石製造の原料液にして、普通の石窯と稱する木炭窯ならば、殊に都合よろし。即ち其

の煙突に装置を施し、木炭の乾溜により發生する瓦斯を冷却し、其の液を採取するに外ならず、是れ即ち木酸液なりとす。而して初心者最も杞憂する所のものは、此の液採取のため、木炭の採取量及其の質に變化を來し、劣等にして少量の木炭を得るに止まるに非ずやとの事なりとす。然れども所謂杞憂にして、決して然る事なし、現今、和歌山・朽木・埼玉等の各縣にて採取しつつあるもの、皆減量及品質を下すが如きことなきを見て明かなりとす。

採取の方法二種あり、空氣を以て冷却するもの、冷水を以て冷却するもの、即ちこれなり。乙は冷水を得ざれば不能なるのみならず、装置も亦甚だ面倒となるの不便あれども、又小區域にて製造し得るの利益あり。甲は場處の多くを要するも、装置簡單なるものなり。特殊の製造者に非る限り、普通の木炭業者は、乙法により製造しつつあるにより、以下此の法を述ぶべし。

先づ大師穴煙道の上部に、五寸又は六寸位(之は窯の大小に依る縦一丈二尺横一丈位のものならば)の土管を一本立て、之を繼ぎて「く」の字形の曲りたる土管を以て、瓦斯を一個の樽内に導き入れ、此の樽は四斗樽にてよろし、之は底部に呑口を施し、又一方の上部より更に同じく五六寸の土管十餘本を繼ぎ合せ、其の先端に小なる樽を据ゑ、こゝより大なる苦竹の四本餘を空筒とし、土管の代りに取付く土管及竹パイプは、凡て二三十度の傾斜をなさしむるを良しとす。又煙道の始めの土管取付口の横に、開閉自在の孔を造り、蓋を備ふ。以上窯に近き樽を假りに第一の樽と稱し、次を第二の樽と云ふ。

以上は採液の装置を終りたるものなり、之にて採液するは普通製炭法の通り竈に炭材を入れ、焚付けをなし、炭材に焼き付きたる時より一時間半位は煙道の蓋を開き置き、瓦斯をこゝより遁逃せしめ、一二の樽の方へ送らざる様にす、之れ液の濃度淡ければなり、漸次液濃厚となり來らば、蓋を開始して瓦斯を土管に導く、又最後の一時間餘は、タール多くして品質劣悪なるが故に、蓋を開き瓦斯を遁す、即ち中間のもののみ採取する様になすべし。液の濃度高ければ、時間と勞力と費用とを節し得て經濟なりとす。さて蓋を閉ち瓦斯を導く時は、瓦斯は土管より第一樽に入り、次の土管より第二樽並に苦竹内を経て、始めて空中に遁る、此の長き道中に於て、空氣の爲冷却せられ液となるべき部分は、皆竹土管を傳へて第一樽に集り、呑口より流下す、之即ち目的たる木酸液なりとす。

#### □、醋石製造法

い、採液の處理 以上の木醋液を桶中に汲みとり、一夜靜置する時は、タールは器底と液面とに分離し、液は大体に於て靜澄なるものとなる、此上部のタールは掬ひとり、他器に移し、液は中和桶に汲み入る。ろ、生石灰 生石灰は成るべく完全のものを使用す、混雜物多きものは、製品隨ひて粗惡となるの恐あり。は、木醋液、石灰の中和及其の驗定法 「い」にて汲み取りたる木醋液に石灰を投加し化合せしむ、之を中和と稱す、即ち木醋は酸なるにより「アルカリ」の石灰を入れるれば、沸騰して化合す、和合適度なれば酸にも非ず「アルカリ」にも非ざる中性のものとなる、此の中和度を驗知する事は、多少注意を要す

べき事とす、凡そ下の如し

1、液色 初め茶色のもの漸次薄茶となり、石灰を加ふるに及び、帯黒色に變ず、若し紫色とならば石灰の過ぎたる証なり。

2、液味 初めは酸味を有するものなるが、石灰を投加攪拌するに隨ひ、次第に酸味消失し無味となる、辛味を有するが如くなりたらば、石灰の過ぎたるなり。

3、比重 例へばボーメ二度のものならば、石灰を加へ四度位とならば、先づ中和したるものなり、即ち初めの度の約二倍とすること。

4、試験紙 青、赤二個の試験紙を投入し、青紙赤と變すれば、酸の多き証、赤紙青と變すれば「アルカリ」即ち石灰の過ぎたるもの、何れにも變化なければ中和したるなり。

5、泡沫 柄杓を以て、液を高處より靜に元の液面に注下し、泡沫の液面に浮びたるもの、潑々音響を發すれば、未だ中和に至らず、中和し終らば泡沫も少く又音も發せざるに至るものなり。

中和の爲、石灰を投加するには、前第三法により比重を計り、凡その量を知り次第に攪拌しつゝ少しづつ投加すべし、一度に加ふべからず、又投加し終り、中和に至らば、靜に一夜を過せば、タールは再び沈澱するものなり。

#### ハ、煮詰法並結晶法

煮詰むる場合、熱度の加はるに隨ひ。タールは次第に現れ來り、液中に浮遊するにより、絶えず攪ひ取るべし、漸次度の高まり結晶の微あるまで續行す、結晶するに至らば、火力を緩め結晶する丈靜に攪ひ上げ、液をたらし乾燥板に移す。

二、乾燥法

乾燥板の一面に薄く結晶を撒布し、其の小塊の面に灰白色を呈する頃より、再火力を高め、小塊を靜に攪拌しつゝ、一二分の小粒となし、乾燥す。此の乾燥を終らば醋石は出來上りたるものとす。

ホ、製造上の注意

- 1、乾燥上焦付かぬ様すること。過度なる時は、塊の面に褐色又は黒色を帯び來るものは、已に醋石の分解し來りたるものなり。
- 2、乾燥板其の他鐵器は、錆を生じ易く、錆は醋石の品質を劣悪ならしむるものゆゑ注意すべし。
- 3、醋石は最も濕氣を受け易きものなれば、雨天等には殊に注意すべし。
- 4、乾燥板に故障ある時は、天日の乾燥にて差支へなければ、本村にては夏日の外、能はざるべし。
- 5、木酸液の多からむ事を望み、淡きものを多量に採取するよりも、濃厚なるを少量に採取すること尤も必要なり。

ヘ、製造に要する器具

土 管 十五六本 四斗樽 二個 苦竹 三、四本

右木醋液採取用

四斗樽 三個受器 漏斗大なるもの 一個 比重計 ボーメ氏重き方

中和桶 一石入二個 スコッフ 二個大小

乾燥板 鐵板六尺、三尺 一個 木炭窯大ならざれば之は平釜にて代用し得

平 釜 徑三尺もの一枚

右醋石製造用

小屋一棟 二間半、二間、極粗なるもの 秤器 十五貫匁掛 一個

醋石運送用として唐米袋、繩等を要す (唐米袋は醋石約十五貫匁入なり)

ト、收支計算

い、收入

一金六圓參拾錢 十貫匁代 (新潟醋酸會社の購入値段醋石七〇%とし)

計金六圓參拾錢

ろ、支出

此の計算中には木炭の收支は加算せず、これ木炭は醋石採取の有無に關せざるものなればなり。

- 一金壹圓 採取人夫二人一人五拾錢 (之は實際は製炭の間隙にするもの故特  
に雇人の必要を認めざるも假に掲ぐ)
- 一金五拾錢 燃料 (木炭の原料木の枝梢  
を使用して十分なり)
- 一金拾錢 唐米袋 十五貫匁入一袋拾五錢の割
- 一金貳拾錢 運送費 製造所より會社まで
- 一金參拾貳錢貳厘 石灰代 四貫六百匁 一貫匁運賃共七錢
- 一金參錢 繩其の他荷造費
- 一金五拾錢 基業資金償却 五十圓の基業費として其の一%

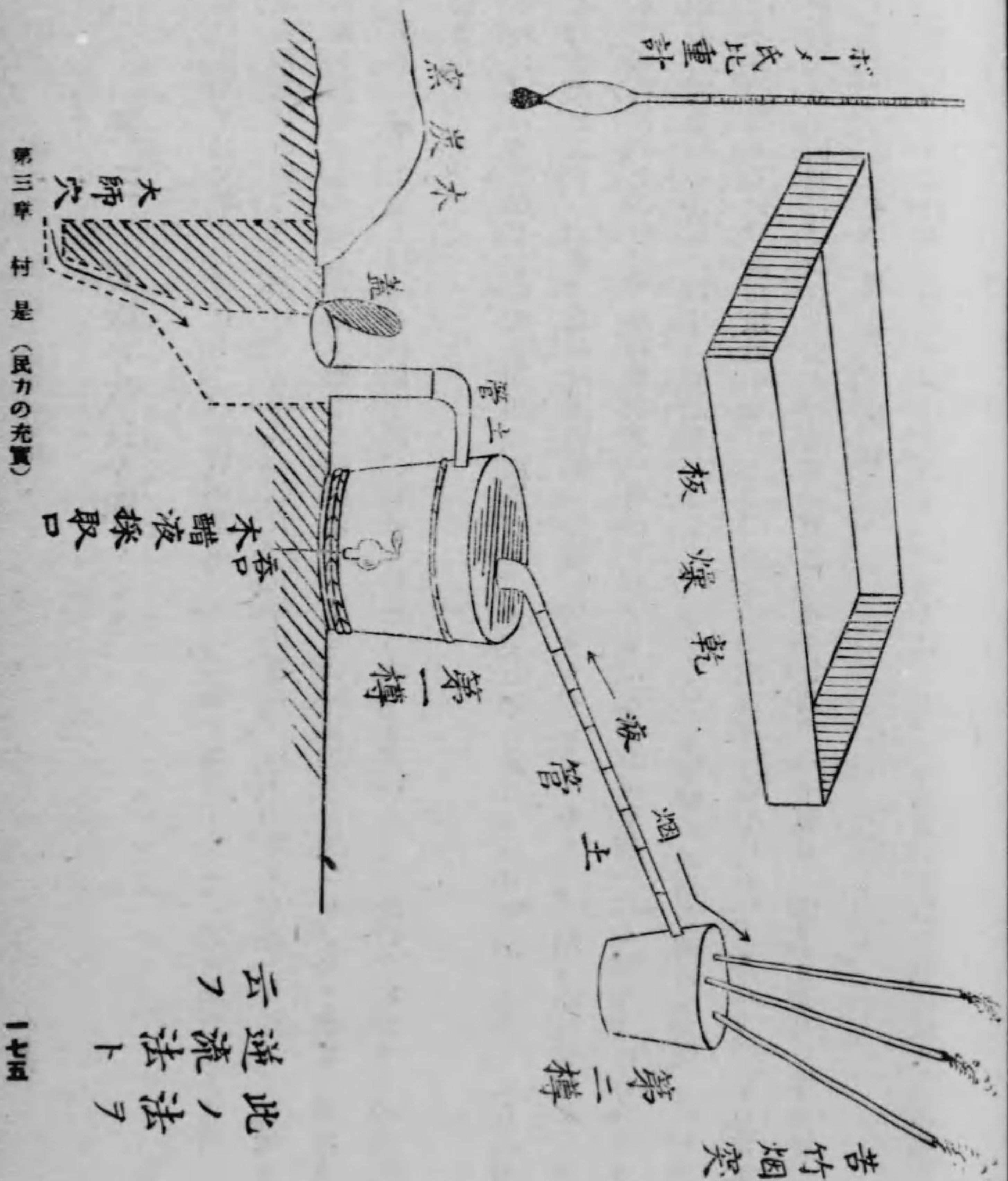
計金貳圓六拾五錢貳厘

差引益金參圓六拾四錢八厘

備考 石窯即ち白炭十貫匁製造するよりは、木醋液二斗一升餘之より約七貫六百匁の醋石を得、  
又之に要する石灰は三貫五百匁とす

右の外木炭瓦斯よりは、木精 (メチルアルコール) 及タール等を製造し得るもこゝに之を除きたり。  
以上は只其の製造の筋書のみを擧げたるものなれば、實地製造せむとするには、必ず教師につき、十  
分の研究を要すること勿論なり。

子、附 圖



此ノ法ヲ  
逆流法ト  
云フ

### 其三 製紙の改良を圖ること

紙の需用量は文明の尺度にして、社會の進歩と共に其額を増加するは、已に明白なる事實にして、製紙業の前途は有望なり。然れども器具の改良、化學の應用、技術の研究を怠らむには、他地方の爲に我が販路を蝕食せらるべし。然り而して機械漉と手漉とは、其趣きを異にし、長さ纖維は機械漉に適せずして手漉に依りて最も精良の結果を得、和紙の特色は此の手漉にあり。故に之に關する智識技能の研究は必要なりとす。

本村は、古來製紙業を以て冬期間の副業とし、大正五年に於ける生産額は八萬九千七百六拾九圓を算するの盛況を呈せりと雖、是れ歐洲戰亂の影響に依るものなきにあらず、然も原料及藥品の移入額は四萬六千六百餘圓を占む、熟本村製紙業の有様を察するに近來改善を加へたる點なきにあらざるも未だ學問的研究藥品の性質に關する智識等に乏しく、「サイズ」及填料の如何を顧みず、徒らに在來の型に依りてのみ製出するは、甚だ遺憾の事にして、本業の前途は寔に寒心に堪へざるなり。故に當業者の覺醒を警告すると同時に、改良を促し、將來の發展に資せむ爲、以下製紙に關する要項を述べむ。

#### イ、製紙の原料

製紙に用ふる原料即ち植物纖維は、數多の種類あれども、其纖維の性質形狀に依りて紙類の強靱なる

と脆弱なるとの差異あり、從ひて原料の種類を選択するの必要あり、例へば楮皮は纖維(長一、五乃至一〇、耗幅〇、〇一乃至〇、〇三四耗)最も長く、三椶纖維(長〇、七乃至四、五耗幅〇、〇〇四乃至〇、〇三三耗)は稍小なり、故に楮皮は強靱なるも紙面は粗なり、三椶皮は紙質滑かにして緻密なるも、楮皮に比して脆弱なりとす。本村に於ては楮皮を以て其主要なる原料とし、配合用としては、「バルブ」最も多く、紙屑之に次ぐ、又紙屑を單用し或は「バルブ」と配合す、三椶は概して移入なるが故に、之を用ふるもの僅少なりとす。藁に至りては、殆んど之を用ふるものなしと云うて可なり。而して紙質をして佳良ならしむるには、纖維の煮熟法、晒白法、原料の配合等に注意せざる可らず。

#### 一、楮

楮は、古來より我邦に於ける主要製紙原料にして、温暖地方によく生育す、麻葉・要楮及眞楮の三種あり、此の内麻葉を優良とし、眞楮は劣等なり、楮皮は纖維粗大なれども強靱にして長く、互に相搦む性あるを以て、之より製せし紙は、柔軟にして耐揉性に富む特徴あり、故に障子紙・傘紙・提灯紙・桐油紙等の製紙に適す。楮は、刈取りたるものを蒸桶の長さに切り、平釜に装置せる沸騰したる湯上に立て蒸桶を以て蔽ひ、二三時間の後、蒸煮を終る。如此して容易く木質部と外皮部とを剥皮し得べく、之を乾して黒皮を得るなり、白皮を得るには、黒皮を流水中に一晝夜間位浸したる後、割竹又は小刀にて

表皮の黒色及粗皮を剥き、竇に列べて清水を注ぎ、外氣に依りて所謂野晒を行ひ、再三水を撒布して漂白し乾して貯藏す。

## 二、三 楮

三楮が製紙原料として知られしは、明治の初年、静岡縣下に産せし駿河半紙に創まれるが如し。温暖なる山間溪谷の地に栽培す、三楮は青木、赤木に區別し、青木は、外皮薄くして青味を帯び、幹部長くして枝少く、品質良好なり。赤木は、外皮厚く、少しく褐色を帯び、幹部短く、纖維粗なり。概して纖維は細くして光澤に富むか故に、半紙・半切・書院紙・薄葉紙・鳥の子紙等の印刷用紙並に筆記用紙の主原料に供す、黒皮及白皮を製する法は、楮と大差なし、白皮は蒸釜内に入れ曹達灰を以て蒸煮す。

## 三、雁 皮

雁皮は、暖國向陽の山野に生し、南海・東海・西海の海濱近き所に多しといふ。然し之を耕作するものありしも其繁殖困難なる爲、多量を産出するを得ずして、野生に俟つのみ、故に工業上の見地としては産額少きを缺點とするなり、楮、三楮の如く特に蒸すことなく、其儘剥皮するを得。纖維は甚だ良好にして、之を以て抄造せし紙は、光澤に富み、上等薄葉紙・コッビー紙の原料とし、紙質緊張して透明度に富み、字体鮮明にして雁皮固有の光澤を有す。

## 四、桑 皮

桑の纖維は、楮皮に似て甚だ長く且つ強韌なり、故に楮皮の代用とし得れども、桑を刈取る時季は蠶業に繁忙を極むる際なるを以て、勞銀不廉なるの恐れあり。閑暇の時を俟ちて剥皮せむとするも、重積して時日を経れば腐敗し、之が取扱に困難なるのみならず、黒皮の除去と塵を除くことに手数を要し、且つ皮薄く歩留僅少なるを以て、製紙の原料として望み少し。

## 五、藁

稻藁の纖維は最も短く、堅き紙を製するに適せり、故に半紙・半切・書院紙等の文書用紙の原料の補助として「バルブ」と共に使用せらる、藁纖維は短小にして脆き欠點あれども、他の長大なる纖維間に填め入りて、目留めを能くする特點あり。是れ稻藁が製紙原料として特に價值を有する所なり。

## 六、木質バルブ

バルブは木材の纖維にして、本邦にては樅、榊及北海道に於ける榎松・蝦夷松等を専用す、又稀に樹質の如何を問はず、用材廠の伐屑断片又は加工廢物を集めて原料に供する所あり、然れども木材よりバルブを製するには、廣大なる機械工場の設備を要するを以て、小仕掛にては實行困難なり、故にバルブとして移入するものを使用するの外なし。

和紙製造者の使用するバルブは、種類多し、在來の處理法は極めて簡單にしてバルブを數時間水に浸し、木槽内に入れ、足にて踏み、更に十分攪拌して纖維を離解するにあり、又離解し難きものは、搗碎

機にて搗き碎きて、單に纖維を個々に解き離すに止まり、叩解作業を缺如せるが故にバルブを混入せし紙は、強き耐揉性、透明度等を減じ、和紙固有の特色を損すること大なり、故に和紙に混用せむとせば十分叩解作業を加へたる後に使用すべし。

バルブは、楮、三椏等の如き普通和紙原料の纖維に比して、幅太く長さ短く且其質甚だ粗鬆なり、故に纖維を離解せし儘にて、和紙原料に混入する時は、和紙の特色を害すること前に述べしが如し。然れども之を十分叩解して粘状として用ふる時は、第一紙質緊張して強さを増し、第二透明度並に耐揉性を増し、第三紙面を滑平にし、之により紙質を向上せしむる利益尠からず。

バルブの叩解作業を行ふには、金屬製又は石製のロール乃至承齒より成れる叩解機と稱ふる機械に掛け、ロールの回轉に依りてバルブは叩解せられ、粘状化し、和紙原料に類似せる性質を有するに至る即ちバルブを數時間水に浸し、叩解機に投入し、ロール乃至承齒との間隙を二分許りとし、凡そ十時間位叩解を行ふべし。然る時は木纖維は一種の變化を受けて粘状化す。要するに、叩解は製紙上最も必要の條件にして、諺にも「紙は叩解室に於て造らる」と云ふ。

### 七、反古紙損紙類

紙の消費高多きに伴ひ、紙屑類の出額亦年を追うて多量となるは明なり。従ひて之れが利用の途を講ずること必要なり。此種のもものは、既に原紙製造の際、蒸煮叩解其他種々の取扱を受けたるものなるを

以て、纖維短細にして、單獨に使用する時は、紙質は原紙に劣ると雖、之を調合料として適當に用ふる時は、決して不良の原料と謂ふべからず。

反古類の種類は甚だ多く、例へば和紙反古にありては、楮皮、又は三椏皮を主原質とせる反古、斷屑を始めとし、洋紙反古に至るまで、製造する紙質に應じ、孰れも夫々原料に供しつゝあり、従ひて價格の懸隔も甚太し、先づ品質に應じ選別を行ひ、金網を張りたる篩にて塵を除き平釜に入れ、凡そ一時間許り煮熟す、此際苛性曹達若くは曹達灰を使用す、而して其用量は普通原料の百分の二乃至六の範圍にて用ふ。次に平釜より取り出し、廢液を搾りて、叩き盤にて叩碎し、纖維を解離す、更に竹箴又は輪付きの布袋に入れ、清水に浸して洗ひ、廢液を除くと同時に、附着せる墨汁、印肉其他の不純物を去りて調製す。大仕掛にて行ふには、叩解機、洗滌機に掛けて調製す。

### ロ、原料の煮熟法

原料の種類、薬品の強弱、煮熟の時間の長短は、其歩留に大なる關係を有するを以て、最も注意を要す。

### い、煮熟に用ふる薬品並其性質

煮熟に用ふる薬品には種々あり、孰れも纖維を純良にし、纖維以外の物を溶し去り、製紙原料に適する様になすなり、普通に用ふるものは、苛性曹達・曹達灰・生石灰・灰汁・重亞硫酸石灰・重亞硫酸苦



土・重亞硫酸曹達等なり。

以上の薬品は、多量に用ひ過ぐる時は、繊維までを蝕し、歩留りを減少し。又少きに過ぐる時は、煮熟の効力を減するを以て、其分量は最も注意を要す。而して繊維の種類、薬品の良否に依りて各々異なり、又煮沸の時間にも關係ありて、一概に數字を以て示す能はず、實驗に依りて其加減を定むべきなり。

薬品の良否を試験するは、化學の智識を要し、一朝一夕に理解せしむるは困難なれども、其試験の大要を示せば次の如し。

苛性曹達の試験法は、此物を水に溶し、之に硫酸を少し滴加し、泡の出でざるを良しとす。工業用のものは、少しも泡の生ぜざるものなしと雖、比較的少しく泡の出づるものを選び用ふべし。泡の多く出づるものは効力少し。又鹽化バリウムといふ薬品を加へて、白き濁りの生ぜざるものを良しとす。

苛性曹達を貯ふるには、空氣に觸れぬ様密封すべし、而して成るべく乾燥したる所に貯ふ可し。然らざれば其効力を減す。

石灰の良否を検するには、其塊を微温湯中に入れ、能く沸騰し、之を攪拌するに、乳狀となり器底に沈むもの少きを良品とす。又小塊を鹽酸に溶解して、泡の生ぜずして全く溶けて無色となるものを良しとす。

#### ろ、原料の晒白

紙質の純白なるは光澤の良好なるは、原料の晒白の良否に依ること大なり。原料晒白には、川晒と薬品晒とあり、川晒とは、煮熟したる原料を清き流水に浸漬して日光に曝し、再三之を繰り返して白色となすなり。薬品晒には、晒粉を用ふ、即ち一度川晒を了りたるものを打板上にて能く打ち、晒桶中に投げ入れ、繊維を分離せしめ、之に晒粉を溶したる液を注ぎ能く攪拌し、凡そ三時間を経ば全く純白となる、之を布付きの籠に移し、幾度となく清水を注ぎ、晒粉の臭ひのせざるまで洗ふべし。

晒粉は、消石灰に鹽素瓦斯を吸ひ込したるものにて、晒しの効は此鹽素瓦斯の働きに依るものなり。故に晒粉の良否は、此瓦斯を含む多少に依りて定まる、古き晒粉は此の有効瓦斯飛び去り効力少し、貯藏するには乾燥せる暗室に置くを要す、晒粉を水に溶すには、能く水と混じ其溶したる液を靜かに放置すること一晝夜にして、其上澄を別器に流し、之を暗き所に貯ふべし。紙料を晒すには此液の透明なる部分を用ふ、白く濁りたる部分是用ふ可からず。器中の澱みの部分は、再び水を加へ攪拌し之を靜置し、上澄を用ひ、其稀薄となりたる者は、新たに晒粉を溶す時の溶水に再用す。

晒粉を溶したる透明液は、水を加へて薄め、紙料中に注ぎ、后稀薄の硫酸少量を加へ攪拌すべし。斯くすれば、晒しの効力を大ならしむるなり。

晒粉液の濃さ及び其分量等は、纖維の性質に依り加減すべし。

は、原料の精整及配合

原料たる植物の生成中には、虫害、風害等に罹りて損傷を受けたる部分あり、此部分は一々選り去らざる可らず、後日紙面に汚點を來す恐れあればなり。

原料の配合は平等均一なるを尙ふ、配合の如何に依りて紙質の厚薄、光澤の良否、紙面の粗滑の別を生ずるものなれば、原料の精整と配合とは特に注意を要す、精密に配合したる原料を、紙槽中にある清水に投入し、能く攪拌する時は、各纖維は一々分離し、恰も薄雲の空中に漂ふ如き觀あり。之にネリを和し抄造すれば、紙質は一定し一掃中の上中下層に於て各其色澤等の均一なるものを得べし。

## に、供用品

ネリは供用品の一種にして、其使用の目的は、粘稠の成分を利用し、漉槽中に於て纖維を浮遊せしめ簀桁に汲み込むに便ならしむると、漏洩の緩急其宜しきを得しめ、且ネリを和する時は、紙に緊張力を保たしめ、加之、堆積板に漉積するも乾燥機又は乾燥板に移すに當りて、共に粘着せしめざるの効あり。

元來纖維は、水より重き故に、水中にては暫時にして器の底部に沈み、又纖維と水との混合液を簀桁に汲み取り、動搖を與ふる時は、暫時にして水に濾過して纖維のみ殘留すべし。之れ水の粘性小なるに依る。故に紙を抄造するには、水の粘性を増す物を加へざる可らず。

ネリを和するは此理に依る、漉槽中に粘液を混和して能く攪拌する時は、漉水は著しく粘性を増し、纖維は離解浮遊して器底に沈降することなく、從ひて簀桁上に於ても漉水の濾過緩漫となり、任意に動

搖を與へ、纖維の揃み合ひを完全に行ふを得、其他和紙の紙質を緊張し強靱ならしめ、又壓搾せし濕紙を一枚つゝ剥離し得るが如きは、全くネリの効力に依る。而して柔軟なる紙を抄造する場合には、ネリの混合量を減少し、又纖維の種類並に其状態に依りても混合量を加減すべし、即ち雁皮、三椶及粘状化せるパルプ等の場合には、ネリの量を減じ、楮、反古及解離したる儘のパルプ等には、其量を増すが如し。

ネリは其性變化し易く、温度を受くる時は粘力を失ふ、故に夏期には冬期よりも其量を増さざる可らず。又漉槽中にて強く攪拌するも粘力を減じ、貯藏にも注意を要す、即ち腐敗し易きなり、之を防ぐには防腐劑を加ふることあれども、用藥は人身に害なき者を用ふべし、サルチル酸、硼酸等を適當とす。

## は、黄蜀葵

黄蜀葵を栽培するには、四月頃播種し、砂地を良しとす、肥沃地は莖葉を繁茂し、却りて所要分を減す、六月頃芽を摘み取り、八月頃増芽を摘み、成るべく花を咲かせざる様にし、努めて根莖部を發達せしめ、秋に至り其根莖を掘り取り乾燥して貯ふ、之を用ふるには、水中に浸して根莖を柔軟となし、次に石臼にて叩き碎き、更に清水を充したる桶中に投じて粘液を浸出し、布袋にて數度濾過して使用するなり。尙其殘滓中には、粘液を含有するを以て、此の操作を再び繰り返し、滓中に粘液なきに至りて捨つ。

へ、 楡

楡は木楡、灌木楡、蔓楡、草楡の四種あり、其作用は皆同一にして、木楡は其皮部を幹部より剥し、更に表皮を小刀にて剥取り、眞皮のみを残し、之に曹達灰を加へたる液を以て煮沸し、之を清水にて洗ひ、灰汁拔を行ひて用ふ。他は皆其儘叩碎し水に浸し之を布袋に入れ、其粘液を絞り紙料に混し抄造す。

ハ、 薬品の調合作業

製紙上には、各繊維の調合の大切なること前に述べし如くなれども、又紙に特種の性質を與ふる目的を以て、種々の薬品を調合することあり、之に依り紙は平滑となり又耐水性を増し外觀を美ならしむるを得、此等薬品の調合作業は次の如く分たる。

A サ イ ズ

B 填 料

右の薬品調合は製紙業上必要の事なれども、化學の智識を要するを以て、其理を能く理解したる後に行ふべし。次に其大要を述べむ。

い、 サイズの目的

繊維のみを用ひて抄造せし紙は、其質粗鬆にして表面平滑ならず、顕微鏡にて之を見る時は、繊維と繊維との間には空隙あり、之が爲耐水性なし、従ひて之を筆記用の紙類に用ふる時は、墨汁を吸込み、

撒散して書畫の輪廓不明瞭となり、又包装の用に供する紙にありても、繊維の空隙多大にして耐水性なく、其目的に添はず、故に適當なる物質を配合して、此等の缺點を補ふ、此方法をサイズと唱ふ。即ちサイズの目的は繊維の吸水作用を減じ、同時に紙質を緊縮し、紙面を平滑均等となし、運筆及印刷に便ならしめ、兼ねて外觀を優美となす利益あり。

サイズに用ふる薬品は、植物性と動物性とあり、植物性サイズとは、樹脂と苛性曹達とにて豫め樹脂石鹼を作り、此者と明礬とを繊維に混じて抄造するなり。然る時は、一種の化學作用を起して、サイズの目的を達すべし、然し爰に注意すべきは、和紙にてはネリを混するを以て、此法を用ふることに困難なり。何となればネリ液は、明礬に遭うて其効力を消失するものなればなり。動物性サイズとは、膠液を使用す、此法は抄造せる後に行ふものなり、又兩者を併用することあり、之を二重サイズといふ。

ろ、 填料の目的

紙の繊維と繊維との空隙を埋むる爲に、礦物質の粉末を以てすることあり、即ち細微なる粉末は、繊維間の孔隙を填充して、紙の透きを減ずると同時に、サイズと相俟ちて紙面を平滑にし、墨汁若は印肉を適度に吸収せしむ、此目的に用ふる薬品を填料といふ。

填料は、上述の目的に用ふるが其本義なれども、之を悪用して、紙の重さを増さむ爲に過量に加へて、

紙質を劣等となすは、誠むべき事なり。

填料に使用する原料は、白色なる礦物性粉末にして、天然産と人工との二種あり。天然産の物は、往不純なるを以て人工法に依ることあり、普通に用ふる物は次の如し。

白土類。滑石。石絨。硅酸。  
(以上硅酸鹽類)

硫酸バリウム。石膏。硫酸鉛。  
(以上硫酸鹽類)

白堊。マグネサイト。鉛白。亞鉛華。  
(以上炭酸鹽類)

此等の填料は、普通之を乳状となし、調合槽中に投入して用ふ。

澱粉

澱粉を製紙に使用することは、最も古くより行はる。本邦に於ても、奉書紙、杉原紙の如き是なり。最初は、澱粉を粒のまゝ加へ、主として紙を白色ならしめ、兼ねて填料とせしが、糊状として使用せる場合は、種々の効果を呈す、即ち纖維間を填充する填料をよく纖維に糊着せしむること、紙質を密にすること、手觸りを佳くすること等はなり。

器具

漉簀は、紙質の如何によりて差異あるも、一寸間に三十本乃至四十本の「竹ヒゴ」を絹糸にて編みたるものなり、而して大体に於て、小判紙は十二枚乃至十八枚漉、大判紙は六枚漉なりとす、今や之を使

用するもの増加せるも、尙從來の二枚漉簀を使用するものあり。是等は、競争上自然淘汰せらるべければ大に省みざるべからず。而して乾燥機を設備するもの漸次増加し、其他叩解器を設置せる所あるを見るは、頗る喜ぶべき現象なりとす。

器具に關する設備は、製紙の進歩に大關係を有するを以て、留意すべき事なり。今單に品名を列擧すれば次の如し。

漉簀、漉桁、漉槽(漉船)、濕紙堆積板(吸詰板)、濕紙壓搾器、乾燥板、乾燥機、刷毛、馬鐮、叩解器、光澤器、平釜、蒸釜密鐘、叩碎機、斷截機。

二、和紙手漉其方法

手漉法に、溜め漉と流し漉との二種あり。溜め漉は、紙料を簀に酌み其全部を簀上に止む。流し漉は、紙料を澤山汲み、簀に附着せし部分を止め、過量の分を漉船に流し戻すものとす。手漉の方法を略述すれば左の如し。

普通原料纖維五十匁を水一石五斗に混交する者を一槽とす、紙の種類に依りては填料例へば白土に糊を交ぜ製するものあり、色紙を製するには、纖維を染め而して後前述の如く處理す、紙の厚薄を均一にするには、一定の定規に依り配合したる原料を槽中の水量に應じ、其分量を加減すること肝要なり。槽液は能く攪拌して纖維を分離し、然る後布袋に包めるネリを搾り、復た攪拌して漉機に依り抄造す。厚

紙を漉くには、液を深く汲み、薄紙は軽く汲むを通例とす。各紙共に紙面に厚薄の偏り無からしめむ爲、簀桁を揺るに一定の度数を要す。近時改良薄紙の量目輕きに比して紙價の貴き所以は、厚紙の薄紙に比して深く汲むに拘はらず薄紙より漉工の勞少く、薄紙は勞力と手練を要すること多きが爲なり。槽水を漉竇に汲み之を動かすに、堅或は横に振ると堅横齊しく振るとの二法あり。普通は、堅一方にして彼の纖維の太き楮紙の如き最も見易く、其纖維の配列整然たるにより、之を裂けば縦横強弱の差あり、纖維の細きものに至りては其配列正しからず、故に裂くに縦横甚だしき差異なし、堅横齊しく振るは、上等紙に屬す。本村に於ける抄造は、渾て堅一方なり。

前の方法に依り漉きたる紙を堆積盤に移すには、手許の方より靜かに前方に傾くるにあり、是れ空氣を紙間に含ましめざるが爲なり、紙間に空氣を含む時は氣泡を生じ、乾燥の後皺を生ず。其堆積盤に移すや、一枚毎に竇の手許の方に絲等を以て隔つるか或は一部を折り返すべし、之れ乾燥器に貼り付くる際、容易に剥き離し得るが爲なり。而して毎日漉きたる紙は、壓搾器を以て水分を搾り去り、乾燥の準備を爲す。乾燥するには、其方法二種あり、即ち乾燥板は主として日光乾燥に用ゐ、乾燥機は蒸氣にて乾燥す。

#### い、和紙の特色

和紙即ち日本紙の種類及び名稱は、極めて多しと雖、其品質に就きて考ふれば、孰れも大同小異にし

て製造者若は生産地に於て、種々の名稱を附せしに過ぎず。洋紙に於けるが如き種多の種別なし。試みに和紙の通有せる特色即ち洋紙と異なる所を列記すれば、左の如し。

極めて強靱なり	紙質頗る緊締せず	頗る揉折に耐ふ
紙体極めて柔軟なり	纖維の配列美なり	縦横の強さの差大なり
吸水性に富む	紙面至りて粗糙なり	概して薄し
價格甚だ不廉なり		

以上の原因を論究すれば、大要次の如し

#### 1、原料の種類に乏しく又原質の調製に變化なきこと

楮皮、三椏皮を主原料とし、木質パルプ或は藁纖維等を混和するも、煮熟不完全にして、又叩解も不十分なるを以て、纖維を粘狀化することなく、従ひて纖維の揃み合ひ悪しく、紙体多孔質にして表面緻密ならざる所以なり。されど其纖維極めて長きが爲、強度大にして且つ揉折に耐ふ、又楮三椏は、共に價貴く、其製造は全く手工にして勞力を要すること多し、是れ價の貴き原因とす。

#### 2、紙料調合を行はざること

本來調合の工程は全く之を欠けり、夫の藁纖維パルプ等を混用するも、單に價格の廉なるを目的とし、其實質の如何を究めて、之を適法に混するにあらず、填料としては、僅かに奉書、杉原紙(糊入紙)等

に澱粉を加へ或は間似合紙に白土を混するに止り、他には之を用ふるもの稀なり、又樹脂サイズの如きは、抄造にネリを混する爲、之を施すこと困難なり、随ひて製紙は、何れも吸収性に富み耐水性乏しき所以なり。

### 3、抄造法の特殊なること

日本紙は孰れも手漉法なるに依り、紙層薄く、且つ纖維縦に並列するの傾きあり、是れ縦横其強さを同うせざる所以なり。又長き纖維をネリ液中に浮遊せしめて漉くを以て、紙質縮らず、紙体柔軟なり、之が爲大に耐揉度を保つ、此外ネリを用ふる故に、纖維長きに拘らず紙のナレ美なり。

之を要するに、日本紙は上述の如き特性を有するを以て、其用途に依りては便なり、例へば吸収性に富めるに依り毛筆の記録に適し、強靱にして且つ揉折に耐ふる故に、或種の包紙に宜しく、又柔軟なるを以て或場合に布帛に代用し、或は種々の加工用に供するを得べし。

### ろ、楮、三椏、雁皮、纖維の特質

和紙の主なる原料は、楮・三椏・雁皮の三種にして、此等の主原料を適當なる割合に配合して抄造すれば、各原質の特色を發揮して優良なる製品を得べし。左に三種纖維の特質を述べむ。

楮皮を原料として抄造せる紙は、纖維長くして強しと雖も、纖維の揃合ひ極めて粗なるが故に、紙面粗糙にして、之を伸張する時は、纖維自身は切斷せざれども、其揃合ひに弛みを生じて、遂に切斷す

るに至る。然し纖維を膠着せしむるが如き物質、例へば膠、葦莖等の溶液を塗布して乾燥すれば、著しく強度を増すべし、彼の小燃ごせし場合に於て、非常に強靱となるを見ても明なり。

三椏皮を原料として抄造せし紙は、紙面平滑にして緻密なること、紙質緊縮して強きこと、墨附き良好にして運筆自由なること、濕潤状態に於て強度を減少すること、等は三椏皮紙の特質なり。

雁皮を原料として抄造せし紙は、紙面平滑にして光澤を有すること、透明度大なること、紙質緊縮して強靱なること、濕潤状態強靱なること、等なり。是れ雁皮の纖維は、楮皮の其に比すれば極めて短小なりと雖、纖維は恰も液狀化したる觀を呈し、紙として纖維の揃み合ひ密にして且つ纖維が相互に密着せる觀を呈するものなり、之れ雁皮纖維が短小なるに拘らず、紙質強靱なる所以なり。

以上は三種の原質の特質に就き、其大要を述べたるに過ぎずと雖、其特質を理解し用途に適する如く紙料の調合を按排すること肝要なり。故に原質を適當なる割合に配合し、同時に補助原質を適宜混用して抄造すべし。

### は、手漉紙の種類

手漉紙の名稱は、甚だ多く、本村に於て製造するものもありても三十餘種を算す。然れども其實質及用途に依り分類するときは、之を七種に區分するを得べし、以下其大要を述べむ。

#### 1、耐揉性紙類

此部類に属するものは、障子紙・傘紙・提灯紙・油紙・扇面紙・蠶卵紙・仙花紙・東洋紙・袋紙・表子紙・元結紙等にして、本村に抄造する加茂紙・大谷地紙・内山紙・梨子袋紙等は、此の紙類に属す。其必要なる特性は、紙面粗糙なれども、強靱にして耐揉性に富むにあり。優等紙は、楮皮原質を以て抄造すれども、劣等紙は、楮皮原質に他のバルブ・和紙反古・マニラ麻原質等を混用す。

2、柔軟性紙類

此の部類に属するものは、櫻紙・吉野紙・越の雪・典具帖・京花紙等にして、本村には主として櫻紙・吉野紙等を抄造す。其特性は、紙質薄くして柔く、且耐揉性に富むにあり。優等紙は、和紙生反古にて抄造すれども、劣等紙は和紙反古・バルブ・マニラ麻原質等を混用す。

3、筆記用紙類

此の部類に属するものは、半紙・半切・辭令紙・書院紙等にして、必要なる特性は、紙面平滑にして墨附き良く、且つ運筆自在なるにあり。本村にて抄造するは、半紙・半切・小國紙等とす。優等紙は、三椋原質にて抄造すれども、劣等紙はバルブ・稻葉原質・マニラ麻原質を混用す。

4、包装用紙類

此の部類に属するものは、奉書・糊入・杉原等にして、必要なる特性は、柔軟にして紙質の厚きに在り。本村に抄造するは、奉書及糊入とす、優等紙は、楮皮原質に米粉を混用して抄造すれども、劣等紙

には、バルブ・洋紙反古を混用す。

5、薄葉紙類

此の部類に属するものは、薄葉花紙・コッビー紙・圖寫紙等にして、特性は紙質薄くして縮りを有し透明にして湿润状態に於て強靱なるに在り。薄葉花紙は、莖花皮紙料一種を用ひ、コッビー紙は、主原質として雁皮、三椋皮を用ふ、又圖寫紙は、楮原質を以て製し、動物性サイズを施す。

6、印刷用紙類

此の部類に属するものは、溜漉法にて抄造し、印刷用紙に供す、其特性は紙面平滑且つ耐水性を有し紙質不透明にして印刷を鮮明に現す事等にあり。

7、雑紙類

此の部類に属するものは、塵紙・蒲太紙・漉返し紙・白紙等とす、孰れも本村にて之を抄造するものにして、各種原料の精選屑、紙屑又は反古等を以て抄造す。

ホ、製紙の收支計算

本村の現在に於ける製紙の主なるものゝ收支計算は次の如し

加茂紙 (障子紙用)	一金八圓七拾五錢	紙二十五束 (一掃貳分五厘)
収入の部		代但一束二百枚入
		支出の部

一金五圓貳拾錢	楮上生皮十六貫匁代
一金五拾錢	煮熟藥品代
一金拾錢	黃蜀葵(ネリ)代
一金五拾錢	薪炭代
一金貳拾錢	器具損料
一金貳圓	人夫(八人)賃
計金八圓五拾錢	
差引金貳拾五錢	利益
備考	楮生皮十六貫匁(一釜と稱す)を元本とし て計算せり

大谷地紙 (傘紙用)

收入の部	
一金拾壹圓五拾錢	紙五束代 但一束五百枚入
支出の部	
一金五圓	楮生皮十六貫匁代
一金貳圓八拾錢	木質バルブ代
一金五拾錢	煮熟藥品代
一金拾錢	楡(ネリ)代

收入の部	
一金五拾錢	薪炭代
一金貳拾五錢	器具損料
一金貳圓貳拾五錢	人夫(九人)賃
計金拾壹圓四拾錢	
差引金拾錢	利益
半紙	
收入の部	
一金貳圓	紙一締(十束代) 但一束三百枚入
支出の部	
一金壹圓四錢	三檀白皮一貫三百匁代
一金拾錢	煮熟藥品代
一金貳錢五厘	晒白藥品代
一金貳錢五厘	ネリ代
一金六錢	薪炭代
一金五拾錢	工賃
一金參錢	切仕立料
一金七錢	器具損料
計金壹圓八拾五錢	

差引金拾五錢

櫻紙

收入の部		利益
一金貳圓	紙一締(十束代) 但一束四百枚入	晒白藥品代
支出の部		
一金七拾錢	紙屑(上字屑)一貫二百匁	ネリ代
一金拾錢	煮熟藥品代	薪炭代
		工賃
		切仕立料
		器具損料
		計金壹圓八拾八錢
		差引金拾貳錢
		利益

製紙は、本村に於ける重要な副業にして、其振否は一村の消長に至大の關係あるを以て、其進歩發達を期すべく、如上改良要項を叙説せり。然りと雖も本業改良の事たる、利器の應用、技術の研究、原料藥品の性質等多岐に亘り、加之、化學に關する事項は、實地指導に俟つべきものあり、是等は講習に依りて啓導せむとす。

如今工業の發達と共に、機械を應用して盛んに洋紙を製出するありと雖、洋紙と和紙とは、其本來の性質を異にす、其本來の性質とは、紙の原料とする纖維の差是なり、即ち彼にありては、専ら堅硬の質を得むか爲に、纖維を短く製し、之によりて其質の密なるを致せり。之に反して、我は専ら柔軟を主とし、長き纖維によりて其特色を出せり。此の如く纖維の長短は、聽て機械漉と手漉との差違を生ずることとなり、長き纖維は、機械漉に適せずして手漉によること最も精良の結果を得るものとす、故に精



良なる器具と巧妙なる技術に化學の應用を以てし、時代的需用の紙類を抄造することに専心努力し、其改良の結果として、品質の改良統一と努力の節約とにより、生産額八萬九千七百六拾九圓に對する一割増の利益を擧ぐるにせば、其額實に八千九百八拾圓に上り、更に生産高に一割を増加するときは、通じて壹萬七千九百六拾圓に達すべし。

#### へ、改良實行の事項

- 一 和紙は從來の舊慣上より或種類に於ては殆んど用途を區別せずして濫用せられしが、其原料の不廉なる爲、近來日常消費物たる普通紙に對しては、價格低廉模造和紙及機械抄和紙の現れて著しく打撃を受くるに至れり、然れども生漉和紙は其質の強靱にして能く保存に耐へ、洋紙の代用し難き特殊の性質あるを以て、時代の好尚に鑑みて品種の用途を研究すること
- 二 從來手漉製紙術に於ては頗る發達せるものありと雖、今後機械力の應用に依り生産費の節減を計るにあらざれば、廣く商品として發達する能はざるべし。殊に日用品たる普通用紙に於て此點に注意を要するものとす。而して本村の如き冬期間副業として最も小規模に従事するの地にありて、資本の關係等を稽へ、機械の共同使用或は簡易なる機械の選定等に就きて講究すること
- 三 廉價なる機械漉紙の需要は、逐年増加し、其技術亦漸く進みつゝあるを以て、此趨勢に後れず、原料の選擇及藥品の使用法等に就きて講究を怠らず、紙質の改善を圖ること

- 四 和紙は其紙質區々にして形狀一定せざるは一般の通弊なり、是れ副業的手工的製品の免れざる缺點たるべしと雖、商品として取引上一大弱點たるを以て、一定の標準を定めて是か統一を期すべきこと
- 五 從來多くは生産者各個に於て商人より原料を購入し、更に其製品を之に販賣するは、一は高價に一は低廉に取引せざるべからざるの状態なるを以て、成るべく原料の共同購入及製品の共同販賣を行ふこと
- 六 本村製紙業の發達は、冬期の農閑を利用し低廉に製出せられたるものなりと雖、近來原料缺乏の傾きあるは、事業の根柢に變化を及ぼすものなるが故に、相當の方法を以て楮及三椶等の栽培の法を講ずること

### 丁 天然力の利用

以上主なる生産業に就き絮説したり、更に園藝、畜産其他農産、林産の製造を始め、副業の改良擴張に依り、生産の増加を圖るべきもの多々ある而已ならず。本村の地勢たる、山岳起伏し積雪亦多きを以て、天然力自然力を利用し、以て産業經濟に資すべきもの尠からず、即ち山岳に於ける鐵線及鐵索運搬(架空運搬法)は、傾斜地に適する固有の運搬法にして、林産物の要素とすべき簡易と廉價との目的を達

し得べく、或は棧路（修羅）運搬法に依り、滑落運搬法を行ふべく、或は積雪を利用して運材をなし、若くは貨物の運搬及耕田の客土挽入を行ひ得べく、或は河川を利用して木材の筏流若くは管流を行ひ得べく、或は水路の高低著しきを以て灌漑排水を自由に按排すべく、又落差の設備容易なる爲、水力を利用して水車を設け得べく、或は氣象の變化を考察して農作物の品種の選擇施肥の方法霜雪害の豫防、作業の緩急を講じて、収益の能率を増す等、數へ来れば、縷指するに遑あらず。故に各種産業の改良擴張、利器の應用、科學の研究、天然力の利用と畜力の利用、村民の勤勉努力等に依り、今後十年間に於て、現在の生産額貳拾九萬七千四百五拾圓に對し、少くも其三割増八萬九千貳百參拾五圓の生産増加を期す。

### 一 産業組合を擴張すること

産業組合は、産業者をして自治自助を経とし、協同相助を緯とし、物質上並精神上の團結に依り、競争劇甚なる社會に處して、能く其の産業及經濟の發達を謀り、徳義の上進に資し、以て各自の生活状態を改良すること共に、進みて國家に貢獻せしめむとする團體なり。而して信用組合は能く中産以下の農工商業者等に低利の資金を供給して、事業の發達を謀り、又能く貯蓄の便宜を得しめて、富力の充實を謀るを以て目的とし。其効果頗る著大なるは、今更論を待たず。

我七谷信用組合は創立既に九年を閲し、出資金七千八百貳拾圓準備積立金また之と同額以上に達し、仍年々の剰餘金は、配當をなさずして其金額を準備金に積立つるを以て、今後十年を待たずして出資額の二倍以上に達するは難事にあらず。従ひて其基礎愈々鞏固を加ふること共に、本村産業及經濟に運用すべき資金は、綽々餘裕を示し、大に意を強うするに足るべしと雖、更に信用組合の活動と相俟ちて購買販賣生産組合の設置を必要なりとす。左に其概要を記述すべし。

#### 一、信用組合の發達を圖ること

本組合は設立以來、經營機宜に適し、能く産業經濟及自治の發達に貢獻するところ頗る見るべきものあり、其成績良好にして、既に選奨の榮譽を荷へること數次、將來倍々其發達を期すべきは、喋々の要なしと雖も、今後更に貯金の奨励に力め、獎善貯金の普及を期し、其他時宜に稽へ、民意に察し、適切なる貯金の方法を設定し、現在貯金額四萬六千貳百圓の倍額（十年後）以上に達せしめ、各戸各人貯金を有せざるもの無きに至らしめざるべからず。

而して信用組合は有力なる經濟機關たるのみならず、道德の向上と民風の作興とに意を致さざるべからず、之れが爲に、組合は常に他の機關と策應して、適當なる施設をなし、組合員の訓育指導に努め、能く財足り徳敦き村民を育成し、以て有終濟美の目的を達せずんばあるべからず。

#### 二、購買販賣生産組合を設置すること

製紙原料・肥料・種苗等、産業に必要な物品は、勿論、逐年騰貴の趨勢を示し、生活難を訴へむとする是等生計上に要する物品を購入するに方り、成るべく有利なる方法を選び、其廉價良品を得て、能く産業及經濟上の發達を期するの必要なるは、實に時勢必然の要求にして、其目的を達成するには、購買組合の活動に待たざるべからず。又製紙・木炭・米穀・其他本村生産物を、成るべく高價に且確實なる方法に依りて販賣し、以て販路を擴張し、生産の改良を遂げ、其の利益増進を謀るは、現時の急要事たり。殊に交通の發達・學理の應用・機械の發明等、日進月歩の状態にありては、諸般の産業、個々小規模の經營は、到底其發達を期すること能はず。殊に生産上の利益は、一に其販賣の方法如何に依りて定まると云ふべく、而して地方大多數の中小業者が、其生産物の品位の統一市價の昂上を期するが如きは、共同經營の方法を措いては、殆んど他に途無きを信するなり。販賣組合は實に此目的を達成すべき機關にして、本村の主要生産たる製紙木炭の如き此方法に依るにあらざれば、前途の發達を期すること難し。生産組合は、産業の助長を主眼とする積極的方法を採るものにして、此の組合は比較的低廉なる料金を支拂ひて粗製品に或る功程を施して、其聲價を高めしむると共に、大なる資本を投せざれば用ゐる能はざる設備を利用して、其産業上の利便を組合員に與へしむる共同機關なるを以て、生産費を軽減すると同時に、價格品位を高むることを得て、小弱なる業者が、現代の資本主義に對抗するに付ては、極めて適切なる組織なりとす。

以上各種組合の設置は、何れも刻下の急務にして、一日を緩うすべきにあらざると雖、而も這般の事業は、適當なる當事者を得ざるべからざると共に、特別の技能と經驗とを有するものたらざるべからず。殊に組合員の訓練を重ね、克く組合の主旨を體得し、共同の精神相助の觀念を了解保持するものにあらざれば、折角の經營努力も其目的を達し効果を收むること困難なるを以て、事業創設の前に於て、深く此點に付き考究審議を費し、確實なる計畫を立て、而して後其目的の必成を期すべし。

### 三 農業倉庫を設置すること

凡そ技術の進歩に依りて、農産物の増加を來し品質の向上を致すも、生産物の販賣其他商取引の關係に於て、施設經營宜しきを得ずんば、生産は殆ど統計上の裝飾に止まり、農家の經濟には何等の利益を來さざらむ。已に農業が、自給自足のものにあらずして、縦令小規模なりとも「企業」たる今日の時勢に在りては、其の求むるところは、多收穫のみにあらずして、亦多収入ならざるべからず。農業倉庫の經營は、此の目的を達するに甚だ便なり。

殊に今回の大戦争に於て食料問題の關するところ大なるを覺知し、食料の自給、換言すれば、他國の輸入を待たずして、自國の生産のみを以て充當すべきことの必要を感ずること、益、痛切と爲れり。而して米穀は我國食料品中、最大切なるものにして、其生産は、我國の産業中、最重要なる地位を占め、

其生産の消長若は分配の良否は、我國の經濟上社會上に及す影響頗る大なるものあり。即ち米穀の需要供給に於て、甚しく調和を缺くに至らば、之が爲に、或年は米穀の過剰を生じ、以て米價暴落し、米穀の生産者は、大なる苦痛を感じ、又或年は米穀不足を告げて米價暴騰し、之が爲に一般消費者は、大なる困難を感じるに至らむ。此の如く價格の變動劇しき時は、其影響は、自ら生産と消費とに及び、これより我國食料品の獨立を圖ること漸く困難を來し、遂には經濟界を攪亂するに至るべし。社會問題も或は之が爲に生ずることなきを保せず。是に於て乎、米價の調節は、國家緊切なる事項に屬するを知る。故に今後、食料品の獨立を圖る點に於て、將た生産者消費者間に立ちて圓滿なる取引を行ふ點に於て、農業倉庫は、必要なる設備なりと謂はざるべからず。

從來倉庫業は、物品の寄託を業とす。而して商人本位のもの、株式合資等の組織に依りて經營せられ、營利を目的とすれども、農民本位のもの、産業組合、農會等に依りて經營せられ、營利的なるを許さず。常平を旨とし、價格の激變を防止し、貯蓄を奨励し、生産の改良と統一とを計り、以て共同的精神を養成するに在り。故に普通倉庫の要素は、單に資金にありと雖、農業倉庫の要素は、寧ろ至誠の精神に在り。是を以て本村にありては、産業組合か經營の主体として其の任に當らむことを期す。

農業倉庫は、倉庫證券を發行することを得。證券は寄託者の請求によりて交付する一種の有價證券にして、其効用は、寄託者が其寄託したる物件につき、存在する権利を利用する目的に供す。蓋し物件所

有者が、其物件を倉庫に寄託したるときは、其物件の上に於ける権利は、其物件と伴はざれば利用するを得ざれば、不便を感じることも尠少にあらず。故に物件所有者が、物件を倉庫に寄託したるときは、其の物件に對する権利は、之を其現物に伴ひて利用せざるべからざる理由なきのみならず、證券を以て其物件を利用するは、大に便宜なりとす。而して其物件に對する権利の利用は、貨物の讓渡、質入等とす、即ち寄託者は、其證券を以て貨物の讓渡を爲し、又自己に對する債權の爲に、之を擔保に供する利益を有するなり。

農業倉庫が、前に述べたる如く、米價の調節上、至大なる使命を有する所以は、農業倉庫證券に依り金融の便を得るを以て、從來の如く穀價の如何を顧るに暇なく、收穫後直ちに賣却するが如き不利なる状態を脱するを得るにあり。繭の如きも亦然り。一般入庫物に對して金融を與ふことは、農業者に取っては、新に動産信用の途を開きたるなり。

農業倉庫は農産物保管の機關なり。凡そ農家は生産事業に従業すと雖、之が保管の方法備はらざるか爲に、生産物の品質を失墜し、虫害の爲に損失を蒙ること頗る多し。又保管方法の不備なるが爲に、賣崩しの弊を増長するの勢なしとせず。今米穀保管の實況に徴するに、保管中、虫害・鼠害・變質等、其の損害實に些少にあらず、就中、穀蛾・穀象其他の害虫は、梅雨期前後に發生し、多大の害をなす、之を驅除するには、倉庫を密閉して、二硫化炭素より發する一種の瓦斯を倉中に放散するにあり。然れども

普通農家の倉庫は、設備不完全なるもの多く、此の如き方法を實行するも其効力微弱なるを免れず。組合の倉庫ならむには、瓦斯の漏洩少きが爲に、効力多かるべし。

又生産物の品質改良、品種統一は農業者の最も努むべき所、大体に於て當業者の自覺に任せざるべからざるも、制度方法の良否亦與りて大に力あり。農業倉庫の利用は、其の目的を達する一助たり、例へば品質の優良は其の需用を増し、數量の正確は其信用を博し、然のみならず品種の統一は大量取引をなすに至便なるが爲に市場に聲價を高め、高價に賣買することを得るを以て、農業の奨励を爲り、農業者の自覺心を振興する効果を生すべし。又小作者が、其生産物を倉庫に寄託し、證券を得て以て小作米納付の手續を了するを得ば、地主小作者双方の便利たるは論を待たず。

之を要するに、倉庫によりて入庫生産物の共同販賣を行ひ、證券によりて動産信用の途を開くか如きは、即ち米價の調節と金融の便宜とを得て、農家の經濟を伸張し、延いて農業の發達、農村の振興と爲り、斯業の將來に寄與するところのもの頗る多かるべきを想像するに難からざるなり。

#### 四 富力を増進して治産に努むること

一人の富致すべく、一家の財殖すべし。是れ私事にあらず、個人は則ち社會を組織する一分子なり、將た國家の一分子として我 陛下に忠順なる臣民なり。此の分子にして貧乏ならむか、國家社會も隨ひ

て富の程度低からざるを得ず、總ての分子皆貧乏ならば、國家社會は全く貧乏なるを免れざるなり。されば人々は、社會の爲國家の爲と心得、以て各自富を増さむことを圖らざるべからず、凡そ他人の厄介にならざるを得ざる程の貧乏は、道徳上の罪惡なるは勿論にして、縦令然程のものならずとも、苟も怠惰放慢の結果として、貧困窮乏ならば、社會の一分子として 陛下の臣民として、不忠なるものと謂はざるを得ず。

致富を圖る上に於て、最も忌むべきは奢侈なり。奢侈は身分不相應の金を消費することなり、二宮翁の所謂分度を等閑にして、漫りに金を遣ふことなり、收入したる全額を、悉く消費し盡したらば、幾年を経とも、富の致すべき理あるべからず、若し收入以上の消費を爲すのみならば、漸次資力を減殺して遂に負債に苦むに至る、「奢是吾敵」なれば最も戒慎すべし。而して假令奢侈を戒慎すとも、業務に勤勉なるにあらずば、富力を増進するを得ざるは勿論なり。勤勉は努めて働くことなり、稼くに追付く貧乏なし、怠惰は眞に恐るべし、怠惰は惡徳なり、勤勉は善徳なり。然れども單に勤勉を以て足れりとすること能はず、家道は儉にあり、勉めて節儉なるにあらずんば、富力の増進、得て望むべからず、節儉は無益なる費用を省くことなり、文化の進歩と共に、生活の程度向上するは自然の勢なりと雖、生活の程度を進むることは、山を下るが如く極めて容易なり、之に反し節儉は山を上るが如く困難なるを以て、常に節儉せむことを心掛くべし。之を要するに、致富殖財は、國家社會の爲の義務なれば、奢侈は可成

的之を排斥し、勤勉節儉の徳を養はざるべからず。

奢を斥け儉に就き、能く職業に勤めて、富力を増進するに當りては、石より堅き克己心を要す、膠より強き忍耐力を要す、毅然として誘惑に勝つべき獨立心を要す。此の克己・忍耐・獨立の心力を把持して、始めて能く貯蓄の餘裕を得べし。而して一家の經濟を、秩序正しく行はむには、

收支を明にする爲に帳簿を備ふべく

月々の豫算を立つべく

前月の収入を以て今月の生活を立つべく

凡ての支拂を現金を以てすべし

斯くして蓄財の實を擧ぐるに左の方法あり

- 一 天引貯金
  - 二 内職貯金 (臨時収入貯金)
  - 三 積<sup>タカヒ</sup>で貯金 (機會利用貯金)
  - 四 買入貯金 (交換貯金)
  - 五 課税貯金 (消費貯金)
  - 六 剩餘貯金 附 拂物貯金
- 収入の幾部を最初にハネて積む  
豫定せざる収入を積む  
其の心算にて費用を節して積む  
投來物を買入品と見做し相當代價を支拂ひたるものとして積む  
贅澤物には一二割の税を課して之を積む  
豫算の殘餘又は不用品の賣拂代金を積む

- 七 紀念貯金
  - 八 旅行貯金
  - 九 原價償却貯金 (前月賦)
  - 十 一定積立貯金
- 家族の誕生日、故人の忌日、入學卒業の祝日等に於て積む  
旅行先にて郵便貯金をなす  
現品を値積りし其の使用に堪ふる期間を定め其の期間に其の額を月賦にて積立つ

前記の方法は克己・忍耐・獨立の氣力を以て、之を勵行すべし。

且居常一錢の微にも注意せよ、巨萬の高は、自ら茲に集まらむ、遠路に行かむに、其の始めは一步よりす、一步一步の小なる進行が、遠く永く繼續して、遂に其の目的地に到達するを得べし、忍耐持久、小を積みて大を成すこと寔に驚くべきものあり。今爰に複利の利殖に付きて之が計算を見るに

壹圓の元金を一割に廻せば、百年の後には、元利合計壹萬參千七百八拾圓餘となる。五分ならば百年後に、百參拾壹圓五拾錢、六分ならば百參拾九圓餘、七分ならば八百六拾七圓強となる。故に百年後に壹圓を得む爲に、利率を五分とすれば、元金七厘六毛、一割とすれば壹毛未滿の元金にて足れり。

ここに毎年壹圓つゞの積立をなすものありとせば、其の元利合計の將來は左表の如し

年	限	利率	四分	四分五厘	五・分	五分五厘	六	分	七	分	八	分
---	---	----	----	------	-----	------	---	---	---	---	---	---

年別	利率	四 分	五 分	六 分	七 分	八 分	一 割	一割二分	一割五分
三 年	年	三、二四六	三、二七八	三、三〇〇	三、三二二	三、三三五	三、三七八	三、四〇〇	三、四二二
五 年	年	五、六三三	五、七一一	五、八〇二	五、八八八	五、九七五	六、〇六三	六、一五三	六、二四六
七 年	年	八、二二四	八、三〇〇	八、三八〇	八、四六九	八、五五九	八、六五〇	八、七四三	八、八三九
十 年	年	一二、四八六	一二、八四一	一三、二〇七	一三、五八三	一三、九七二	一四、三六五	一四、七六四	一五、一六九
二十 年	年	三〇、九六九	三二、七八三	三四、七九一	三六、七六六	三八、九九三	四一、〇七三	四三、八六五	四六、四七三
三十 年	年	五八、三三八	六三、七五二	六九、七六一	七六、四一九	八三、八〇二	一〇一、〇七三	一二三、三六六	一五〇、六七二
五十 年	年	一五八、七七四	一八六、五三六	二二九、八八五	二九九、七五九	三〇七、七五六	四三四、九八六	六一九、六七二	九〇九、二七七
百 年	年	一、二八七、二九	一、八七一、四四	二、七四〇、五三六	四、〇三七、二七一	五、九七六、六七〇	一三、二四八、三七八	二九、六三三、二七七	六三、六三三、二七七

又拾圓の元金を、一定の利率にて或る年數の間、利殖すれば其の元利の合計は左に示すが如し

年別	利率	四 分	五 分	六 分	七 分	八 分	一 割	一割二分	一割五分
五 年	年	一三、一六七	一三、七六三	一三、三八二	一四、〇〇六	一四、六九三	一六、一〇五	一七、六三三	二〇、二一四
十 年	年	一四、八〇二	一六、二八九	一七、九〇八	一九、六七二	二二、六八九	二五、九三七	三二、〇五八	四〇、四五六
十五 年	年	一八、〇〇九	二〇、七八九	二三、九六六	二七、五九〇	三二、七三三	四一、七七二	五四、七三六	八、三七一
二十 年	年	二〇、一九二	二六、五三三	三三、〇七一	三八、六九七	四六、六二〇	六七、二七五	九六、四三三	一六三、六六五
二十五 年	年	二六、六五八	三三、八六四	四二、九一九	五四、二七四	六八、四八五	一〇八、三四七	一七〇、〇〇〇	三三九、一九〇
三十 年	年	三三、四三四	四三、二九	五七、四三五	七六、一三三	一〇〇、六七	一七四、四九四	二九九、九九九	六六二、一八
五十 年	年	七、〇六七	一四、六七四	一八四、二〇二	二九四、五七〇	四六九、〇二六	一、一七三、九〇九	二、八九〇、〇三二	一〇、八六六、五七四

小を積みて大を成すこと、貯蓄のみならず、借財も亦然り。油断は大敵なるぞ、農家の負債は、之を注意豫防せざるに於ては、往々祖先傳來の不動産さへ、之を失ふの止むなきに至ることあり。フランクリン氏は曰く「負債は他の權力に汝の自由を授くるものなり」と、金を借りに行くは憂を取りに行くものなりと、古人之を戒めたり。假りに百圓の元金を借りて之を十ヶ年賦償還とすれば、比較的返済に容易なるも、尙年利八分として、十ヶ年間に、四拾九圓餘、即ち元金の約半額に達する金を支拂はざるべからず、恐るべきは是れ負債なるかな。今百圓の元金を、毎年末、支拂ふべき年賦償還として、其の年賦金は左表の如し

年賦別	利率	五 分	六 分	七 分	八 分	一 割	一割二分	一割五分
五 年	年	一三、〇九七	一三、七四〇	一四、三六九	一五、〇四六	一六、三八〇	一七、七四一	一九、八三二
十 年	年	二二、九五〇	二三、五八七	二四、三三八	二五、九〇三	二八、二七五	二七、六九八	一九、九二五
十五 年	年	九、六三四	一〇、二九六	一〇、九七九	一一、六八三	一三、一四七	一四、六八二	一七、一〇二
二十 年	年	八、〇二四	八、七二八	九、四三九	一〇、一八五	一一、七四六	一三、三八八	一五、九七六
二十五 年	年	七、〇九五	七、八三三	八、五八一	九、三六八	一一、〇一七	一二、七五〇	一五、四七〇
三十 年	年	六、五〇五	七、二六五	八、〇五九	八、八八三	一〇、六〇八	一二、四一四	一五、二三〇
五十 年	年	五、四七八	六、三四四	七、二四六	八、一七四	一〇、〇八六	一二、〇四二	一五、〇一四

毫厘の差、千里を隔たる。貯蓄して富力を高むること、借財して返済に汲々たること、一は之を内に積み一は之を外に散す、常に形而下の損得のみならず、亦形而上の影響決して尠きにあらず。是を以て本村民たる者、當に營々として蓄財に努むべく、而して十分成算ある場合にあらざれば、決して憂を取りに行きこと勿れ。

蓋し勤勞して貯蓄し、貯蓄して更に勤勞すれば、人として幸福ならざるはなく、一家の富は、即ち地方自治の振興に資するや大なり。米人**ブラウン**氏は、其の著『勤儉の進歩』第一節に言へらく「勤勞して貯蓄するは、人をして他日の進歩を爲さしむる階梯なり、隨て勤勞し隨て貯蓄せば、必ず將來に爲すあらゆることを自覺せむ、貯蓄は即ち自營心を積成せしむ」と、至言と調ふべし。それ蓄財致富は、最後の目的にあらじ、譬へば食は人生に缺くべからざるものなれども、飯を食ふは、其の目的にあらすして、健全なる身體を養ひて遺憾なき活動を爲すことを目的とするが如し。蓄財致富も、或る目的を達するの爲ならずんばあるべからず。

英國人の如きは、人格家格を高むる爲に勤儉貯蓄を爲す、勤儉貯蓄は、人格家格を向上せむが爲なり、故に彼等は勤勞を神聖視し、天は何物をも人に與へず、只其の働に與ふるものと解して、勤勞は人の天職、勤勞せざるものは、一塊の麴麩も食ふ權利なきものとせり。而して身分不相應の生計は、恥辱の極、沐猴の冠と同一視して、奢侈贅澤は、飽まで之を禁するが故に、貯蓄すべき額多きなり。佛國人な

らば其の金額を擧げて銀行に預け入るゝならむと雖、英國人は然らず、其の一半は之を銀行等に貯蓄するも、一半は家庭の品位を高むる材料の購入に使用す。故に佛人は金にて貯へ、英人は金と物とにて貯ふ、之が爲に英人の貯金は、佛人に及ばざるも、佛人の品格は上らずして、英人の品格は、漸次向上す、例せば佛人は壹萬金を有する小作人なりとすれば、英人は五千圓を有する自作者たるが如し。概して英人の貯蓄して富を致せる結果は、己を益し、人を利し、社會の公益に資すること多きなり。苟も蓄積して富力を増進せむには、其の目的を明確にすべし。今左に目的となすべきものを列擧せむ。

- 一 國家の進運に伴ふ國民の生活を爲さむが爲なること
- 一 獨立自營の國民とならむが爲なること
- 一 社會公益の爲に推讓せむが爲なること
- 一 事業を擴張せむが爲なること
- 一 人格家格村格の向上を圖らむが爲なること
- 一 子孫をして累を社會に及ぼさざるやう教養の資をなさむが爲なること
- 一 一家の團樂一村の和樂一國の安寧に資せむが爲なること
- 一 共濟慈善の美舉を爲さむが爲なること
- 一 遺憾なく人道を行はむが爲なること



孟子曰はく恒産なき者は恒心なしと、本村民たるもの、村是に基き、進徳致富の途を進みつゝありと雖、猶一段の勤勞と節儉とに依りて、其の蓄積を高め、其の富力を増し、一家の産を治めて恒心を得、公共の爲に竭して倦まず、自治平和の民たらむことを期すべきなり。

### 第三 教育の振張

有史以來稀有の進轉を爲したる明治の聖世は、四十有餘年にして終焉を告げたり、而して大正の新時代も、早已に數星霜を閱したり。明治の維新は、實に第一維新なりき、須らく更に第二維新を遂行して以て歴史は舊く國命は新たなる帝國の發展を期せざるべからず。今上陛下御即位の大禮當日、大正四年十一月十日、紫宸殿の儀に於て詔りたまはく

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ語ク

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世々相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國体ヲ成セリ

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐邇ニ霑洽ス

朕今不續ヲ繼キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク盤石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス爾臣民ノ忠誠其分ヲ守リ勵精其業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍、國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

聖旨宏遠、感激の至に禁へず、臣民たるもの唯當に分を守り業を勵み、同心戮力、以て皇運を扶翼し、國光を顯揚するに遺漏なからむことを期すべし。蓋し精神を集め心血を注ぎ、各方面より改善濟美の努力を致し、其効を一にして之を國家に捧ぐるは、是れ則ち上 先帝の宏謨を繼載し、今上陛下の聖明に答へ奉り、下國民の理想を實現し、第二維新の大業を完成し、國利民福を無窮に開く所以なりとす。新時代を導きて能く其意義を發揚し、新日本の使命を果すの方策は、多種多様なりと雖、凡そ國家の隆替は教育の效果如何に因りて岐る、教育は即ち國民活動の第一義なり、其上進は國力發展の基礎と爲り、其普及は地方振興の原動力と爲る。既往明治の進運は、主に教育の發達に由りたり、第二維新の遂行も、亦等しく教育の振張に俟たずんばあらず。

明治二十三年十月三十日下し給ひたる勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

既に普く之を闡國に告諭して、國民當行の軌範、教育の道德的典謨たり。唯夫時代の進轉に應じて、其精神を顯揚し、其意義を發揮し、能く事效を適切ならしむる所以に至りては、其攻究を新にし、如何にして 聖旨奉戴の實を擧げ得べきかを、夙夜切憚念するを要す。

明治の教育は、軍事と共に着々進歩して、能く舊來の陋習を破り。其結果、日清戰役に現れて東洋に於ける我帝國の地位を決定し、更に日露戰役に於て世界に於ける我帝國の地位を決定したり。現時の大戰爭に於て、更に復た我國の世界的地位を高めつゝあれば、大正時代の教育に依りて、益々此世界的地位を進め、天地の公道を積極的に體現する事業を成すべき重大なる任務は、繋りて國民の双肩に在り。

然らば今後に於ける教育の最重要なる點は如何、曰はく人格主義の教育の完成、曰はく科學的教育の發達、曰はく自治的性格の養成、是なりとす。

(イ) 人格的教育の完成 人格とは、自我を中心として自覺・統一・内省・自治の力を有して、絶えず己れを實現し創造せむとして、社會的に活動する身心合一の個的主体なり。第一維新の後に於ける教育は、知力主義に傾き、教育と云へば、世間の役に立つ智識のある人を造るところの功利主義に傾きたり。之に對して、教育は智識の人よりは品性の人、世に巧みに立行く人よりは己れの理想を以て立行く人を造らざるべからずとすに至れり。我國の教育は、勅語に明示せられて、人格修養の大義を含み、實際教育に於ても、聖旨に協ふ人を造らむと努むと雖、世界の大大勢と我が國發展の趨勢とよりして、知的に傾き功利主義に流れ、教育の結果は、動すれば一藝一能の士と爲りて一身一家を立つるに急にして、己れが全人格を練り己れが理想に依りて世に奮闘するが如き十分の自立的精神ある人を造るに缺くる嫌あるを免れず。されば今後の教育は、知力的活動を旺にすべきのみならず、能動的の情意の活動を刺戟し、訓練に於ては自由の服従を爲さしむることを努め、自治的の訓練を施し、以て人格の完成を期するにあり。

(ロ) 科學的教育の發達 歐洲大戰爭の勃發してより、彼等は彼等の祖國が凄慘なる戰亂の巷と化したつゝあるにも拘らず、尙且熱心に眞摯に、戰後の教育の革新に就き、深甚なる考慮と周到なる研究とを爲しつゝあり。彼等は翹々然として相競ひて未曾有の大戰爭より何物かの教訓を得むとして汲々たり。斯の如くにして其教育上に於ける革新は、我が姑息なる教育の夢想だも及ばざる大なる努

力と大なる決斷力との下に實行せられむとしつゝあり。蓋し我國教育の短所は利用厚生を主とする科學的方面に在り、而して宇内の大勢は、益、物質的の發展を促進すべき傾向あれば我が國に於ても、科學教育の興隆を促進し、精神と物質、人格と事業との調和駢進を企圖し、以て進運の順潮に棹し、人心をして倦まざらしむべきなり。

(ハ) 自治的性格の養成 自治制は個人と團體とを調和し、圓滿なる協同生活を營む最良の方法にして、人民をして各其志を遂げしめ、上下心を一にして盛に經綸を行ふの道は、自治制度の運用を健全巧妙ならしむるより剴切なるはなし。我國に憲法の制定せられ、地方自治を以て政治の基本と爲し、既に三十年、尙以て遺憾の點尠しと爲さず。是れ國民の多數が、未だ自治の眞義を解せず、其方法修練を缺くが爲にして、憲政自治の成績不十分なるは當然の事に屬す、國民に對し自治的教育を施すの急要なる所以は、即ち此に存す。而して國民が自治的觀念に乏しきが爲に、自卑自屈、百般の事、一に唯官府の力を籍りて之を成さむとする依頼心あり、此の如くにして如何ぞ能く第二維新を遂げ、國民的勃興を望むを得むや。又焉ぞ地方の自主權を確立し、自治制の運用を爲すを得むや。

且それ農村には、農村的の教育法を施設するの要あり。「讀み書き勘定」に堪能なる辯口の人を造るにあらすして、農村實際生活の向上に資せざるべからず、即ち農民の人格才能を進めて、現實なる農民の

向上生活を認むるやうに仕向けざるべからず、少くとも農村の教育機關能く活動して、農民の價值が、國民價値の向上に貢獻する所あらざるべからず、農村の教育訓練普及して、農民の生活が、國民生活の幸福と安寧とに寄與する所あるに至らしむべし。此の如くして、始めて、農村は教育の慶澤に浴し、農民は教育の効果を享受するを得て、農村教育の意義明瞭と爲り、所謂「民育」の普及を認識せらるゝに至らむ。

現今我農村の状態を通觀するに、未だ民育の意義を体得せるもの多からざるを遺憾とす。今尙小學校を唯一の教育機關として、單に普通教育に偏倚して「讀み書き勘定」に堪能なるものを造るを以て満足し、農村に留まりて、農村を開發し農業を振興して、農民生活の向上を輸すよりも、商工の徒弟に趨り、辯口の術を以て渡世せむと欲するに便利なる教授を爲して、以て教育の價値を發揮せりとするものあり。而も教育家自ら悟らず、父兄は之に苦みて尙改善の道に盡す能はざるは、抑々何たる悲惨のことぞ。然のみならず、教育は兒童に限らるゝもの、如く思ひ、唯單に小學教育にのみ勤むれば、則ち責務を果したるものとし、少年少女は教育を完了したるものとして取扱はれ、其れ以上に教育の慶澤の及ばぬところあり、時勢の推移によるも、文明の照す光輝によるも、我農村教育は農民の實際生活に顯はれざるべからず、農民教育は小學校に於ける兒童に限られずして、青年に及ぼし、戸主大人にも其効果を延長せざるべからず。然らざれば、自治行政の振興も、民力の充實も、之を望みて得べからざるなり。地方自治

の振興は、農民文明の花にして、民力の充實は、農民文明の果なり。而して此等は一に教育に關係す。故に自治の振興と民力の充實とは、全く民育の普及發達に期待せざるべからず。されば村民の教育訓練こそ農村經營の最も切要なる所なれ、これ人我を別たす其職に居ること否かを問はず、民育の普及に努力せざるべからざる所以なり。

要するに民育の意義は

- 一、兒童より耆老に至るまで、平等ならずとも、農村的教育を施すこと
- 二、小學校をして町村文化の中心たらしむること
- 三、小學校と町村及町村民との連絡を密接にすること
- 四、小學校及補習學校の農業科をして普通科の應用科目たらしめ、町村農業の開發に貢獻する所あらしむること

五、圖書館(又は文庫)の設置、物産陳列館等の設備をなすこと

六、青年の公民教育には自治行政の講義をなすこと

七、小學校は農村的教育の特徴を發揚すること

以上の事實が實現し得むには、民育普及の意義は明瞭すべし。

其の民育の方針としては、忠良にして健全なる向上的の國民を養成するに在り。再言すれば、國憲を

重じ、國法に遵ひ、各自其本業に懸命の努力を輸して、以て國家の進運に貢獻し、利して奢らず、意を得て怠らず、心身の健康を基礎として、自強不息、飽までも自他の價値を向上せすは已ますといふ國民に造り上ぐる教育の方針ならざるべからず。殊に農村教育に於て、此方針を以てすることは、國家の爲、將た農村の爲、實に緊切なりとす。

更に之を具體的に説かむか。精神的方面としては、公共心・自助心・協同心・愛業心・向上心の養成を鼓吹し。經濟的方面としては、經濟的思想の涵養と實修とを主として信用・應用・節用・利用・善用等を勸奨し。この方針に據りて町村民及將來町村民たらしむとする人を養成せむには

- 一 實行の人
- 一 實業の人
- 一 實用の人

たらしむべく、而して其一を得れば可なりと云ふにあらずして、三者兼備の人たらしむべきは勿論の義なり。

尙一言すべきは、越後人としての本村青年氣質の、長所は益之を助長し、短所は飽くまでも之を矯正すべき事にあり。蓋し我越後青年は、概して性質温順、堅忍不拔の長所美質を有すれども、動もすれば卑屈・因循・姑息・保守・退嬰に流るゝを免れず。本村青年の教育に於ては、此點に注意せむこと最も

必要なり。

### 甲、普通教育

#### 其一 留意すべき要點

普通教育は、國民教育の爲に施さるべき教育なり。國民たる資格に伴ふ教育の義なり。我國家を永遠に存續し、我民族の發展を圖らむが爲に、強制的に之を行ふを以て、其本領と爲す。

現行小學校令第一條に

小學校は兒童の身体の發達に留意して道德教育國民教育の基礎並其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす

とあり。要は、兒童の身体の發達と、兒童の智識技能の養成と、兒童の徳性涵養と、此の三者の圓滿なる發達を目的として施さるゝものなり。

此本旨に對しては、畫一の制度整然として實施せられ、また取捨の餘地なしと雖、唯夫教育の實施に際し、教授訓練に臨み、常に地方的要素を加味し、特に農村の教育は、農村的色彩の濃厚ならむことを期す。今本村教育上、留意して徹底せしむべき要點を特に左に掲げむ。

一、兒童をして土地に安着し、自然の趣味を悟り、勞働の神聖を愛し、事物研究の氣風を養成し、利用厚生の根本を知得せしむること

一、實行的方面に重きを置きて、兒童を教養するを要す。換言すれば、能く知り能く考ふる人を作らすして、能く行ひ能く爲す人を作らむことを期すること。

一、兒童をして相互扶掖し、以て自動的に自己の心身を整理し發展せしむるところの自治的習慣の養成に努むること

#### 其二 自治的習慣の養成

自治的習慣の養成とは、教師監督の下に兒童自ら相互に提携扶掖して、訓育の基礎たる良習慣を養成するを云ふ。

小學校に於ける訓育は、兒童の道德的意志を鍛鍊して、其實行的能力を陶冶するに在り。而して道德的意志及實行の陶冶を爲さむには、先其基礎となるべき善良なる習慣を造らざるべからず。是れには他律的又は他動的に外界より力を加へて陶冶するものと、自律的又は自動的に自己の心より發動して陶冶するものとあり。他動的とは、主として教師の命令に基き、自動的とは、兒童の自制に基きて反覆練習することを云ふ。

小學校に在りては、親愛して權威ある教師の命令に基きて、反覆練習し、以て良習慣を養成すべきは勿論なりと雖、兒童をして受動的な位置にのみ立たしむる訓育は、眞に自覺を興ふる機會に乏しきを以て、未だ善良なる習慣を養成するに足らざる憾あり。故に兒童をして自動的に自己の心身を整理し發展せしむる習慣を養成せざるべからず。然れども自動の習慣は、比較的幼弱なる小學校兒童に對して、實績を求むるは甚だ難し。殊に兒童の發達を顧慮せず、習慣の基礎を確立せずして、徒に理想を畫するが如きは、其結果却りて有害なるを免れず。故に以上の得失に鑑み、一方に偏せず、能く其精神を徹底する方案を講せざるべからず。

是に於て乎、兒童は教師監督の下に立ちて、相互扶掖し、以て他動的習慣並に自動的習慣の連鎖を確實ならしむる自治的良習慣を養成すること適切なりとす。

(イ) 整備 備 ことに謂ふところの整備とは、校舎・校地・校具の清潔整頓並に學修場學修用具の準備を總稱す。

校舎校地は、多數兒童が集合して、學修し運動する所なれば、常に清潔整頓を保ち、採光通風に留意し、諸具の整頓を期せざるべからず。又始業前後に於て學修場を整理し、學修用具を十分準備することも亦學修上缺くべからざることなり。

斯く清潔整頓といひ、學習準備といひ、日々兒童の活動上に密接なる關係を有するものなるが故に

此點の良否は、直に多數兒童の幸福に影響を及すべし。隨ひて多數兒童が、此點に留意すること否かは、整備の成績を擧ぐる上に、至大の關係あり、是故に、以上の作業を兒童に課し、全生擧りてこれが成績を收むることに努めしむる時は、自動的に清潔整頓等の良習慣を養ひ、併せて生活上必須なる勤勞協同・自助・忍耐等の良習慣をも馴致せしむるを得べし。

以上の作業は、各兒童の自發活動によりて成功し得べきは勿論なりと雖、全員を毎日之に従事せしむることは、實際困難なるを以て、兒童相互間に於て、整備係を組織し、交互整備の直接任務に當らしむるを最も得策なりとす。斯くして整備の實績を收むると共に、自治的習慣を養成するを得べし。

(ロ) 風紀取締 ことに謂ふ所の風紀の取締とは、兒童の身体・服裝・言語・動作・姿勢・態度等に於て、自發的に惡を避け善に就かしむる上、更に之を監督し扶掖して、此等兒童の起居容儀をして遂には固定的の良習慣たらしめむとするものなり。

凡そ兒童の言語行爲は、其内的意志の外部に發現したるものなるが故に、其善惡正邪は、一に意志の修練如何に在りと雖、また之を監督して常に正善を保持せしむべき習慣を取らしめなば、習性となりて遂には自治的に善良なる行動を爲し得るに至るべし。而も性質善良にして自發的に十分風紀に留意する兒童に於ても、嬉戲の際、知らず識らず心を奪はれて手足の汚れたる、或は帶紐の解けたる場合にも之を意に解せざることあり。又競技等をなす場合は、兒童の常として勝負にのみ没頭する結果、

自然言語動作は粗暴に流れ易し。尙教師の許を離れて校外の地を踏まむか、児童の環界は、危険誘惑等の刺戟によりて風紀を紊るゝ場合尠からず。

以上の結果は、懸て児童心意の上に悪影響を及ぼし、延いて學修態度は勿論、總ての行動を不活潑ならしむべし。児童の状態此の如くなるが故に、風紀を取締る機會も多かるべく、隨ひて教師のみの手にては、到底嚴密なる取締と周到なる指導とを加ふること能はず。是を以て児童相互間に、風紀の取締を爲さしめ、其係を選定して之が中心と爲り、自治的に監督指導せしむることは、自治的習慣養成上甚だ必要なりとす。

(ハ) 通學團 児童通學の便を圖り、かねて校外訓練に資せむが爲に、各部落男女別に設くる通學児童の団体なり。通學距離の遠隔なるは、児童の通學上、困難を感ずること少小にあらず。就中、幼弱なる初學年級の児童及女生等は殊に然りとす。故に此困難を救濟せむが爲に、上下學年児童を以て、通學團を組織し、朝夕相提擲して、通學の實績を收めしむることは、緊要なる施設の一なりとす。斯くするときは、比較的出席を容易ならしむると共に、自治的習慣を養成することを得べし。本村通學児童團は、年を逐ひて好成績を挙げつゝあり。

(ニ) 購買組合 農村の小學校に在りては、學用品の供給圓滑ならず、其價額も不廉にして、實際の不便利尠からざるを以て、學用品購買組合を組織して、其の缺點を補足し。且児童自らをして購買の事務に當らしむるは、自治的經營の第一歩なりと信ず。七谷尋常高等小學校は、大正元年より、本組合を組織し、既に相當の成績を挙げ、基礎鞏固となれり。

### 其二 就學勵行の方法

本村の如き地勢の土地に在りては、就學上に關して特に適切なる方法を定めて、其成績の擧らむことを期し、左の三事を勵行するものとす。

一、學齡児童の就學及出席を優良にすること  
國民として將た公民として、他日世に立たむには、義務教育を完全に受得して遺憾なきを期せざるべからず。故に村内の児童は、學齡に達すれば皆就學を期すると同時に、出席歩合は、少くとも百分の九十八以上なるを要す。若し學籍に在るも缺席多きに於ては、教育の効果稍薄弱なるを免れざればなり。

二、子守児童教育を完全にすること  
義務教育の必行は論を竣たすに雖、家庭の事情あり、稼業の關係あり、事に臨みて宜を制せざるべからず。是を以て本村小學校に於ては、特別學級の設備を爲し、家庭及児童の体力を精査し、適當なる制限の下に之を收容して子守生徒たるの便を計れり、庶幾はくは相當の効果を奏するを得むか。

### 三、兒童保護會を設けること

通學の區域廣くして、遠隔の地よりするもの少からざるを以て、冬季短日に及び積雪途を没するの候に至れば、兒童通學の困難は察するに餘あり、殊に寒颯雪を捲きて天地暗冥、大人尙且歩行に困難なる時に方り、軟弱なる幼童の歩行に至りては、眞に同情すべし。是を以て遠隔せる大字宮寄上及下土倉の兒童には、保護人夫を附して送り迎へを爲さしめ、或は雨具等を常備して便宜を與ふ。又貧困兒童に對して、同情的より學用品を給與して保護に努む。前者は公費支辨に屬し、後者は小學校購買組合の収益金より給與す。而して既往にありては、此の種被保護者僅少にして、保護上毫も遺憾なかりしと雖、將來は必要に應じて、兒童保護會を設け、よく其の保護を全うせんことを欲す。

### 乙 實業教育補習教育

單に小學教育を了へたるのみにては、其の效果未だ以て満足すべきにあらず。されば進みて實業學校に入らしむるか、若くは相當の方法を以て補習教育を施すは、時勢の要求に伴ふ必然の施設なりとす。本村に於ては、實業教育補習教育に對して、左の方針を採りつゝあり。

- 一、青年補習教育を普及すること
- 一、實業學校に入學を奨励すること

一、農業林業副業の補習教育を施すこと

以下之が説明をなすべし。

### 其一 青年補習教育を普及すること

補習教育とは、小學校を卒業して中等以上の學校に進むことなく、直に實業に従事しつゝある青年に對し、普通教育に於て學べる智識を更に徹底し、進みて農業教育及公民教育を施すものを稱す。補習教育必要の理由は

(イ) 小學教育の完成 六ヶ年の義務教育は、未だ完全と認め難し、現に徴兵検査の際に於ける學力試験の成績に依るに、義務教育終了後、何等の教育を受けざる者の中には、自己の姓名を記すに止まるもの少からず。此の如くんば多額の經費を投じたる小學教育の効果も、卒業後七八年にして消失するの虞あり。是故に補習教育に於て、小學教育の完成を圖るの要あり。

(ロ) 普遍的實業教育の必要 近年農村の疲弊は、一般の事實にして、其原因多々ありと雖、農民の無智無氣力に歸するも強ち理なきにあらず。農業教育は普及せざるにあらざるも、一家の運命を一挺の鋏先に託せる小農に對する教育設備は、整へりと言ふを得ず、是れ農村疲弊の大原因なるなからむや。今後は補習教育に依りて、普遍的農業教育を施し、小農の無智と無氣力を救済し、兼ねて實習農園



は、科學的知識の増進を圖ると與に、生物を利用して人生の生活問題に資するの大切なるを知らしむるの要あり。

(ハ) 公民教育の必要 公民教育は、各個人の人格を完成して、之を國家並に地方公共團體の精神に擴大せしむる教育なり。我が日本は萬邦無比の尊嚴なる國體なるが、果して能く其の尊嚴の眞義を自覺せりや、憲法發布以後約三十年、其運用は果して完全に行はるゝか、自治体の運用は能く自治制の期待に副へりや、此等各種の問題に對する答案は、遺憾ながら何れも公民教育の必要なることを裏書す、而して國民の全部に對する公民教育は、實に補習教育に由らすんばあらず。

(ニ) 危険年齢時の教養 人類の成育状態を研究せる學者の説に據れば、齒の抜變る七八歳の時と、情慾發生後の數年間とを以て、人生の危険年齢なりとす。常識的に之を考ふるも、一生の事は、略々十七八才より二十歳までの間に定まるこいふも差支なからむ、此の人生の危機たる十八九才の青年の多くを、何等教育する設備もなく放任し置くべきにあらず、補習教育は之に充つべき唯一の教育機關なり。

凡そ補習教育の目的たる、最初は單に小學校に於て學べる知識を忘却せしめざる爲に、讀書計算を補修せしめたるに過ぎざりしに、追々職業的技能の不足を補ふ經濟的要求に重きを置くこととなり、更に最近に於ては、義務教育にて學べる智識を、現代的生活と直接の關係を有せる、職業的の活動と公民的の

活動との兩方面に、最有效ならしむるを主眼とする事となれり。

是を以て本村の青年補習教育に期待する所は、教科目中の農業科に、農業技術の概要のみならず、農業經營の一斑を加ふるに在り。蓋し普通農事の智識を與ふるは、農村の進歩發達を促す所以なり。農業經營法の概要を知らしむるは、農家各自の經濟を順潮ならしむる所以なり。殊に現在の農家が、諸種の計算に疎くして、其農事經營に遺漏極めて多きは、熟知の事實なり。是等の缺陷を補ふの途、補習教育を措きて他にあらず。而して將來公民として最も必要なる法制上の智識を授くるに於て、殆ど無關心の状態にありしは、是れ亦從來補習教育上の一大缺點なり。勿論讀本中に於て、我が國體を説き自治制度を説明する章節なきにあらずと雖、此の如き片言隻句に依りて、公民たる智識と訓練とを與へむこと頗る困難なるを以て、補習教育にて、憲法・行政法・自治制度等の大要を知らしむるを得ば、其の地方民を啓發して、民政の振作に裨補あること疑を容れず。殊に自治制度の精神は、知らしむべく由らしむべきにあるを以て、本村民たる者、能く其概念を得て、これが運用の効果を擧げむことを切望せば、須らく補習教育に於て其根柢を培養せむことを要すべきなり。

本村にありては、補習教育の經營は、青年會少女會に於てし、青年學校少女學校と稱す。而して補習教育を受くるものは、皆青年會員若は少女會員たり、故に補習教育と青年團體とは、兩者二にして一、從ひて一年の日子、總て補習教育たり、其學校の開設は、青年會少女會事業の緊張なりと謂ふべし。

殊に補習教育は、村の申合に依り、一種の義務教育として施行し、授業日には、保護者又は傭主は、休暇を與へて出席に支障なからしむ。青年少女何れも能く就學の義務を守り、其出席歩合は、青年學校にありては、百分の八十二強、少女學校にありては、百分の八十六強の成績を示せり。將來に於ては益益此歩合を向上せしめむことに注意し、且漸次實質の改善を期せむとす。

泰西諸國に於ては、國家的自覺を與ふるの手段としての公民教育は、古來最重要視せられつゝありしが、今回の戰亂以來、小學校に於て種々の名稱の下に、公民教育を施さるゝに至れり。倫敦大學の<sup>ア</sup>タムソン教授の如き、<sup>ラ</sup>ウス博士の如き、何れも公民教育を以て、國家に對する個人の道義的義務を教養するにつき、他の格段なる授業を爲すよりも、顯著なる効果ありと論せり。米國に於ても、其小學校の第四年級より市民科を課せるは、既に久しき以前の事に屬す。

歐米諸國に於ける公民教育の重要視せらるゝこと如此、されば本村に於ても青年學校にて、立憲國民として將た自治公民として、青年に徹底せしむべく教授すべき事項少からずと雖、今青年に知悉せしむべき町村自治制度の要領を左に掲げむ。

### ◎ 町村自治制度概要

#### ● 町村の性質

町村は共同の目的の爲に人類の團結せるものの一にして、其の特質は

- (第一) 町村は最下級の地方公共団体なり。凡そ公共団体は法人にして、法人とは、自然人が集まりて一の団体を爲し、其団体が法律上の人格を有するもの之を謂ひなり。故に法人は、自然人と等しく法律上意思を有し行爲をなす能力を有す。而して法人には公法人と私法人とあり。公法人とは、法人と其団体員との間に、統治關係即ち命令服從の關係を有するものをいふ。町村は公法人なり。町と村とは、法律上全く其性質を一にし、何等異なることなく、町村制と稱する同一法律の規定を受く。
- (第二) 町村は委任せられたる國務を處理す。
- (第三) 國家の機關には、人格なき機關例へば官廳の如きものと、獨立して人格を有する機關即ち公共団体とあり。町村は後者に屬す。
- (第四) 町村は共同の利益を圖らむか爲に國家の監督を受くるものなり。
- (第五) 町村は一定の領域(土地)と、一定の団体員(住民)とを以て其構成要素とす。
- (第六) 町村は一定の權力を有す。是即ち自治權なり。

#### ● 町村行政の範圍

町村は、官の監督を受け、法令の範圍内に於て、其の公共事務並に從來法令又は慣例に依り、及將來法律勅令に依り、町村に委任の事務を處理す。此の範圍を超脱して、其の行政をなすを得ざるなり。

公共事務とは、町村の固有の事務にして、衛生・土木・勸業等に關する行政事務其の多きを占む。例へば病院・水道・電燈・市場・公園・墓地の如きは是れなり。

また町村存立の目的に屬する事務にあらざれども、國家が必要に依り、自己に屬する事務を、法令又は慣例に依りて町村に屬せしむるもの、之を委任事務と稱す。例へば國稅の徵收・小學校の設備・消防の設備・印鑑簿の整備・道路橋梁の設置修繕の如きは是れなり。

前記の固有事務にせよ、又は委任事務にせよ、何れも法律勅令其他命令の範圍内に於て、之を處理せざるべからず。二三の例をいへば、電燈事業に付ては、電氣事業法。水道に付ては、水道條例。小學校又は消防の設備に付ては、地方學事通則、小學校令又は消防組規則の規定に遵ふを要するの類なり。

#### ● 町村自治の權利

自治權とは、町村が其の團體の機關の組織及團體と團體員との關係に關し、法規を制定する權なり。此權を有すればこそ、町村は其地方の實情に適應する法規を制定して、町村存立の目的を達することを得るなれ。

町村が其の自治權に依り制定する法規は、條例と規則となり。條例とは、町村住民の權利義務又は町村の事務に關する法規にして、基本財産蓄積條例、造林條例の類なり。また法律を以て特に條例を設けしむることを要する事項を定む。町村會議員定數の増減、町村長助役を有給となす事の如き、又は使用

料・手数料・特別稅の如き事項に關しても、條例の規定を必要とするなり。

規則とは、條例を以て規定する以外に於て、町村が自主立法權の一作用として設定する法規なり。この規則は、營造物に關して之を制定し得るのみならず、財産の使用に付ても、亦之を制定することを得。規則の制定は、許可を受くることを要せざるなり。

條例又は規則は、法律命令に抵觸することを得ざるものにして、町村住民をして之に遵由せしむべきものなり。

#### ● 町村構成の要素

町村構成の要素は、前陳の如く、一定の領域と一定の團體員となり。再言すれば、町村は地方自治團體にして、一定の區域を限りたる土地を基礎とせる一定の人民を以て組織せる團體なり。

一定の區域とは、團體の構成要素として分割せられたる地域を稱す。隨ひて其地域に對しては自治權を行ふことを得。

一定の人民とは、住民のことなり。法律は町村内に住所を有するものを以て其町村の住民となす。住所とは、人が其場處に常住する事實と常住する意思を有する事に依り、其人の生活の本據地即ち生活の中心地とする場所を云ふ。故に住所を有する人民は、其町村と密接の利害關係を有し、其行動は、直に町村の事業事務に關係を及ぼし、又町村の状態は、住所を有する人民の共同の利益、各人の幸福に關

係を及ぼすものなり。

住民は、権利として其町村の財産營造物を使用することを得べく、義務として町村の負担を分任す。法律は更に住民中に於て、公民たる者を定め、特定の権利を與へ、義務を負はしめ、以て町村活動の基礎と爲す。

● 町村公民の資格

町村の住民は、其町村の構成要素の一なるが、其範圍廣きに失し、老若・男女・貴賤・貧富・強弱・賢愚により區別なきを以て、此の如き雜然たる民衆に對し、公務に參與する權を與ふることは、町村の基礎を薄弱ならしめ、其活動を阻害する虞あり、故にこの住民中、一定の資格を具備する者を限定して、公務に參與せしむるを適當とす。此種の住民を公民と稱す。

法律は公民たる者の資格を定むること左の如し

- 一 帝國臣民たること
- 二 獨立の生計を營む男子たること
- 三 年齢二十五歳以上の者たること
- 四 二年以上其町村の住民となり、其町村の負担を分任せること
- 五 二年以上其町村内に於て地租を納め若は直接國稅年額貳圓以上を納むること

六 貧困の爲公費の救助を受けたることあるも二年以上を經過したること

七 禁治産者又は準禁治産者にあらざること

八 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたることなきこと

然れども絶對に是等の要件を具備することは困難なきにあらず、又必要なる場合に於ては、此要件中の一部を除却せざるべからざることあり。故に法は町村をして二年の制限を特免することを得しむ。又家督相續に因り財産を取得したる場合、前戸主の財産に係る納税を以て其相續者の納税と見做し、此點に係る公民資格を與ふるの類なり。

公民の資格要件を具備せずして公民たるものあり、有給の町村長・助役・收入役は、其職務の重大なる關係あるに由り、其在職の間は、町村公民と爲るなり。

公民が、公民たる要件を缺くに至りたるるとき、公民權を喪ふは當然なるが、正當の理由なくして、名譽職の當選を辭し、又は其職を辭し、若は其職務を實際に行はざる者は、公民たる義務を履行せざるものなるを以て、之に對し制裁として、町村は一年以上四年以下の間、公民權を停止することを得。其他租税の滞納處分中にかゝる者、家資分散若は破産の宣告を受けて其宣告の確定し而も復權の決定確定せざる者、又は禁錮以上の刑の宣告を受け其執行を終らざる者又は其執行を受くることなきに至らざる者は、其間公民權の停止を受く。陸海軍の現役に服する者、其他兵役に在る者、戰時又は事變に際し召集

せられたる時も、公務に參與するを得ざるなり。

### ● 公民の權利義務

町村の公民は、住民の内、特殊の資格を有する者なるが故に、一般住民の有する權利義務の外、更に町村の選舉に參與し、町村の名譽職に選舉せらるゝ權利を有し、名譽職を担任する義務を負ふ。是れ即ち町村の行政に參與する所以にして、日本臣民が、憲法に依り文武官に任せられ、其他の公職に就くことを得る權利を有するに基くものなり、此の權利は、日本臣民の特權にして、最も尊重すべし。又公民は町村長・町村助役・並に町村の區長・其の代理者・町村の委員等の名譽職に就くべき義務あり、此の義務は、公職に就くの權利と相伴ひ、君國に對して臣民の負へる重大なる義務なりとす。

公民にして如上の權利義務を尊重せざる時は、町村制制定の本旨は没却せられ、法の運用は阻止せられ、町村の行政は滯滞し、竟に町村の衰頹を來すに至らむ。若し此の如き状態に陥るが如きあらば、是れ即ち聖旨に反するの甚しきもの、斷じて我が國民の爲すべきことにあらず。

### ● 議事機關の組織

自然人は、自己の意思を以て決定したる事は、自ら之を表示し之か實行を爲すことを得。然るに町村の如きは公法人、即ち一個の意思活動の團體なるを以て、其意思の決定を爲す機關を設備せざるべからず、此の意思を決定する機關を議事機關といふ。議事機關は町村にありては、町村會なり。而して議事

機關に於て決定せられたる意思を實行する機關を執行機關といふ。町村にありては町村長及其他の町村吏員なり。議事機關即ち町村會は、町村公民の、直接の選舉に依りて組織するを原則とす、この選舉は、公民の有する權利の行使なり。

町村會議員は、町村公民の權利の行使によりて選舉せらるゝものなるが故に、町村の公民は、凡てこの選舉權を有するを原則とすれども、公民權停止中の者、又は陸海軍の現役に服する者、或は現役以外の兵役にありて、戦時又は時變に際し召集せられたる者は、公民にても選舉權を有せず。其他公民以外に於て、法が特に選舉權を付與せるものあり、例せば町村内にある法人は、公民にあらざるも、多額の納税を爲す場合は、選舉權を有するの類なり。

町村會議員たることを得る資格即ち被選舉權は、選舉權と相對するものなれば、公民中選舉權ある者に限り、被選舉權を有するものとすれども、公民中、職業等の關係或は諸種の弊害を惹起する關係にある者は、議員たることを得ざらしむるを適當とす。即ち其の町村の屬する縣郡の官吏及有給吏員・其町村の有給吏員・檢事・警察官吏・收税官吏・神官・神職・僧侶其他諸宗の教師・小學校教員・町村に對し請負をなす關係に立つ者等は、町村會議員の被選舉權を有せざるものとす、又父子兄弟たる緣故ある者は、同時に議員の職にあることを得ず、又町村長助役等と父子兄弟たる緣故ある者も、町村會議員の職にあらしむべきものにあらず。

## ● 議員の等級選挙

公民の選挙権は、固より平等たるべきも、町村會議員は、自治行政上、重要な地位にあるを以て、其選挙人につきては、相當の資産あるものを適當とする、町村の負担を分任する程度に應じ相當の權利を有せしむるに、多數を以て富豪を制する弊を生ぜざらしむる必要に基き、納税額に依りて選挙人の等級を立つるは、我國の現状に照し適切なる制度なりとす、是れ即ち等級選挙と稱するものにして、法に於て町村は二級に分つ、其の等級を定むる方法は、直接町村税又は直接國税の納税最も多き者を合せて、選挙人全員の納むる總額の二分一に當るべき者を一級とし、其他の選挙人を二級とす。もし特別の事情ある町村に於ては、町村條例を以て選挙人の等級を三級に分つか、或は全く無等級となすことを得しむ。

選挙人に就ては、町村税負擔の輕重に伴ひ、其の等級を分ち、各級に於て、同一員數の議員を選挙すべきを原則となせども、被選挙人は等級を分たす、選挙人の各級に通して選挙せらるゝことを得。これ町村會議員は、各等級の選挙人を代表せず、全町村民を代表するものなればなり。

町村會議員は、町村の名譽職なり、町村公民が此の町村會議員となるは、最も尊重すべき權利にして又義務なり。されど一旦議員となりたるものを、無期限に在職せしむるは適當にあらざるを以て、法は四年を以て其任期と定む。もし任期中に、議員が死亡するか又は退職するときは、之が補缺をなすべき

ものとする、補缺選挙により當選したる者は、前任者の殘任期間在職す、此の如く議員は總て同日を以て任期を終る、之に依りて更に議員全部の選挙を行ふ、之を總選挙と稱す。

## ● 議員選挙の手續

選挙は最も公平確實なるべく、他の干渉を防ぎ、或は干渉の疑を避くるの要あるが爲に、法には選挙の手續につきて詳細なる規定あり。

選挙人名簿の調製 まづ選挙の準備として、町村長に選挙人名簿を調製せしむ。此名簿は選挙を行はむとする日の前日より計算して、六十日目の現在に因り、選挙権を有する者の資格を登録するなり。

選挙人名簿の縦覧 名簿は確實なるを要するがゆゑ、更に選挙の日の前日より四十日目を初日とし、其後七日間、選挙権ある者の縦覧に供す。選挙権ある者は、最も尊重すべき權利を行使し得る資格の登録簿なるを以て、努めて之を檢閲し、錯誤脱落等あるときは、直に町村長に對し、之が訂正を申立つべし、此の申立は、町村長に提出し、町村長は町村會の決定を経、其決定に基き名簿を修正するものなり。町村會の此の決定につきて異議あるときは、訴願・訴訟により、其事件の確定を求むることを得。

選挙人名簿の確定 叙上の如くして調製せられたる選挙人名簿は、選挙期日の前三日に於て確定す。一旦確定したる名簿は、確定後、訴願の裁決、訴訟の判決あるも、最早修正すべからざるものとなる。是れ即ち名簿確定の效力なり。此名簿は、特殊の場合を除くの外は、確定したる後は、一年間之を据置

き、其間に於ける選舉は、總て此の人名簿に據るものとす。但たこひ名簿に登録ありたる者にも、選舉の際に選舉權なきものは、選舉に參與することを得ず。

人名簿に登録なき者の選舉 名簿縦覧の場合に、錯誤、脱落等ありて、異議の申立をなしたる爲に、名簿確定後に於て、裁決又は判決に依り、選舉有權者なりとの決定ありたるときは、其人は、名簿に登録なきも、裁決書又は判決書を持參し、之によりて選舉をなすことを得。

選舉の期日 選舉を施行する期日は、町村長に於て定むるものなり、其の期日の前、少くとも七日間選舉を行ふ場所(選舉會場)・投票を爲すべき日時・選舉すべき議員數を告示するを要す。選舉は、二級より一級に及ぼすを順序とす。

選舉會 選舉は選舉會を開きて之を行ふ。此選舉會は、町村長選舉長となり、會の開閉を爲し又其取締を爲す。然れども、投票の拒否及其効力を決定するに當りて、之を選舉長の專斷に委するは、選舉の公平を期することを得ざる虞あるを以て、法は町村の名譽職として、選舉立會人を、選舉人中より、町村長をして選任せしめ、其任に當らしむ。

會場に入り得る者 選舉會に於て、選舉會場に入ることを得る者は、選舉人に限るものとす。但選舉會場の事務に従事する者、選舉會場を監視する職權を有する者、又は警察官吏は、其職務執行上、選舉會場の出入を許さるゝものとす。又選舉の神聖を保たむ爲には、選舉人をして自由の意志と嚴正なる態

度とに出でしめざるべからず、故に選舉會場に於ては、演說討論をなし、若は喧擾に涉る行動をなし、又は投票に關し協議を爲し、或は勧誘を爲すが如き、其の他選舉會の秩序を紊すが如き行爲は之を禁ず。

#### ●議員候補の選定

町村會議員は、法律上、町村の議事機關を組織するものにして、町村に於ける一種の代議機關を組織する代表者なり。ここに代表者といふは、各個の町村民を代表するにあらず、選舉したる等級の選舉人を代表するにあらず、町村一部の利益を代表するにもあらず、全く町村の全体を代表するものなり。町村と稱する獨立人格を有する一集團を代表するものなり。若し然らずして一部落一部分の選舉人の代表者なりとの意義に誤解するときは、自治制度は、根本より破壊せらるゝこととなるなり。

町村會は、各議員の多數が一致したる意見を以て其決議とす。故に議員の適否は、直に町村の意思の良否に關係し、町村が其本務を完うするに否との分るゝところなり、故に議員には、議員としての適材を擧ぐるを要す。須く町村の選良を以て町村會を組織すべきなり、町村會議員の選舉に當り、選舉人が其候補者たるべきものと選定に注意するの必要は、之が爲なり。

町村會議員の適任者とは、町村をして克く國家の發展に伴ひ、公共の利益と、町村民の幸福とを増進せしむる治績を擧げ得べき者たるべく、隨ひて議員候補者としては、其の町村を愛し、町村の使命を遂

行するの信念厚く、眞摯にして公平無私なること、勤勉にして進取の氣象に富むこと、自治制度の智識並に常識あること、定見ありて黨派の爲に思想を枉げざること等の條件を具備するを、標準とするに於ては、其選定を誤ることなかるべし。

我國町村の刷新と發展とを圖らざるべからざる今日にありては、町村民は、町村會議員の候補者を精選し、町村の利害を双肩に擔ひ、進みて議員たる公職を全うし得る、優秀にして敬重すべき議員を得むことに注意すべきなり。

●議事機關の權限

町村會は町村の意思を決定する機關なり、町村の意思は、此機關の議決に依るを原則とす。凡そ町村の行政には、一定の範圍あり、從ひて其の意思機關の職務にも、亦一定の範圍ありて之を超越するを許さず、意思の決定は、議決・決定・選舉・検査・意見の開陳として表示せらる、其の議決の範圍は町村の固有事務と、法令慣例等により町村に屬する事務との外、尙法律勅令に依り特に町村會の權限に屬せしめたる事件に限るものとす。

町村會の議決すべき事件の概目は、

- 1、町村條例及町村の規則を設け又は改廢すること
- 2、町村費を以て支辨すべき事業に關すること

- 3、町村の歳入歳出豫算を定むること
- 4、町村の決算報告を認定すること
- 5、法令に定むるものを除くの外、使用料・手数料・加入金・町村税又は夫役現品の賦課徴收に關すること
- 6、不動産の管理・處分及び取得に關すること
- 7、基本財産及積立金穀の設置・管理及び處分に關すること
- 8、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新に義務の負擔を爲し、及び權利の拋棄を爲すこと
- 9、法律勅令に規定あるものを除くの外、財産及び營造物の管理方法を定むること
- 10、町村吏員の身元保證に關すること
- 11、町村に係る訴願・訴訟及和解に關すること

等にして、要するに町村の意思を決定すべき事件は、必ず町村會の議決を必要とす。

町村會は、法律勅令に依りて選舉を行ふの權を有す。其範圍は、町村長・助役・區長及其の代理者・常設又は臨時の委員・町村事務に關する検査委員・町村の出納検査に立會する町村會議員等の選舉なり。

町村會は、町村吏員の執行する事務につき、検査をなすの權限を有す、此權限は執行機關に對する監督に外ならず。



町村會は、原則として外部に對し其の意思を發表する權限なしと雖、町村の公益に關しては、意見書を、町村長又は監督官廳に提出することを得。

町村會は、原則として自ら發案する權限は、素より之を有せずと雖、町村長缺員の場合に於ける助役の選舉・町村會議員の資格審査・會議規則・傍聽人取締規則の制定等の如きは、發案の權限を有するものと解するを得べし。

#### ● 町村吏員の組織

町村會は、議事機關として存立し、町村の意思を決定するものにして、此の意思の決定ありたるときは、之を發表し之を實行する機關を要す、是れ即ち執行機關にして、町村長其の位置を充す。而して町村長のみにては、悉く其職務を完行すること能はざるが故に、補助機關として他の吏員を要す。されば町村の執行機關としては、町村長を其の首長とし、助役・收入役・區長・區長代理者・委員及其他の有給吏員の如き、各種の吏員を以て組織するなり。

#### ● 事務處理の權能

町村は、固有事務(公共事務)と委任事務とを處理するの權能を有す、而して委任事務は、法律・勅令其他の命令等により定むるところにして、町村の發達せざる時代にありては、殆ど是等の事務を處理するのみの觀あるを免れず、然るに固有の事務は、國運の發展、社會の開發に伴ひて、町村も亦發達する

に従ひ、漸次増加するなり。

固有事務とは、町村公共の利益を目的とする事務にして、多くは町村の隨意に經營執行するものなり。而して固有事務は、其効果より見て、之を二種に分つことを得。其の一は、事務の効果が、直接に町村の行政に關係を及すもの、町村自ら之を營むべき性質のものなり。他の一は、其効果が、直接町村行政の上に現れずして、町村民の活動に依りて、先づ住民の上に其効果を呈し、其の結果として町村行政の上に其の効果を現すものなり。例へば學校の經營、市場の開設の如き、或は電氣・水道等營造物の類は、直接經營の事務にして、青年會の設置、風紀の改善の如きは、町村が其の住民の活動を指導獎勵して以て町村の福利を増進する事業なり。この區別は、町村行政に參與する者の企圖又は其の監督指導の上に注意を要する點なりとす。

町村の固有事務の内、營造物と稱すべきものは、病院・公會堂・水道・公園・墓地・火葬場・使用に供する土地・溜池・用水路・市場・電力供給・瓦斯供給・倉庫・町村醫・町村産婆等の類なり。此等營造物中、一個人の經營に係る場合に於て、一種の營業と爲り得る事業は、町村に在りても亦營業にして營造物にあらずとは、法理上之を論ずることを得と雖、我町村制に於ては、町村の性質上、委任事務以外には、固有事務のみ之を處理し得るものにして、一個人に取りては、全然營利の目的に出づるものも、町村の經營に係るときは、其事業は、公共の利益の爲に營まるるものにして、固有事務なりと謂はざる

を得ざるなり。

● 財務處理の權力

町村は固有事務と委任事務とを處理し、且町村長其他の吏員が、法令の定むる處により、國・府縣・其他の公共団体の事務を處理する爲に、之か經費を要し、町村は此の費用を負擔すべきものなり。又法律勅令等により、特に町村の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ。此等町村の負擔義務に屬する費用を支辨する爲に、財産より生ずる収入・使用料・手数料・町村税等の財源を求むるを要す。即ち町村は、其存立の爲に自己の經濟を立つるの必要あること、よく國家の經濟と類似す、此の町村の經濟を掌理する行政行爲を財政といふ。

町村が其財政を處理する爲に、國家より與へられたる權力、即ち租税を賦課徴收し、使用料手数料を徴收し、又は公債を起す權の如き、之を財政權と稱す。財政權は、國家が法律の規定を以て、町村に賦與する權力なり。此財政權は、自治制度運用上の主要なるものにして、町村の發達は、この財政權の適當なる運用に俟つものなりと言ふも可なり。

町村が其の負擔する費用を支辨するには

- 1、財産より生ずる収入 林野の産物・土地の小作料賃貸料・家屋の賃貸料・竹木の賣拂代・預金  
利子・公債社債の利子・株券の配當金等

- 2、使用料 各種營造物の使用に對する料金・舊慣に依り特定の住民が使用する財産・營造物の使用料等

- 3、手数料 特に一個人の爲にする事務に對する料金

- 4、過料 使用料・手数料及特別税に關する條例の規定に依るもの

- 5、過怠金 會議規則に違反したる町村會議員に對するもの並に町村吏員に對する懲戒處分に依るもの

- 6、其他法令に依り町村に屬する収入 國税徴收に對する交付金・府縣税徴收に關する交付金及手数料・戸籍謄本抄本下付の手数料・小學校の授業料等

を以て第一に充當すべきものとす。此等の財源によりて尙不足あるときは

町村 税

夫役 現品

を賦課徴收すべきものとす。

● 財産所有の權能

町村は財産を有する權能あり。其の財産は土地・家屋・有價證券・現金は勿論、其他民法に依り財産と認めらるる權利を所有することを得。此等財産を、その效用により區別するときは、公用財産(行政財産)

と収益財産(財政財産)との二種とす

公用財産は、直接公用に供する財産にして、町村役場學校等の敷地、公用に供する建物備品等の類なり、各種營造物の構成をなす土地建物の類も之に屬す。

収益財産は、公共の用に供するを直接の目的と爲さず、財産上の収入を得るを主たる目的と爲す財産なり、例へば田畑・森林・家屋等の如く小作料・貸地料・貸家料を生ぜしむる財産にして、基本財産と稱するものなり。此基本財産は、一般の經濟の爲に之を維持するものなるも、或は教育、救恤等の如き事業の爲に、特別の基本財産を設けることを得べく、其他基本財産に屬せざるも、特定の目的の爲に金穀等の積立をなすことあり。

#### ●營造物の性質

町村の營造物とは、其行政上の目的を達せむ爲に、命令權の行使に因らず、公共の用に供せらるる設備なり。故に營造物を組織する土地建物等は、直に之を營造物と云ふを得ず。營造物の意義及性質を案するに。

- 1、營造物は人民の幸福利益を増進する性質を有し、行政の目的を達する設備なり。
- 2、營造物は、公共の用に供する爲に設けられたるものなるが故に、役場・揭示場等の建物敷地の如く公用に供するも、公共用即ち直接公衆の利益の爲に使用せられざるものは營造物にあらず。

3、營造物は、行政權の主体によりて設けらる。町村の營造物は、町村に因りて設けらるるものにして、一個人に於て病院・屠場の如きを設くとも、一個人は行政をなすものにあらざるが故に、其設備によりて行政の目的を達することなきものなれば、營造物といふを得ず。

4、營造物は命令權の行使に依らずして、其設立の目的を達するを得、命令權の作用は即ち行政なり、然るに營造物は、行政其ものにあらざるを以て、病院の入院、屠場の使用につきまして、命令權の行使を見ざるは、之が爲なり。

5、營造物は、物と人若は物、又は人を以て組織するものなり。公園墓地の如きは物のみに因りて組織し、病院の如きは物と人とより成り、町村醫の如きは人のみを以て組織す。

營造物中、其の經營者が何れの行政主体に屬するか、實際甄別し難きものあり、道路橋梁の如きは、國に屬するか町村に屬するかは明瞭を缺けり。彼の小學校は町村に於て管理し、其費用を負担するものなるも、町村の營造物にあらずして國のものなり。町村の營造物としては、町村の公益の爲に、法令の要求に依らず町村任意に設備をなし得るものに於て之を認むべきなり。

町村の營造物につきましては、町村に於て使用料を徴する否と、其使用料の額の多寡とを定むるものなるが、國府縣等の營造物にして、其管理を町村に屬せしめ、其費用を町村に負担せしむるものに就ては、町村に使用料其他營造物より生ずる収入を得しむ。此等の収入は、町村の營造物使用料にあらずして、

法令により町村に屬する収入なり、小學校の授業料、道路の使用料の如きは此種に屬す。

#### ● 町村税の賦課

町村税とは、町村が其經費に充つるため、一定の標準に據り、納税者の資力に應じて分賦する公課にして、金額を以て表示す。故に租税の賦課に付ては。

- 1、税源、即ち租税負担力の存在する根源
- 2、課税物件、即ち課税せらるる物又は事實或は行爲
- 3、課税標準、即ち税源と課税物件との關係を表示する數量價格等
- 4、課税單位、即ち税率の基礎たるべき一定の數量
- 5、税率、即ち課税單位に對する税額の歩合
- 6、税額、即ち課税標準の分量に對し税率を乘して算出したる金額、換言すれば、實際個人が負担する租税の額
- 7、納税者及租税負担者、即ち法規上租税を納付する義務者、及實際租税を負担する者

等を闡明し、其適當なる所に從はざるべからず。町村税は、之を大別して附加税と特別税となす。

附加税は、國税又は府縣税に附加するものにして、直接國税・直接府縣税の附加税は、均一の税率に

據り、且町村の全部に賦課するを原則とす、然れども場合に因り、町村内の一部に賦課し、又は不均一の課税を爲すことあり。而して國税の附加税については、地方税制限法を以て其課率に一定の制限を付せらる。故に其制限を超過して課賦せむときは、該法律の定むる所に依り、内務・大藏兩大臣の許可を受くるを要す。府縣税の附加税は、何等の制限なきを以て、彼の戸數割の附加税の如きは、本税たる府縣税に對し、數倍の町村税を賦課することあるは之が爲なり。

特別税は、町村限り必要に應じて特別の税目を設け、賦課するものにして、之を設定するには、町村條例を以て規定するを要す。

町村税は、附加税たるは特別税たるを問はず、條例又は町村會の決議を経たる賦課徴收の方法に依り、賦課せられたるときは、住民其他納税の義務ある者は、之を納付するの義務を生ず、萬一其の賦課につき、違法又は錯誤あるときは、異議を申立て、之が取消を求むることを得。

凡そ國に對し國税を納め、府縣に對し府縣税を納め、町村に町村税を納むるは、國民として均しく負担する義務にして、彼此輕重の差あるべきにあらず。されば町村税を滞納するが如きは、忠良なる國民といふを得ず、善良なる公民たる名譽を毀損するものと謂はざるを得ざるなり。

#### ● 起債の目的

公債を起すことは、町村行政の上より見れば財政權の作用にして、町村と債權者との關係より見れ

ば、民法上の貸借なり。元來町村の經費は、累年膨脹し、而も諸般の事業は、社會の進歩に伴ひ、擴張するを要し、時に或は非常の災害に遭遇し、之が爲に巨額の經費を要することあり。此の如き場合には、通常の歳入を以て、其經費を支辨することは、不可能にして、公債を起して支辨するは、眞に止むを得ざる手段なり。

然れども公債は、財政上重大なる性質を有する収入なるを以て、法は精細なる規定を設け、この手段に對し制限を加ふ、即ち公債を起す目的としては、(一)從來負担せる負債を償還する爲なるか。(二)町村の永久の利益となるべき支出例へば水道・道路・堤防・河流等の築造改修、教化事業、灌漑排水事業等の經營に要する費用支出の爲の經費なるか。(三)或は天災事變の爲に要する經費なるか。の三種の目的に限るものとす。

#### ● 會計の整理

町村は會計を整理し、収入支出を保たしむる爲に、一會計年度の豫算を調製するの要あり。もし會計年度の設定なく、豫算の決定なきときは、收入殊に租税賦課の標準なく、經費殊に事業費の制限を立つることを得ず、町村の經濟は確立すること能はず。是れ法律を以て、會計年度を定め、豫算の調製・議定・検査・決算及其の監督等の事項につき規定する所以なり。

豫算を調製する権限は、町村長に屬し、町村會は町村長の發案に係る豫算案を議決する権限を有す、

故に町村會は豫算案に對し、修正又は可否を議定することを得るに止まり、町村長の發案なき豫算を議決する権限を有せず。又豫算は收支見積計算表に過ぎざるも、豫算の適否に因り、經濟の調和・事業の發展を得ると否との結果を生ずるが故に、之が執行を爲すに際し、多大の差異を生ずることなからしむるを要す。

町村長は、豫算案を調製したるときは、年度開始の一ヶ月前までに、之を町村會に提出し、町村會は前記期限内に、議定することを要す。

年度開始前、豫知すること能はざる事由の爲、既定の豫算にては、之に應ずること能はざる場合にありては、町村長は町村會の議決を経て、追加又は更正を爲すことを得。

又豫算には豫備費を設け、豫算外の支出、又は豫算超過の支出に充つることを得しむ、この豫備費は、町村會の否決したる費途にあらざる限り、町村長に於て、其必要に應じ支出を爲すことを得。

豫算は町村會の議決を経たるときは、町村長は、其要領を告示して、住民をして財政計畫の大要を知らしむ。

會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとし、其間に豫算の執行を終るを要すれども、現金の出納は、必しも悉く終了し得べきにあらざるが故に、出納に關し一定の猶豫期間を與へ、會計事務の整理をなさしむ、是れ即ち翌年度の六月三十日を以て出納閉鎖期となす所以なり。此の出納閉鎖期經

過したるときは、豫算執行の結果を明確に精算し、以て會計の整理を計らしむるを要するが故に、収入役をして決算を調製せしめ、町村長の審査を経て、町村會の認定に附すべきものなり。

#### ● 町村内の區

町村制は一町村の統一を尙び、其町村内に於て更に自治團體を存せしむることは、立法上之を認めざるを原則とし、實際に不便あるを忍びざる場合は、町村内に區を認むることあり。

區に二種あり、一は行政の處務便宜の爲に劃したる行政区と、一は財産を有し營造物を經營する財産區と是れなり。前者は區長及其代理者を置き、町村長の命を承け、其區内に關する事務を補助するもの。後者は郡長に於て必要と認むるとき、町村の條例を設定し、區會を設くることを得るも、其區會なきときは、區に屬する事件の決議は、其區の屬する町村會に於て決議するを本則とす。

#### ● 町村監督の範圍

町村は、國家行政の一部を委任せられ、之を町村の行政として行ふものなるが故に、其の行政の舉否は、國政に大なる關係を及すものなり、隨ひて町村に對して監督を要す、即ち町村の自治は、全く放任せられずして、町村成立の當初より、國家の監督に服する關係に立つものなり。而して監督は、法規を以て其の範圍を定む、もし其の範圍を超えて監督を爲すが如きは、適法の監督にあらず、自治制々定の本義に背くものなり。

監督の範圍を法の定むるところに由りて區別すれば大約左の如し

- 1、町村の實況を知ること 事務の報告を爲さしめ、書類・帳簿を徴し、又は實地に就き事務を視察し、又は出納を檢閲することなり。
- 2、指揮命令すること 町村の監督上、必要なるときは命令を發し、處分を爲すことなり。
- 3、議決又は選舉を取消すること 町村會の議決又は選舉が、其權限を超え、法令・會議規則等に背くときは之を取消し、其議決又は選舉を消滅せしむることなり。
- 4、強制豫算を定むること 町村が法令に依り負担の義務を有する費用、又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を、豫算に計上せざるときは、其の費用を歳出中に加ふることなり。
- 5、代執行をなすこと 町村吏員が、其執行すべき事件を執行せざるときは、監督官廳は其吏員をして、町村の費用に依り之を執行せしむ。之を代執行といふ。

6、機關を組織すること 町村長・助役・收入役等の吏員が、故障ある場合に、臨時代理者を選任し、又は官吏を派遣して、其職務を管掌せしむるなり。

7、機關の選任に參與せしむること 町村長・助役・收入役等の選任に對し、認可を受けしむるなり。

8、事件を許可すること 町村に屬する行政の事件は、自ら之を處理するを原則とするも、事件によりては、町村會に於て議決したる後、監督官廳の許可を受けて、之を執行することを得。

9、町村會を解散すること 町村會が非違の行動をなし、行政の秩序を紊亂するときは、之を組織する議員を解職して、議會の改造をなすの必要あり、此の改造は即ち解散にして内務大臣は解散の權を有す。

10、吏員を懲戒すること 町村の吏員か、服務規律に違背するときは、之を戒飭するの必要あり、是即ち懲戒なり。町村長は、輕き範圍に於て懲戒をなすの權を有し、重き懲戒は、監督官廳に於て、之を爲すものなり。

右の外、訴願に對して裁決をなす權も、監督の範圍に屬すものと謂ふべし。

● 權利侵害の救済

住民及び町村の權利利益は、之を尊重せざるべからず。故に官廳、町村等の處分其他の處置にして、住民又は町村の權利利益を侵害したる場合には、之を救済するの途を講ずるを適當とす。此の救済の方法を、異議の申立・訴願又は行政訴訟といふ。町村制中、住民其他に對して異議の申立・訴願及び行政訴訟を許す場合左の如し。

- 1、公民が名譽職を辭し、其の當選を辭し、若は其の職務を實際に執行せざるべきとき、町村が之に對し加へたる制裁に就きては、訴願及び行政訴訟を許す。
- 2、町村會議員選舉人名簿の錯誤に就きては、異議の申立・訴願又は行政訴訟を許す。

3、町村會議員の選舉又は當選の效力に就きては、異議の申立・訴願又は行政訴訟を許す。

4、町村會議員にして、被選舉權を有せざる者なりこの町村會の決定に就きては、訴願及び行政訴訟を許す。

5、名譽職、有給吏員等に對し、給與する實費辨償・報酬・給料・旅費、其他の給與に就きては、異議の申立・訴願及行政訴訟を許す。

6、非常災害の爲の必要に依り、土地の一時使用に就きては、訴願を許す。

7、町村條例に依り處分せられたる過料に就きては、訴願及行政訴訟を許す。

8、違法又は錯誤ありと認めたる町村税の賦課・財産又は營造物の使用の權利及使用料、其他の公課に就きては、異議の申立・訴願・行政訴訟を許す。

9、町村税・使用料・手数料・加入金等に對する滞納處分に就きては、訴願及行政訴訟を許す。

10、町村吏員に對する辭職の懲戒處分に就きては訴願を許す。

異議の申立に關しては、町村制の規定に依るべく、訴願及訴訟は訴願法又は行政裁判法に依る。

● 自治開發の成果

町村住民にして、地方自治の本旨を理解し、町村制度の概要を會得して、克く其の精神の存する所を知得し、運用の途を謬るなくば、隣保團結の舊慣は、更に益々擴張せられ、和衷協同を尙びて事業は經

營せられ、公德を重んずること愈々厚く、公共の福利は増進せられむ。是れ實に自治開發の成果にして、村格の向上は期して待つべきなり。

### 其二 實業學校に入學を奨励すること

智徳は萬事を爲すに當りての根基なれば、須く學校教育に依りて之が根基を養成すべく、事業經營の識と術とは、學びて之を得るの秩序的なるに若かず。近者農村衰頽の因は、農民の智徳缺乏にあり、農業改善の見るべきもの少きも、都市發達の惡影響を蒙るも、現代文明の弊害の浸潤を受くるも、一として農民智徳の缺乏に關せざるなし。されば農家は其子弟の教育に心掛け、他日農村の中堅たるべき人物を養成すべきなり、農家の子弟の教育機關は、即ち農業學校なり。

農業學校には、甲乙の二種あり、乙種農業學校は、本縣に於て郡立町村立を合せて既に十餘を算す、甲種のもとは二校ありて共に縣立なり、其一是、我村の西に隣れる加茂町に在りて、新潟縣立加茂農林學校と稱し、農科・林科を併置す。同校は設備の完全なるを以て、夙に定評あるのみならず、兼ねて品性の陶冶に於て、自治の訓練に於て、其方法殆ど理想に近きものゝ如し、實に農林業者養成の最良機關なりと謂ひつべし。本村の將來を繼承すべき子弟に對し、其父兄にして入りて學はしむべき餘力あらむ

には、續々此校に於て、秩序的に斯業に關する教育を受け、以て新時代に順應せしむべし。

農林業の如きは、從來漫然經營し來るも、是れ全く無謀の舉にして、此の如きは決して新時代に處する途にあらず。須く學を修め術を研き科學の應用を盛にし以て時勢の進運に乗すべし。品性の陶冶と共に、斯業に關する智識を得て事に當るは、農業の改善を促す所以にして、斯業經營の方法を立て、確固たる見識を以て事に従ふは、農業の收穫を増加し農家の經濟を順調ならしむる所以なり。

### 其三 農業林業副業の補習教育を施すこと

少年青年にありては、秩序的に實業教育を受くるの途あるも、中年以上の者に至りては、別に施設の以て其知識を廣め其自覺を促すに便するなし。且少年青年時代に於て學び得て自信あるの業も、數年の後には、間々陳套に屬し、動すれば人後に陷るの虞あるもの尠しとせず、是れ講習會開催の要ある所以なり。殊に本村の生産たる、農林業を始め、養蠶・製炭・製紙の副業に至るまで、時勢に伴ひ改良進歩の實を挙げむが爲には、隨時此等の講習會を開くことを怠らざるべし。又時間と費用との許す限り、成るべく實地につきて優良なる他村の實況を視察し、歸村の後採るべきは直ちに之を實行し、着々として實績を擧ぐるの覺悟なくんばあるべからず。



## 丙 社會教育

## 其一 自強會の活動を圖る

自治体の成績の、獨り法律命令の力のみにて、擧がるものと思ふことの誤なるは、猶國家が法律命令の力のみにて富強繁榮を招來すべしと思ふことの謬なるがごとし。地方の改良には、法律命令の規定以外、更に有力なる機關なかるべからず。されば本村に於ては、曩に戊申詔書の煥發せらるゝや、健全なる自治の發達を遂ぐるの計として、詔書捧讀の第一日を期し、自強會といふ團體を起して、以て村内の統一村風の薰化等を圖るの樞軸となせり。されば自強會は、各種團體を統率する中心團體にして、之が活動は、延きて青年會・農友會・農會・地主會・在郷軍人分會・尙武會・教育會・戸主會・婦人會等に及ぼすものなれば、常に最善の努力を爲して、倍々其機能を發揮すると同時に、各團體の向上發展を圖りつゝあり。在郷軍人分會が、風教の中心と爲り、或は青年會と協力し、其他公共事業に貢獻するが如き、頗る見るべきものあるを以て、自強會を以て分會に基本財産として村民より五百圓の寄付を爲さしめたるあり。又青年修養の便を得しめむが爲に巡回文庫を設置したるあり。或は教育會・農會・尙武會の經濟を圓滑ならしめむが爲に適切なる處置をなせるあり。其他直接に、間接に、村治の爲に斡旋の

勞を執り、各團體の訓練に對しては、猶一段の努力を爲して其發展を裨補し、社會教育の効果を促進せしめむことを期す。

## 其二 青年會の向上を圖る

## 一、青年會の目的

青年の團體たる青年會は、將來地方振興・地方改良の中堅たるべき青年の修養機關たり。凡そ青年は他日國民として又公民として、國家に對し公共團體に對し、擔ふべき義務あり。此等の義務を果すに適當なる修養を要す。其修養たる、單に自己修養に止まらずして、團體的修養たる點に於て其特色最も著し。而して自治制度の運用、國民智徳の發達は、青年團體の力に俟つところ極めて厚し、是を以て本村青年會に在りては、青年をして忠良なる國民、健全なる公民たるの素養を得しむるを以て目的とす。其綱領左の如し

- 一、忠孝の本義を体し品性の向上を期すること
- 二、獨立自營を信條として立憲治下の公民たるを期すること
- 三、協同輯睦して平和と秩序とを尊重すること
- 四、信義を重んじ徳風を馴致すること

- 五、本分を守り勤儉力行の風を振作すること
- 六、體力を鍛錬し質實剛健進取的精神を涵養すること
- 七、補習教育の普及を圖り智能の啓發に努むること

二、青年會の指導

青年會は、已に團体的組織なれば、必ず之が指導者なかるべからず。例へば亂軍の間に於て、一騎打の戦を爲さむには、指導者の要なく、個々の働を以て足れりとすれども。正式の軍隊に於ては、全軍を統率する將帥あるを要するが如し。而して青年會の實績の擧かる否かは、固より會員たる各自の努力如何に因ること尠からずと雖、其の關するところ最も深きは之が指導の如何に在り。依りて青年團體指導の方法に就きて述べむとす。

尙青年團體の指導につき、最も注意を怠るべからざるは、實に世界の列強が、青年團指導の大方針を、對外的國家主義より打算計畫したる一事にあり。彼の獨逸に於て、文武兩道の名將たるフオン・デル・ゴルツの指導する「獨逸青年聯合團體」の如き、將た英國バーデン・パウエル將軍に依りて指導を受くる「少年義勇團」の如き、又佛國が二十歳以下の者は必ず青年團に入れて軍人教育を施すが如き、皆一に對外的國家主義の下に設立せられたるものなり。我が國の青年團體の指導は、固より彼是人情風俗等を異にし、隨ひて其の方法手段は、到底彼と同一様にするを得ざるは勿論なりと雖、而も其の精神に至りて

は、蓋し範を此に探るも不當にあらざるべし。然らずんば、折角の青年團も、遂に時運の大勢に伴ふことなく、恐らくは無用の長物たるに了らむ。豈遠く慮る所なくして可ならむや。

又青年團體は、上述せるが如く、修養を以て第一義とするが故に、其の團員の行動は、常に一意此の根本的目標に向ひて進行し、決して其範圍外に逸出すべからず。彼の動すれば政派政争の渦中に投じ、自家の本務を放棄して顧みざる者の如きは、深く戒めざるべからざるなり。

イ 指導の一組織

(一) 區域上より見たる組織

本村の青年會は一村を一團として組織せり。此の如きは、村全体の青年を統一訓練するに宜しく、強弱相扶掖するの實を擧ぐるに宜しく、有力なる幹部と指導者とを得るに便に、多人數の團體なるが故に、隨ひて其實力を強くするの利あり。

(二) 年齢上より見たる組織

團體の組織上、年齢に關する研究は、頗る考慮を要する問題たるべし。往々三十歳前後の者と、漸く小學校を卒業したる者とを混合して一樣に扱ひたる結果、却りて年少部に惡感化を及ぼしたる例尠からざるが如し。本村にありては左の如き組織に依れり。

正 會 員	十二歳以上	本村内に住居し各種學校に在學せざる者にして
	二十歳未満	本會附屬の青年學校に在學する義務あり

普通會員	二十歳以上 三十歳迄
特別會員	三十歳以上
名譽會員	

正會員にして所定の年齢を超わたるものなり  
 正當の事故にて退會せむとする者は事由を具し會長  
 の承認を受くるものとす  
 本會の事業を援助する者  
 學識徳望ある人にして總會に於て推薦せられたる者

(三) 統一上より見たる組織

本村の青年會は、役員として司監一名、會長一名、副會長一名、幹事若干名、正副支部長各十二名、  
 參事一名、顧問若干名、講師若干名を置く。司監には村長、會長には小學校長、參事には在郷軍人分會  
 長を推し、司監は本會を統理し、會長は本會を代表して會務を總理し、會議の議長を爲り、參事は會の  
 樞機に參與す。

青年學校の教務は、小學校教員其他に之を囑託し、參事に指導の任務を煩す。

□ 指導の二 學 修

(一) 青年學校

青年學校は、七谷青年會會則に基き、農村的補習教育を施すを以て目的とす。之が生徒たる者は、青  
 年會の正會員にして、本村に在りては正會員は總て在學の義務あるものとす。其の在籍者二百六十六名  
 實に在學義務者の百分の百に當る、教授の内容實質は、漸次改善を加へむとす。

本校の教科目は、修身・國語・算術・農業及體操にして、授業は毎月三日間、五の日を以てし。授業  
 時間は、四月より九月までは、三時間乃至四時間、十月より翌年三月までは、二時間とす。

其入學期は、毎年四月五日とし、特別の事情あるものは、臨時入學を許すこととせり。

(二) 講 話 會

い 開設の時期

- 1、事業計畫に基きて豫め毎月、日を定めて開くもの
- 2、夏冬の二期位に稍長期の講習を開くもの
- 3、休業日等を利用して臨時講師を招聘するもの
- 4、名士の來村等を機とし講話を囑託するもの

ろ 講話の事項

- 1、道德上殊に公德養成上の講話
- 2、宗教的立場よりの道德講話
- 3、青年の時弊矯正の目的の爲にする道德講話
- 4、常識涵養の爲にする講話。(一般普通の學術に涉るべきは勿論なるも、殊に世界の趨勢、社會の發達  
 科學の進歩等に於ける新智識)

- 5、實業に關する講話
- 6、自治訓育に關する講話

は 開設の方法

- 1、講師を招聘して開催する場合
- 2、會員中より講演者を設けて開催する場合
- 3、青年會單獨に開催する場合
- 4、他の団体と聯合して開催する場合

(三) 圖書館

圖書は自動的に之を閱讀して、品性修養、學術修習に資すべき目的を以て利用せしむべきものなるが故に、圖書館に備付くべき書籍は、十分精選するを要す。故に青年會に利用せしむべき書籍の選定上、重要な標準を示せば左の如し

- 1、尋常小學校卒業生に解し得べき程度のものたるべし
- 2、徳性を涵養し得べきものたるべし
- 3、知識を増進せしめ得べきものたるべし
- 4、娯樂的趣味を有するものたるべし

本村に於ては、初め巡回文庫を創設し、後之を改めて小學校内に、常設して獎學文庫と名づけ、青年學校も少女學校も、皆此の小學校内に附設せらるゝを以て、閲覽の便多し。一般のものにありて、閲覽せむと欲せば、小學校生徒又は青年或は少女に託するも可なり。將來は之を圖書館と爲さむ計畫なり。圖書購入費は、村費を以て支辨するも、時に寄付あり。管理は、青年會の幹部たる小學校教員中より、其責任者を定め、青年は補助員として兼ねて管理の實習を爲す。

(四) 學藝會

い 開設の時期

學藝會は、各會員の學修せし事項につき、發表練習を行はしむべきものなれば、其の回数、出來得べきだけ多からしむるを有效なりとすれども、實業に従事することの本務たる青年は、多少餘暇を得るにあらざれば、此の種の會合は望み得ざるものとす。されば比較的農閑の節、會員にも支障少き時期に於て舉行すべきものとす。これが期日等は、豫め定め難からむも、大凡の時期は、之を計畫し置くを得策なりとす。

ろ 舉行事項

學藝會に舉行する事項は、有害ならざる限りは、娯樂趣味の津々たる間に、品性の修養、學術の修習を怠らざらしむるは、青年指導の方法として、其一法たるべし。其の適切と認むべき事項を掲げむに、

一、談話、二、朗讀、三、詩吟、四、討論、五、速算競争等なり。

#### は 開設の方法

會場は小學校内に設くるを可とす。殊に本村は校内に宏大なる公會堂あり、之を利用すべし。而して學藝會の舉行に方りては、裝飾費・接待費等を省き、成るべく經費を節すべきなり。

#### (五) 展 覽 會

##### い 開設の時期

展覽會は、會員各自の學習成績を發表するものなれば、農閑の季節を選ぶこと最も適當なり、而して其の期日は一般農家に於て、稍引續ける休日を利用するを要す。是れ青年のみならず、其の父兄等一般の閱覽に供し得べきを以てなり。而して出品の種類は、一、學業成績品(書方・圖畫・綴方・算術及讀方答案)、二、考案工夫物、三、青年會及各種團體施設の狀況、四、農業實驗成績報告、五、名家の寶物古器物・其他教育上の參考物等とす。

##### ろ 開設の方法

青年會獨立にて開くことあるべく、又他の團體と聯合して開くことあるべし。又青年會の支部に於て開くことあるべし。青年會又は其の支部にて開催する場合は、一學年の終に、其の間の成績物を出品せしむるを適當とす。其の出品物中、會員の成績品に對しては、時に之を審査に付し、其優良なるもの

に對しては、獎勵の意を以て賞狀を授與することもあるべし。而して出品物の審査は、會員に於て之を行はずして他に委託するを可とす。然らざれば其の審査の成績を以て、或は不公平なりとの非難を受け易ければなり。

#### ハ 指導の三 風 紀

##### (一) 風紀の紊るゝ原因

##### い 社會的原因

近代物質的文明の昂進するに與に、人類の生存競争は、愈々激烈を加へ來り、公共の福利を念じ、長老を敬ひ、幼弱を愛す等の精神は、次第に衰頹し。勤勞を嫌ひ、責任を避け、華奢遊惰の風潮、漸く浸潤しつつあるは、洵に憂ふべき現象なり。此間に培はれたる青年、殊に其の心身共に過渡期に際會しつゝあるもの、動すれば時代の惡傾向に化せらるゝを免れず。小學校を卒業せる少年が、不知不識の間に、此等の惡風に感染するは、憂慮に禁へず。

##### ろ 幹部其人を得ざる爲

會則いかに完備すとも、其精神にして徹底せざらむか、會合の際、却りて惡感化を蒙るものなきを保せず。青年會をして風教を振興せしめむには、完備せる會則よりも、之を統御する幹部の熱誠と徳望とに因ること多し。本村は此點につき、十分の考慮を費せり。

は 會員の自覺なき爲

青年自身、自動的に、力戦健闘して、自己の運命を開拓する勇氣なく、唯苟安を媮みて時日を空過し遂に小人閑居して不善を爲すものあり。是れ努めて自身の覺醒を促さずんばあるべからず。

(二) 風紀取締に關する方法

青年の指導監督の任にあるものは、理窟に訴へずして活模範を示し、極めて自然的に彼等を親愛し、而も威嚴を持し、自ら青年をして服従感化せしむるに若くはなし。左に其の主なる要項を示さむ。

- 1、青年をして夜中成るべく紊りに外出せしめざること
- 2、正當ならざる青年の請求は許可せざること
- 3、青年の非行を見聞したる時は、其動機を究め、自他の別なく、適當なる方法によりて取締をなすこと
- 4、青年心得を定め、各員をして自動的に之が徹底に努めしむること
- 5、町村吏員・學校教員・神官・僧侶・警官・重立等と聯絡協力して時々精神講話を聴かしむること
- 6、青年相互間に、風紀係を設け、互に相警めて規約を守り、自治的に風紀の改善を圖らしむること
- 7、體力氣力を養成し、併せて風紀の改善に資せむが爲、休日等には擊劍・柔道・角力・登山等を爲さしむること

- 8、圖書館の圖書中には特に青年の品性を修養するに足るべき書籍を選択し、之が繙讀を獎勵すること
- 9、最も適切なる方法に依りて篤行ある青年の名譽を表彰すること

二 指導の四農事

(一) 農事指導の必要

現今青年の多くは、尙家庭の舊慣を見馴れ、農業的智識に至りては、概して不十分なるを免れず。されば之が改良の先驅として、先づ青年を誘導扶掖し、實業教育の基礎能力を養成せしむるは、目下の急務なり。而して青年の農業獎勵に關しては、毎に深く其の眞義を了解せしむるを要す。青年の農事獎勵は、村民の經濟的要求を充足せしむるのみならず、強兵の基礎、良兵の根柢にして、要は國民道德、公民道德の源泉をなすものたり、即ち青年に農事を獎勵するに膺りては、外宮崇拜の本旨を徹底せしめ、兼ねて彼の獨逸鐵血宰相ビスマークの尊農主義を參酌せしめむこと最も肝要なりとす。

(二) 指導の方法

い 試作農場

1、試作農場設置の必要

すべての事、其法を得ざれば勞多くして功鮮し、農業も亦此の理に漏れず、學理を経こし、實驗を緯

として研究を積まざれば、進歩の遅るゝを免れざるべし、而して學理は、學校の教授又は講習講話等に依りて收むるを得べしと雖、實驗は、机上の空論を許さざれば、相當の試作農場を設けて、實習せしむるを要す。試作農業は、個人別に經營するものと共同して經營するものとあり、最初は成るべく共同の試作農場を設け、稍練習したる後、個人別に設置經營せしめば、其効多かるべし。

#### 2、試作場の選定

試作用としては、成るべく有らゆる土質の地面を各所に占有せむことは、最も望まじき所なれども、此の如きは言ふべくして行ふべからざれば、試作には、瘠地及下等地を選ぶを至當とす。何となれば是等の地は、肥料の配合・生育の良否・灌排水の改良・土壤の改良・收穫の多寡・管理の方法等困難にして、慎重の考慮を要する點多々ありて、研究試作には、最も適當にして、青年の將來に於ける獨立經營の基礎能力を養ふに適切なればなり。而して三年或は五年毎に場所を變更して實驗するは、改良進歩上に有益なる方法なり。

#### 3、農場の經營法

設計書の調製 設計書は、永年の經驗を基礎として、役員之を調製するものとす。時に大方針を指示し、青年をして個人的に或は組別的に設計せしめ、役員之を批評訂正して、最優等と認むるものにつき、試作實施するも一方法なり。

管理 管理者は、能く自己の責任に屬する農作物を見廻り、朝夕に於ける灌排水より、追肥・病虫害の豫防・驅除・除草・中耕・間引等違算なきを要す。

監督 管理者をして萬遺漏なからしめむには、監督者の必要を生ず。監督者たるものは、公共心に富み、農事に通曉し、家政上監督に差支なく、且青年會員の尊敬を受くるものたらざるべからず。

#### 4、收穫物の處理

これが處理に當りては、成績の如何を問はず、品評會に出品して、調製及乾燥等、審査員の意見を徴し、改良の要點を自覺し、翌年度の參考に供すべきなり。其の餘分は適當の處置を爲すべし。

#### ろ 一 坪 農 業

##### 1、一坪農業の必要

前項中に述べたる共同試作と相俟ちて、専心品種の改良に、肥料の選定に、特殊の試験を爲さむとする場合に、廣大の土地を使用するは不經濟にして、一小區域を限りて行ふを却りて便利とす。又青年各自に試作を行はしむるに、廣き場處を以てするは不可能事に屬す。是に於て乎一坪農業の必要を生ず。

##### 2、一坪農業の方法

一坪農業の方法は、其の試験の目的により、試験の種類によりて異にせざるべからず。今其の大体を擧げむに、一、種類試験、二、稻の本數試験、三、插秧試験、四、肥料試験(同成分・適量・同價・單

用の各試験)等にして、かかる試験的のものは、青年各自の如き、経験學識共に少き者の爲し難きことゝ  
らなれば、會の事業とし、或は會員中、比較的堪能なるものを舉げて其任に當らしむるを良しとす。  
試作は、單に田のみに止めず、畑作も亦經營せしむべきなり。監督指導及收穫物の處理等は、試作農  
場に倣ひて實施すべし。

は品評會

1、目的

こゝに謂ふ品評會は、農業に關する出品物につき、品評するものにして、農産物に對する實際的智識  
を増し、加工品に關する技能を練り、副産物の改良進歩を圖り、以て實業教育の普及發展を促すにあり。

2、方法

立毛品評會

青年會に於て開催する場合には、最も改良を要すべき種類を選択し、其出品すべき種類の名稱指示、  
出品地域の廣さ指示、出品場の整理法、出品場の管理法等の規定に基きて、各自に設計經營せしめ、作  
物の改良進歩を圖らしむべし。而して之が審査の結果は、取纏めて品評會長に報告し、品評會長は、會  
員に通達して、來年度の改良方針を指導すべきなり。

農産物品評會

年々秋期收穫の期に於て、豊富なる材料を得て開催するときは、出品數を増すの便利あり。然れども  
經費多く、場所廣きを要するに由り、他の団体と聯合して開催すべし。

加工品々評會

冬期に於て數団体聯合して開催するを便利且有効なりと認む

ホ 指導の五 運動

(一) 運動の必要

全國の壯丁は、其の検査に於て、年々体格の衰へつゝあるを示せり。其の原因は、一にして足らずと  
雖、多くは不節制不規律の生活に加ふるに體育を顧みざるが故なるべし。殊に多量なる積雪の爲に、戸  
外運動の不足を來し、隨ひて壯丁の身長改善せざるは遺憾なりとす。宜しく青年の体格を完全にし、以  
て農村の勞働力を増進すべきなり。

(二) 運動の設備

運動に依り健全なる發達を遂げむと欲せば、相當の設備を爲すべし。即ち經費を多く要せざるもの、  
自己にて作製し得るもの、其他一般に實行し易きものを選ぶべし。適切なる運動用具は土俵・金棒・跳  
箱・スキー・擊劍用具・柔道稽古場等なり。

(三) 運動の方法



い 種 類

運動には、個人にて行ひ得るもの、二人以上を要するもの等あり。其の運動にも、体育的を主とするもの、娯樂的なるもの、危険を伴ふもの等、多種多様なれども、青年に適切なりと認むべきは、相撲・登山・遠足・スキー・徒歩競争・機械体操・擊劍・柔道等とす。

ろ 運 動 會

適當の時期に於て、年に一二回大運動會を開くは、單に身体の鍛鍊のみならず、徳性の涵養に資するを得べきなり。

は 取 締

運動は体育上必要なれども、青年の旺盛なる元氣に委ねて顧みざる時は、害を心身に及ぶことなきを保せず。故に會員中より適當なる役員を選擧し、取締を爲さしむること肝要なり。取締上心掛くべき主なる事項は、一、危険なる運動を避くること、二、運動の爲に業務を怠らざること、三、野卑にして風俗を紊すが如き運動を避くること、四、公衆に迷惑を掛けざること等とす。

へ 指 導 の 六 娯 樂

(一) 娯樂選定の必要

適當なる娯樂は、心身の保養と爲り、慰安を與へ、趣味を向上せしむる上に効果尠からず。殊に農村は

比較的没趣味にして且單調なる生活を營む所なれば、適當なる娯樂を選定し、郷土にありて愉快に働き且樂むの習慣を養成するは、目下急務の一なりとす。

(二) 娯樂選定の方法

適當なる娯樂は、有効にして必要なるも、現今青年間に行はるゝ娯樂中には、適當ならざるものあり。故に青年の指導者は、一面に於て娯樂を奨励すると共に、他面に於ては、適當なるものを選定せざるべからず。之が選定の標準としては、一、精神修養に資すべきもの、二、趣味を有するもの、三、方法簡易なるもの、四、熟練によりて技術の進歩を認むべきもの、五、愛郷心を養成するに足るもの、六、衛生上有害ならざるもの、七、多くの經費を要せざるもの、八、野卑蠻ならざるもの、等は是れなり。現今行はるゝ娯樂中より、以上の標準に照して比較的優良なるものを選定し、之を奨むると與に、不適當なるものは、之を撲滅することに努めざるべからず、而して在來の娯樂を精選するのみならず、進みて之を改造し、又は新に工夫考案を爲して、之を青年に奨むるときは、娯樂の間に、不知不識、修養をなすことを得べし。

ト 指 導 の 七 資 金

凡そ團體の發展を圖らむには、先づ之が原動力と爲るべき資金を準備せざるべからず。もし青年會の資力乏しからむか、社會の趨勢は、駸々として日に進むとも、之に要する資金貧弱なるを以て、企圖す

る事業も之を遂行すること能はざらむ。

我が七谷青年會にありては、主として會員の勤勞によりて得たる収入を以て維持の資に充つ。尙共同作業の奨励、實習田圃の奨励をなし或は寄付金補助金等あらば、之を基本財産として蓄積すべきなり。資金は之を有利有効に使用せしめざるべからず。故に之が管理の局に當る者は考慮を費すべきは勿論なれども、會員一般に於ても、宜しく其責任を頗ち協議熟談以て資金の運用を完全ならしむべきなり。

#### チ 指導の八 事業計畫

何事によらず一定の方針を豫定し、計畫を立てるは、其進行を圓滑ならしむ、効果を收むる上に缺くべからざるごとたり。然らざれば折角の事業も、中途にして挫折し、大切なる目的も水泡に歸するの虞なき能はず。されば事業の計畫は、十分に考慮して後に之を立つべきは論を俟たず。指導の任に膺るものは、青年會の實力に鑑み、事業の性質を顧み、順次に向上發展せしむべく指導すべきなり。

事業の計畫は、年度の始に於て、之が立案をなし、總會の際、計畫事項の適否、事業實行の難易等を審議修正し、協同一致、豫定事項の完成を圖るべきなり。

#### 三、青年會と在郷軍人分會との關係

以上青年會の向上を圖らむが爲に、其の指導方法を詳説したり。而して青年會活動の効果は、在郷軍人分會と密接の關係あるを以て、以下軍人會に就きて述ぶる所あらむとす。

凡そ農村の諸団体中、内容に富み光彩を放てるものは、軍人の団体にして、軍人は自治を進め教化を助くるに於て重要な地位を占む。是を以て青年會の向上を圖るに當り、在郷軍人分會と連繫して、向上の實績を顯著ならしめむと欲す。

近來軍隊の教育方針は、良兵即良民、良民即良兵主義の遂行を目的と爲すに至り、在郷軍人をして常に良民たらしむべく勗めしむるに至りたるは、國民教育上の一大進歩にぞある。

在郷軍人は一旦緩急あらば、義勇軍務に服する戦士となるも、平生は、其力を家業に輸し、其精神を公共に捧げて、地方民の中堅たる忠良の臣民と爲らざるべからざるものなれば、此団体の活動は、眞に農村に重きを爲す也。

回顧すれば明治十五年一月四日、軍人に對し懇到なる 聖勅下りたりき。其の中に宜はく

- 一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ
- 一、軍人ハ禮節ヲ正クスヘシ
- 一、軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ
- 一、軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ
- 一、軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑此五

ケ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五ケ條ノ精神ナリ心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆  
ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘキ心タゞ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテヤ此五ケ條ハ  
天地ノ公道人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ其道ヲ守リ行ヒ國ニ報ユ  
ルノ務ヲ盡サハ日本國ノ蒼生ハ舉リテ之ヲ悦ヒナン朕一人ノ懌ノミナランヤ

軍人が前記五ケ條の勅諭を遵奉するに努め、其精神と行爲とが、常に農村の風教に感化を與ふるの氣概も見ゆるに至れり。されば一面に於ては、青年會の兄弟と爲り、一面町村當局者の弟分と爲りて、民風の改良に、事業の發展に、常に連鎖の任を負ふに適切なりとす。本村に在りては、軍人分會長を青年會の參事に推し、會の樞機に參與し指導の任に當らしむ。其他分會員は三十歳までは青年會の普通會員とし、三十歳以上は青年會の事業を援助する者を特別會員とす。故に在郷軍人は、青年會の中堅人物なり。帝國在郷軍人會は、明治四十三年十一月三日、其發會式を舉げ、大正三年十一月三日、左の勅語及御内帑金を下賜せられたり。

## 勅 語

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人ノ精神ヲ  
鍛練シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其本  
分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

越えて大正五年九月二十五日、在郷軍人一般に對する陸海軍兩大臣の訓示と共に、在郷軍人會々長寺内伯は、地方の分會員に警告書を發せられたり。其の中に曰はく『惟ふに國家の前途愈々大事ならんことをの秋に方り國民漸く浮華輕佻の風に移り軍隊教育の精神と相反するの傾向あるは洵に痛歎に堪へざるなり殊に憂慮すべきは近時農村疲憊の現象あること是れなり蓋し都會に於ける奢侈の風地方に浸淫し儉素の美風を破壊して人心を萎靡せしめたるを農家徒らに新奇を衒ひ空理に走りて實力に力めず勞力を惜み若くは餘力を利用して殖産を圖らざるに因ること多きを信す之が振興は焦眉の急務にして其方法は大に勤儉貯蓄の美風を鼓吹すると共に産業上の進歩改良を圖りて收穫を増加し有利なる副業を營むに在り故に本會員たるものは努めて産業上の智識を涵養して躬行率先他を誘導し郷黨の信頼を厚くし以て農村の振興地方の開發に貢獻すべきなり是れ即ち軍隊教育令と軍隊内務書との精神に合致し良兵良民の趣旨を徹底せしむる所以にして分會設立の意義茲に始めて其完きを見るべし』と、在郷軍人たるもの當に此の責任を重んじて郷土に盡すべき光榮を完うすべし。

在郷軍人は、嘗て軍隊にあるの日、質素の貴ふべく、力行の重んずべく、信義の守るべく、將又秩序禮節の尊ふべきを教へられ且訓練せられたるものなり。されば是等の人々は一旦銃劍を棄て、絨衣を脱し、代ふるに未拒と短褐とを以てするの日と雖も、猶軍隊に在りし日と同じく質素・力行・信義・禮節秩序等は、之を實行し之を躬踐し、以て農村の範と爲り、美風を農村に移植するの氣概あるべし。在郷軍

人にしてよく心を此に致し力を注ぐことあらむか、産業の振興と風紀の改善とに裨益すること至大なるべし、將來益々此に努められむことを期待す。

こゝに「青年會の向上を圖る」の項を終るに方り一言せむ。

要之するに青年は未來の軍人にして、在郷軍人は青年の原動力たり。其軍隊に於て訓練せられたる事實にして紀律ある長所を移して、農村の青年を感化同化するは農村經營の良策にして、在郷軍人を青年會員に加へ、之をして指導の任に當らしむるは、極めて適當なりと信す。斯くして一村次第に軍隊的生活の長所に化せられ、秩序整然一糸紊れざるの概あらば、軍人分會の目的は既に半ば達せられたりと稱するも敢て過言に非ず、吾等は今次の歐洲戰亂の教訓に鑑み、殊に此感を深うせずんばならず、

### 其三 少女會の成績を擧ぐるごと

社會の半面は女の世界なり。人情・風俗・習慣等の多くは男子の力によりて左右せられず、却りて女子の力によりて決せらる。日常生活の大部分は、女子の決する所に従ひ、男子は多く與からず。地方の振興及改良を唱ふるの士、冠婚葬祭の冗費を節し、又社會生活を規律正しくせよと勸め、或は青年の体力氣力を養ふべきを激勵し、剛健勤勉の精神を旺盛ならしめよと説くも、此等の事たるや、單に男子のみに説くに於ては、之が目的を達すること容易ならず、多くは女子の理解によりて始めて行はるゝものなり。

今夫家庭經濟の方策を確立し、公共心あり、協同心あり、自立自營の實ある家庭を作り、自治團體並に國家の健全なる發達を期せしめむとせば、必ずや女子自らか此等の事を理解し、趣味を有し、同情あるものたらざるべからず。自治制度も亦女子の力に關するにあらざれば、完全なる地方改良を爲し遂げ得べからざるなり。殊に圓滿なる家庭は婦徳の全きに俟たざるを得ず、一家老幼の和樂も之に由り、家族勤勞の慰安も之に由る。故に少女をして將來良人の内助者たり兒童の養護者たり一家幸福の保護者たり良風の維持者たる天職を遂ぐるの豫修を爲さしむるは、本村急務の一たり。

從來少女は、婦人會に加はらしめ、少女部と爲したりしが、指導に適切ならざる憾ありしを以て、分離して男子の青年會の如く、少女會を設置したるなり。少女會は村内に住居する少女を以て組織し、更に本村を十二區に分ちて各區に支部を置き、年齢十二歳以上十七歳未満の女子にして各種の學校に在學せざる者を正會員として、本會附屬の少女學校に在學するの義務を負はしむ。正會員にして所定の年齢を超へ向本會の事業を援助する者は、之を賛助員とす。本會の目的は、忠孝の本義を体し、品性の向上に努め、智徳を涵養し、体力の増進を圖り、以て女子たる本分を全うする素養を得しむるに在り。此目的を達せむが爲に、左の事業を行ふものとす。而して本會の經費は會員の醸出したるものを以て之を維持す。

一 講話 勅語詔書の御趣旨の徹底を主眼とするもの。其他修養に關する各種の講話會を開くこと

二 學術の補習 日常生活上、必要なる智識技能を研き、兼ねて普通學の補習及趣味の向上を圖ること

三 体力の増進 各種の遊技・競技・遠足等を行ひ、身体の健全を圖ること  
役員は、會長一名、副會長一名、幹事若干名、正副支部長各十二名、顧問若干名、講師若干名。にして會長には小學校長を推し、副會長には女訓導中より之を推し、正副會長を始め其他役員の指導の下に本會の成績を挙げむことを期す。

歐洲戰亂に於ける世界列強婦人の活動を觀るに、報國盡忠の至誠溢るゝが如く、其行動云爲、時に我日本男子をして慚死せしむるが如きもの鮮しとせず。是れ蓋し彼歐洲婦人、平素の修養の然らしむる所、豈に一朝一夕にして此に至るを得むや。殊に其我日本婦人に比して學識豊富、体力強健、眞に能く國家非常時に處して綽々として餘裕あるもの、須らく他山の石以て玉を磨くべきなり。本村少女會の實現せむと欲する一目的の、又此に存するは敢て多言を要せざる也。

#### 其四 圖書館を設置すること

詩宗ペトラーク氏曰はく『余は善良の朋友を有せり。其中に古人あり、今人あり、外國人あり、内國

人あり。之と交ること極めて愉快なり。彼等は悉く知名の人物にして、各赫々の偉業を爲したるものなり。其の常住、余に語るに古代の事跡を以てし、教ふるに宇宙の幽玄を以てす。或は生存の道を教ふるに死するの道を説き、或は快語を須めて心中の憂鬱を除き、或は勇氣を鼓舞し、或は制欲の教を垂れ、或は自尊の精神を發揚せしむ。之を要するに、余の親愛する書物と云へる朋友は、萬物の智識を啓發し、以て余をして機に臨み變に應じて宜しきを得しむ』と、洵に讀書の妙諦を道破したるものぞかし。而して活世界に處して、能く日進の學理學説を聽き、技術實驗の新結果を知り、其の處世上に將た業務上に、資益するところのもの亦固より尠少にあらず。然れども農村にありては、文明の思想又は利器に接すること容易にあらざるを以て、之に關することは、主に圖書、印刷物に依らざるを得ず、故に多種多様の圖書、印刷物を蒐集して圖書館を設置するは、農村地方開發の緊要なる施設の一なりとす。米國の一學者、嘗て圖書館の性質を説明して『近時の圖書館は、廣き意味の通俗的任務を有せる一種の複雑なる教育的機關なり』といへり。實に圖書館は、道德・智識・技藝等有らゆる方面の源泉にして、社會教育の重要機關なり。是を以て本村は、小學校内に圖書館を新設し、從來經營せる自強會の文庫を合併して、其規模を大にし、而して圖書館は進みて村民の讀書趣味の鼓吹機關たるべく、村民は進みて圖書館の利用者と爲り、以て圖書館の價値の十分認めらるゝに至らむことを欲す。

## 丁 家庭 教育

元來我國の家庭は、連綿として盡くることなき家族制度の下に成り、其祖先に對しては、血統を絶たす遺徳を傷けざるを以て孝道の要義と爲し。子孫に對しては、祖先の職業を繼がしめ祖先の祭祀を行はしむるを本務としたり。今日に於ては、必ずしも祖先の職業を繼承するに限らずと雖、彼の泰西諸國の夫婦本位又は現代主義なるに比するに全く雲泥の差あり。我國に生を享けたる者は、他までも彼等の擬して及ぶ能はざる忠君愛國の思想、義勇奉公の精神、忠孝節義の行爲を發揚し、以て國家の進運に貢獻し、社會の幸福に寄與する所なくんばあるべからず。

然るに農村の父兄は、動すれば農業は薄利なりと断定し、農業は立身興家の途に適せざる職業なりと思考し、子弟をして成るべく他の業務に従事すべく勸奨し、月給取を囑望し、甚しきは、父祖の家を繼ぐべき身分に生れながら、祖業を放棄して、泥田より足を洗ひたるが如く感ずる者あるに至る。斯の如くにして焉ぞ農村振興の効果を認むるを得むや、將た何如ぞ家庭教育の成績を發揮し得むや。されば農村に於ては、確固たる家庭教育の本領なかるべからず。是を以て家庭教育上、本村の父兄等に於て注意すべき要點と認むるものを以下に敘述すべし。

## 其一 家庭 教育 總論

## 一、家庭教育上父母の注意

家庭教育上、最も主要なる點は、感化によりて兒童の性格を養成することなり。父母の善美なる精神と、神聖なる愛情とは、實に感化の源泉なれば、夫妻が互に相敬し相愛し、寛宏の心を以て許容し、質素にして勤勞を重んずる精神を以て家族を率ゐ、圓滿平和なる生活を遂げ、合理的の愛情を以て兒童の感化に努めむか、必ずや家庭教育の効果を完うするを得む。

兒童の教育に關して、父母の意見が、二途に出つるが如きことなきやう深く注意せざるべからず。父母の意見は、能く一致して兒童が信じ據るべき所を明かに知らしむべし。若し其の意見が一致せずして、兒童をして適從する所に惑はしむるときは、教育上測るべからざる弊害を生ぜむ。

また家庭に於て平素父母は、行儀作法は勿論、總ての言語動作を慎み、兒童に善良なる模範を示すべきなり。

## 二、父母の兒童に對する態度

父母の兒童に對する態度如何は、實に家庭教育の效果如何を、卜知するに足る。其態度として要する五ヶの要項左の如し

イ 愛情 父母の其子を愛する誠心は、家庭教育の源泉なり。然れども其愛情たるや、自然の感情たるに止まりて、徒らに本能的に之を愛するが如きは不可なり。其の愛は、合理化せられざるべからず。慈愛が理性に導かれて愛の目的を知り、意志の力に依りて確實なる實行を爲りて、初めて適切有効なる手段行はれ、以て家庭教育の効果擧らむ。

ロ 同情 父母が自ら慎み自ら守り同情の心を以て兒童に接することは、家庭教育上、根本的に肝要にして、父母と兒童との間に同情相通じて、始めて家庭教育行はる。彼の兒童が成績考査に於て優良なる評點を得て進歩の状を現す場合、父母は衷心之を喜びて兒童に對して精神的に祝意を表すべく。若又不良の成績なる場合には、兒童を叱責する前に、先徐ろに其原因を探りて、兒童の故意の怠慢が原因ならば深く之を戒むべく、父母の落度ならむには、自ら深く其の不注意を悔い、満腔の同情を以て兒童を勵さば、低能兒ならざる限り、稍普通の成績を擧ぐるに至るべきか。

ハ 信用 家庭教育の最も主要なる點は、感化に依りて兒童の性格を養成するに在り。元來感化は、被教育者の信用を得ざるべからず、而して信用を得むには、先づ人を信用せざるべからず、兒童は父母より信用せられ、自由なる活動を許さるときは、兒童自ら信するの念生じ、自ら抑ふるの心起りて怠慢不良の念は起らざるのみならず、服従の精神も生じて、教育上喜ぶべき現象を呈するに至る、

故に父母は、大体に於て兒童を信用すべし。

ニ 人格 人の最も重んずべきは人格なり。然るに我國にては維新前までは、兒童は父母の利益の爲に、養育せらるゝ風ありて、動すれば父母の利益の爲に、兒童を犠牲に供して顧みざる事ありしは、歎すべきなり。今や斯かる頑迷なる風習は殆ど掃ふに近しと雖、兒童の人格を認めて之を尊重しつゝ教育するに至らざるが如し。蓋し兒童は父母の私有物にあらず、實に 陛下の良民となるべきものなり。將た人間の一員として世界の文明に貢獻すべきものなり。人格は之を認めて尊重すべし、人格を尊重するは、家庭教育上、根本的に必要なる一條件なり。

ホ 權威 家庭教育の効果を完うせんには、父母が兒童に對して權威を有せざるべからず。元來感化は所謂「不言之教」にして、父母の實踐躬行の模範が、自ら兒童の心を動し善に移らしむるものなれば、家庭教育にては、父母の權威を以て率ゐる場合は多からずと雖、父母は一言にして兒童の邪念惡行を抑ふるに足るの權威を有すること必要なり。

以上の五點——愛情・同情・信用・人格・權威——は、家庭教育上、緊要なる條件にして、父母は以上の注意を以て兒童に對し、以下に述ぶる智識を有して的確に之を實行し、以て家庭教育の効果を奏せむことを期すべし。

## 其二 學齡以前の家庭教育

### 一、家庭教育の始期

母体と胎兒体との間に密接なる關係ありて、母体の有らゆる變動が、胎兒の体に及ぶことは、必然の事實なり、故に胎兒をして平常健全なる發達を遂げしめむには母体の健全を主とす。且妊婦の精神が、胎兒の精神に影響を及すことも争ふべからざる事實なり。されば胎兒が始めて母の胎内に宿りし時より教育を始むべし、胎教は家庭教育の發端なり。

### 二、妊娠中に於ける母親の注意

母親たるものは、妊娠中左の事項を能く守り、健全にして聰明なる嬰兒を擧げむことに注意すべし。

- 1、感情を激發するものを見聞せざること
- 2、快活にして寛容なる精神を保つべきこと
- 3、忠孝節義に關する傳記物を讀み高尚なる精神を養ふこと
- 4、衷心胎兒の榮達を祈り幸福を望むこと
- 5、飲食物に注意し刺激性の物及不消化物を攝取せざること

夫は勿論、家族は妊婦に對して厚き同情を表し、家庭の平和を保ち、圓滿純潔なる感情を持せしむべ

く努むべきなり。

### 三、學齡以前に於ける家庭教育

#### イ、体 育

食 物 嬰兒に對しては生母の乳を最も良とす。誕生より約一ヶ年以後に至れば、大抵通常の食品にて差支なし。但注意を要する事項左の如し。

- 1、嬰兒に乳を與ふる時間は、二三時間を隔て、規律的に與ふること
  - 2、飲食の時間を一定し、成るべく間食を爲さぬ習慣を養ふこと
  - 3、食物は十分に咀嚼して、早食をなさぬ習慣を養ふこと
  - 4、不消化物を避け、過食を禁ずること
  - 5、刺激性の食品を與へざること
  - 6、食品には成るべく種々の物を與へ、之に對して好き嫌ひの惡習を生ぜざるやう注意すること
  - 7、發育の最も盛なる時期なるによりそれに相當する滋養分を與ふること
- 衣 服 寒暑を防ぎて体温を適度に保つは衣服の目的なり。其の注意すべき點は左の如し

- 1、品質は堅牢にして体温の保持に適すること
- 2、厚着よりは寧ろ薄着にて寒暑を防ぐの習慣を養ふべきこと



- 3、衣服の仕立方は緩かにして運動を自由ならしむること
- 4、帯又は紐にて厳しく締め過ぎること
- 5、衣服は度々洗濯して清潔ならしむべきこと

運動 活動は兒童の天性なれば快活に運動することを奨励すべし。其注意すべき事項左の如し。

- 1、寒暑餘りに劇しきにあらざれば、成るべく室外に於て運動するやう奨励すること
- 2、運動時間と身体の疲勞の程度とに注意し過度に至らしめざること
- 3、食事の前後少時間は激しく運動を禁すべきこと
- 4、成るべく共同の運動を爲さしめ、公共心の萌芽を養ふべきこと
- 5、勝負を争ふ運動遊戯は成るべく避けしむべきこと

睡眠 睡眠は人間の生理的生活に極めて必要なり。父母たる者、須く細心の注意を拂ふべし。

- 1、嬰兒は成るべく静にして十分に眠らしめ其時間は自然に任すこと
- 2、六歳位に至るまでの兒童は夜間十二時間、晝間一二時間睡眠せしむるを適當とすること
- 3、時間を定めて夜は早く睡眠し朝は早く起くる習慣を養ふべきこと
- 4、静なる室を與へて熟睡する習慣を養ふべきこと
- 5、兒童もし安眠せざるあらば其原因を考へ、相當の處置を採るべきこと

以上は學齡前に於ける体育上、父母の心得べき大要を述べたり。要するに人間の生理的生活が規律正しきか否かは、大なる影響を精神生活に及ぼすものなるが故に、父母は兒童をして成るべく規律的生活を遂げしめむと努むること肝要なり。

#### ロ、智 育

此の時期の兒童は感覺・知覺の心的作用最も盛にして、記憶・想像等の作用も亦漸次活動を始む。又自發活動と稱して、特に外部よりの刺激を待たず又自己の心中に於て思慮分別を廻すにあらすして内部より自ら生ずる運動性ありて、此時代に最も盛んに本能的に發生す、自發作用の中には、殆ど全く器械的生理的のものもあるも、又將來種々の方面に發達すべき精神作用を含むものありて、家庭に於て注意を要す。左に此の時代に於ける家庭教育上注意すべき要點を列擧せむ。

- 1、兒童の自發活動より起る言動を自由ならしめ、濫りに抑制せざること。
- 2、兒童の自發活動を利用して勤勞の習慣を養ふべきこと
- 3、玩具繪畫等を利用して兒童の新智識の範圍を廣むること
- 4、出來得る限り自然を観察せしめて兒童の經驗を廣むること
- 5、事物を精密に觀察するの習慣を養ひ因りて以て正しき感覺、正しき知覺を得しむること
- 6、記憶せむとすることに興味あらしめ且之を反覆練習せしむること

- 7、玩具及び御伽噺等の材料選擇に細密なる注意を拂ふべきこと
- 8、兒童を導きて常に正しき想像の構成に慣れしむること
- 9、兒童の疑問は總て之を驩迎して丁寧懇切に説明し且成るべく疑問を起さしむるやう努むること

ハ、徳 育

徳育上の注意事項を擧ぐれば

- 1、兒童の感應(單純感情)は生理的必要より起ること多きを以て全く之を抑制するは不可なること
- 2、父兄は勿論、家族員は一致して平和を保ち一家の情調をして融和純潔ならしむること
- 3、殘忍酷薄の事物等不良なる感情を誘起すべきものに接せしめざること
- 4、兒童の實地經驗する機會を利用して同情心の養成に努むべきこと
- 5、不正不義を遂行せむとする不良の意志は命令抑壓を以てするも斷然之を禁止すること
- 6、努めて善良なる説話を用ひて兒童の興味を満足せしめ且大に徳性の發達を圖るべきこと
- 7、説話は成るべく感情的に之を話し且適當なる發問に依りて初歩の道德的判斷を養成せむことを努むべきこと

其三 學齡時代の家庭教育

一、學齡の時期に於ける家庭教育

イ、體 育

此時期には、兒童の身体の状態大に變化して、男女の區別が身体にも精神にも明かになり、又七八歳頃よりは身長よりも身幅の方發育し、十歳十一歳頃よりは身長は伸ぶるを普通とす。脳髓も、満七歳頃には、已に殆ど重量の頂點に近づき、此後に増加する量は、僅に全体の四分一乃至五分一に過ぎず。實に身體の發育旺盛にして元氣充滿の時代なり。飲食・衣服・運動・睡眠等に就ては、前期に説きたる點を斟酌して養育せば、大過なかるべし。

ロ、智 育

此時期の兒童の心的作用は、概して表象即觀念の階級に屬すと言ふを得べし。前期よりして直觀(知覺)進みて、外物の何たるかを判斷し、其物の意義を知る直觀的判斷の作用盛んになり、記憶・想像も亦盛になり、特徴としては抽象作用漸々盛に發生するなり。

抽象作用(思考作用)とは、心の比較辨別の作用によりて個々の事物を比較し、其類似點を認めて、進みて事物間の差違を發見する作用を云ふ。畢竟、直觀作用發達して觀察が精密になり、直觀的判斷の働によりて比較・辨別の作用も進歩し、外界の個々の事物に拘泥せずして心に纏りたる概念・判斷の作用生ずるを以て抽象作用正確なる働をなすに至るなり。

此時期に於て智育上父母の注意すべき要點を挙げむ。

- 1、精密なる觀察、熱心なる反復を奨励し、觀念を正確にし且豊富ならしむること
- 2、實事實物を經驗せしめ、直觀的判斷を加へて其意味を覺知せむことを努めしむること
- 3、此時期には想像作用は自發的に起り、現實に基きて空想を嫌ふに至る、故に寓話を避けて成るべく武勇談等歴史的傳記的のものを授くべきこと
- 4、好奇心は即求知心にして智識進歩の關鍵なれば、之を利用して工夫研究の精神を養ふべきこと
- 5、事々物々兒童の身邊に起る事變に就きて自ら判斷し推理せしめて思考の發達を圖るべきこと

#### ハ、徳 育

家庭に於て兒童の徳育上注意を要する點左の如し

- 1、常に家族間の感情を純正平和ならしめ、由りて以て兒童の情調の養成に努むべきこと
- 2、自重・喜悅・希望等の善良なる情緒の發達を助けむことに注意し、所有機會を利用して之を努むべきこと
- 3、身体は神聖にして犯すべからず、且身体を打擲せられたるものは自重心を失ひ、他人に對して身体上の罪を犯すに至るものなり。故に決して體罰を用ひざること
- 4、父母先づ兒童を愛し、兒童に同情して模範を示し、由りて以て同情と愛情とを養成せむことを

#### 努むべきこと

- 5、兒童には常に愉快の境にあらしめて希望を有せしめ、努力によりて其希望を實現し得べきものなりとの經驗を得しむるやう努むべきこと
- 6、兒童の意志が、選擇決定せる事に付ては、他を顧みず敢て之を決行する習慣を養ふべく、遲疑して薄志弱行に陥るが如きことなからしむべく注意すべきこと
- 7、苟くも非行あらば、強硬なる態度と嚴正なる訓戒とに依りて明白に悔悟せしめ、決して曖昧に附すべからざること

8、初めは努力の結果、比較的低度の困難に打克ち之を反復して自信力を得しめ以て積極的勇氣を鍛鍊すること

9、偉人豪傑特に武士道の模範たりし人物に關する説話を用ひて感奮激勵せしめ不知不識の間に意志力の養成を努むること

10、意志強固にして實行力強き友人を選びて交らしめ、又は時々活潑剛毅なる大人に接せしめて其の感化を受けしむること

#### 二、兒童の教師に對する精神の養成

學校教育の効果を完うせむには、教師は兒童に對して權威を有せざるべからず。殊に訓育上、教師に

權威なくんば到底効果を奏するを得ず、故に教師の權威は實に根本的の要件なりとす。其權威は如何にして生ずるかといふに、兒童が教師に對して(一)尊敬・(二)信愛・(三)服従することに依りて生し且保持せらるゝものなり。されば家庭にては、此三者の精神を養成して十分に學校教育の効果を助成せざるべからず。

### 三、兒童の學習に於ける注意

學業 學校に於て兒童が、優良なる成績を得たるときは、父母は衷心之を喜びて褒詞又は賞品を與へて祝意を表すべし。但平素兒童の學習の態度に注意して眞面目に熱心に勉強したる結果、好成绩を得たる場合に於て賞すべきなり。もし不幸にして落第するか又は成績劣等なる時、父母は自己の感情の激越に任せて兒童を叱責するが如きことなく、徐ろに其原因を探求し、適當なる救濟法を講ずべし。

操行 兒童に缺點惡癖あらば、教師に隠さずして内談すべし、學校にては父兄の名譽を尊重し、嚴密なる注意を以て、隔意なく協議に應ずべし。缺席遅刻は、學業の進歩を妨ぐるは勿論、且種々の惡癖を生ずる基なり。兒童にして不良の行爲をなし、懦弱の振舞をなすの多くは、缺席遅刻又は早退等の弊害に伴ひて生ずるものなれば、嚴重に之を取締ること必要なりとす。

### 課外讀物 課外讀物につき、家庭にて注意すべき事は左の如し

- 1、八歳以前には繪本の外は成るべく讀ましめざること
- 2、兒童の讀物は何事にても其經驗に有力なる價值あるものを選ぶべきこと
- 3、動植物・自然現象等を面白く記述したるものを選ぶべきこと
- 4、御伽噺・旅行談・武勇談・冒險談・歴史譚等を讀ましむべきこと
- 5、内容の摯實にして事實に近きものを選ぶべきこと
- 6、父母の机上には、兒童に禁止すべき讀物を置くべからざること

### 四、小學校時代に於ける習慣の養成

正直 正直は人生の美德にして、他人の信用、社會の交際は、之に因りて圓滿平和に行はるゝものなり、故に正直を尙ひ虚偽を賤しむ徳を養成するは、極めて大切なりとす。兒童の虚言にして深き意味を有せざる場合は、過度の叱責をなさず、同情を以て懇篤に虚言の不可なる所以を訓誨すれば足れり。然れども兒童が故意に虚言を構へたる場合は、嚴重なる訓戒を施し、斷乎たる責罰を加へて惡徳の根柢を除き去らざるべからず。

親切 親切とは、他人の爲に善を盡し、團體の爲に利を計ることにして、他人に對する愛情又は同情心より生ず。兒童の愛情は、最初母に對して其萌芽を發するにより、其萌芽を培養して、親切の實を結ばしむるは主として母の任務なりとす。

勤勉 勤勉は一身一家向上の要因なるのみならず、一村の民力を富まし、國運發展の基礎たり。

されば小學校に於ては、兒童に洒掃・除草・整頓・低學年兒童の看護・宿題其他有らゆる機會を利用して勤勉の習慣を養はむと努めつゝあり。家庭に於ても、兒童の年齢・體質・精神の状態を斟酌して、適度を失はざる範圍に於て、課業の豫習復習を確實熱心に行はしめ、又掃除其他家事の手傳を爲さしめて、精神上身体上の勤勞の良習を與へ、高學年には家業の手助をも爲さしめて、有形上の勤勉即勞役の習慣を養ふこと肝要なり。

實行 道徳的智識は勿論、科學的智識も、常識も、實行に現はれれば、所謂死智にして眞に無用の長物たり。故に兒童に對し實行の習慣を養成するは、極めて重要な事なり。日本教育史鎌倉時代の家庭教育の章に於て『命令約束の嚴守實行が勵行せらるゝにあらざれば所謂人間最上の義務を果すこと能はず、されば幕府は此點に向て教育上大に注意せり。これ武人相互に然諾を重んじ死生相結托するの風習盛んなるに至れる所以なり』とあるが如く、我國民は、元來實行主義の國民なり、實行の習慣を養成することに努めざるべしや。實行の養成につき注意すべき箇條を左に掲ぐ。

- 1、賞罰は兒童の精神を支配するものなれば、褒めて愉快を感せしめつゝ實行せしめ、又は善事を實行せざるときは罰を科しても實行せしむること
- 2、父母が自ら言行一致に努め且摯實に勤勉努力し、實行の模範を示し自然に感化すること
- 3、兒童をして實行の價値を會得せしめ死智を輕んじ空理空論の排斥すべきことを自覺せしむること

4、奮勵努力すれば困難なる事をも成し遂げ得るものなりとの自信を有せしめ依りて以て難事に當りて不撓不屈、實行の精神を振起せしむること

敬虔心 敬虔心とは事物を尊敬し己を卑くして他を尊ぶ性をいふ。我國民の敬虔心は 神を敬ひ祖先を尊ぶ結果、必然的に最尊く最清く最崇高なる敬虔心發現するなり、而して皇祖皇宗を始め歴代の聖恩に感激して措かざりしところの 皇室に對し奉る至誠と合致して善美を盡したる忠君の至情となる。されば幼時より敬虔心を養成することは緊要なりとす。左に敬虔心の養成に關して、家庭の注意を擧ぐれば。

- 1、毎朝 天照大神及其他の 神祇を拜すべきこと
- 2、毎朝宮城に向ひて遙拜すべきこと
- 3、毎朝祖先の靈位に禮拜すべきこと
- 4、以上の三項は父母先づ嚴肅に實行して範を示すべきこと
- 5、主なる國祭日には家庭に於ても奉祀すべきこと
- 6、上に對し人に接し己れを持するに、厚く敬虔の心を体して、實行し以て範を示すべきこと
- 7、敬虔の心を活用せしむべき機會に注意し嚴正に實行せしむべきこと

##### 五、學校と家庭との聯絡。

兩者の聯絡上、主として家庭に於て注意すべき事項を掲げむ。

- 1、兒童の入學式には、必ず同道して學校の主義、方針、及注意事項を聴取すべきこと
- 2、三大節其他主なる式日には成るべく出校すべきこと
- 3、成るべく毎年數回出校して、兒童學習の状態を視察し、併せて學校の意見を聞き、家庭にあるときの實況を述べて打合をなすべきこと
- 4、父兄會・學藝會・運動會等には必ず出席して兒童を獎勵すべきこと
- 5、學校に對し意見を異にすることあるも、兒童の面前に於ては、猥に之を口外せず、遠慮なく學校に協議すべきこと

#### 其四 家庭教育結論

家庭教育の目的は、固より子女の身体の發育、智識の發達、徳性の涵養に在り。而して根本の要諦は訓育にあり、訓育の眞髓は感化にして、感化の秘訣は至誠にあり。父母は既に純正なる愛情を有して兒童の爲に總ての利益總ての幸福を捧げ盡すの誠意あり、此誠意を本として家庭教育を施さば、子女感化の效や必ず大にして、訓育の實舉らむ。所謂至誠は人を動すものにこそ。

#### 第四 保健の増進

人間本位は、或る意味に於ては体力本位なり。弱は以て強に敵すべからず。健全なる精神は健全なる身体に宿る。我が七谷村の住民が、壯健無病、勤勞を樂しみ困乏を忍び得るの體力を有せむことを望むや切なり。若し蒲柳の質、寒暑を避け、風雨を畏れ、饑渴に堪へず、睡魔に勝たず、一生遑々、唯周圍の天然より翻弄せられて、之に抵抗して勝つこと能はずんば、遂に能く何事をか做し得むや。されば常に意を衛生に用ひて健康を保全するは、家を興し村を富す所以に外ならず。英國の衛生大家嘗て言へることあり、曰はく「今英一國を以て國民各八時間の勤務を爲すと見做さば、一年を通じて英人は實に二百億時間の勤勞に就くものたり。隨ひて衛生の施設全からざるが爲に疾病者を出して、若し一人一年に十日を休むとすれば、實に八千萬日即ち六億時間の徒費に當る、更に長幼を通じて一人一日の勤勞に依り八拾錢を得るものとせば、疾病の爲に、一年の損失無慮六千四百萬圓に上るべし」と。健全の關するところ重大にして、衛生の忽語に付すべからざる亦知るべきなり。

維新以降、我國の文物總て長足の進歩を爲し、宇内其比を見ること鮮きも、憾むらくは衛生の思想未だ十分に普及せりといふを得ず、隨ひて公衆の衛生に關する諸般の設備も、亦之を顧みざるもの多し。此の如くんば何れの日か國民の健全を期するを得むや。されば公益の爲に思をこゝに致し、平時よりし

て病源を未發に防ぐべき當然の施設を爲し、能く衛生の進歩健康の保全を計り、以て人民の利益幸福を増進すべし。

人民の健康が、一國に於ける最も注意すべき要件たること此の如し、之に次ぎて注意すべきは、出生率の如何に在り。一家富み一村富むと雖、生産率低減せむか、民力の消長に關する少小にあらず。それ寡は以て衆に敵すべからず、數は實に近世文明に於ける一大勢力なり、故に或る意味に於て人間本位は即ち人口本位にして、經國の要も、マルサス流の所謂人口制限にあらずして、寧ろ人口増殖にありと言はざるべからず。今大正元年より同五年に至る五ヶ年間に於ける本村の出産死産を考覈するに、出産平均百四十九人にして、配偶者數に對する百分率は十七人參壹、死産の平均數は十六人なり。更に死亡者の平均數を見るに、未成年者に於て參十八人を示し、全人口に對する百分率は零人八八、成年以上に屬するもの四十七人、全人口に對する百分率一人〇九なりとす。叙上の動態を顯はすは、決して意を安んずる能はざるなり。故に之れが原因を調査研究せしむる爲、村醫を常置し、進みて出生率の増多及幼者青年者壯年者の死亡率低減に努めつゝあり。

本村は村民の健康を保全せむが爲に、左記各項の實行を期す。

- 1、飲料井泉の検査を周行し、不良水の改良を圖ること
- 2、家宅内換氣に注意し、寢具衣類等は時々日光に曝すこと。

- 3、邸内の清潔を保持し、肥料置場・厩等を改善すること。
- 4、下水の疎通を完成すること。
- 5、常食として半搗米を奨励すること。
- 6、常用蔬菜類の研究をなし、可及的其良きものを自作して、之を常用する方針を探ること。
- 7、副業の一端として家畜を飼養せしめ、多少肉食をも奨励すること。
- 8、賣藥のみに依り、疾病を治せむとする如き弊風を矯正すること。
- 9、墓地及火葬場と衛生との關係を調査し、不適のものは改善に努むること。
- 10、出稼工女等の疾病歸來者に對し、警戒を怠らず、相當措置すること。
- 11、冬季間一般に、適當の屋外運動（各種作業等）を奨励すること。
- 12、肺結核病・花柳病・癩病・其他傳染病の豫防等は、講話又は衛生展覽會に依り喚起すること。

### 甲 個人衛生

#### 其一 体力の増進を圖ること

徴兵検査に於ける本村の成績を見るに、甲種合格者は、受檢壯丁に對する百分率三十三人に當り、本郡三十七ヶ町村の第二十四位にあり。此の如きは本村青年の健康が、決して樂觀し得べき地位にあらず

るを認む。本村將來の爲に、体力の増進を圖ること轉た痛切なるを感ず。凡そ人の此の世に出づるや、生を樂み、自己及社會を益し、且健全なる子孫を得ざるべからず。斯の如きは絶大の精力を俟ちて始めて其目的を達し得べきなり。絶大の精力は、強健の身体より出づ、羸弱病身にして安んぞ之を能くせむや。

体力増進の方法設備は、其數甚だ多く、一々枚舉に遑あらず、其何れを採用すべきかは、各人一樣に之を律する能はず、取捨選擇宜しきを得ずんば、高價の設備も効用なく長時の努力も一の得る所なく、否却りて有害なること少からず。各人は體質上多少の相違あり、極端に言へば、其相貌の異なるか如くにして、全然同様なることなし。乍併、男女の性・年齢・發育の狀態・体格・體質・職業・習慣・健不健等により、大体に區別することを得。發育時代の子女の体育につきては、特に注意の重んずべきものあり。

哺乳兒の營養は、一に乳汁による、故に乳汁の良否は、兒の健康体力を左右す、母乳は其成分、兒の發育に應じ、一二の場合を除くの外、最も安全なる兒の營養品なり。此期に於ける人工營養兒は、母乳營養兒に比して、營養障害を起すこと甚だ多く、母乳によりらむとせば、母乳の選定に非常なる困難あり。人工營養につきては、其濃度成分を、可及的母乳に近似せしむるを要す。然れども絶体的に同様ならしむることは不可能なり、彼の健全の母乳を有しながら、之を與へずして牛乳等を與ふるが如きは思

はざるの甚しきものなり。乳母の選定に當りては、其分娩時の近似せること、乳母は凡ての傳染病、殊に結核梅毒を有せず、精神狀態健全にして、性質温良なるものを求めざるべからず。生後八ヶ月乃至十ヶ月頃より、爾他の消化し易き食餌を併用し、十ヶ月乃至十四ヶ月位にして離乳すべし。授乳期永きに失すれば、母兒に不良の影響ありとす。

兒の襁褓より出でて學齡に達する迄の間は、大抵戶外新鮮の空氣中に嬉戯し、飢うれば喰ひ、疲るれば寝ぬ、父兄等は宜しく危險の場所危險の遊戯を避けしむるやう監督すべし。食餌は強ち三回と定むるを要せず、時に四回與ふるも害なれども、過食及菓子等の間食は、可及的避けて與へざる方針を探るべし。

甫めて就學するや、規則を以て心身を律せられ、塵埃多き教室に於て、硬固なる接席に坐し、學業を課せられ、家に歸れば、師は宿題を課し、父兄は復習を命し、喧騒すれば懲罰を被る等より、幼稚なる精神を勞し、競争及畏怖の念交々、到る爲に、體質強實ならざるもの、如きは、不就學兒に見ることなき疾病を醸すに至る、所謂學校病之れなり。即ち營養不良・近視眼・脊柱の彎曲・常習性頭痛・衄血・神經過敏等を來す。兒童に來る諸般の傳染性疾病の學校に於て感染すること少からず。故に校醫の意見を聞き、之を未然に豫防せざるべからず。

幼稚なる兒童に對しては、胸廓の發育を害すべき運動遊戯は絶体に不可なり。即ち器械体操俯位に於



てする遊戯の如し。之に反し、直立して胸腹部を壓迫固定せざる適當の運動柔軟体操の如きは、心臓・肺臓・筋肉等を強健ならしむ。

十歳以上の兒童には、游泳・競走・投球・体操等適當なるべく、十五歳以上となり、骨格強固となるを待ち、初めて其他の勞力を要する運動・体操・武術等を選び、以て身体の動作を敏捷にし、勞力に堪ふるに至らしむべし。運動中、心悸亢進・頭痛・眩暈・胸側の疼痛・顔面蒼白を來すは、運動の過劇によるを以て、一定時間の安靜休息を要す。

衣服は、運動時と安靜時とによりて加減するを要するも、須らく過包せざることに留意し、以て皮膚の氣温に對する調應力を減せざらしむべし。夏時は適當の衣帽及日蔭を造り、安全なる飲料を適量に用ひ、日光の直射による危害即ち日射病・熱射病等を豫防すべし。

人体を維持する必要成分は、蛋白質・脂肪・含水炭素・鹽類及水とす。此等の物質は、純粹のものを  
用ふるも効なく、複雑の状態にて以上の要素を含有する動植物及少量の礦物質即ち所謂食餌を攝取することによりて、始めて其目的を達す。食餌は、前述の要素を適當の量に攝取するの必要あるも、要するに健康体にありては、其欲する所のものを飢餓感の消失する最小限度に於て採るべし。過飽は消化を害し、大部分は徒勞に消耗せられ、吸収を害し身体の營養となるを得ざるに至るべし。

心身の活動は、疲勞を來す、是に於てか適當の休息及睡眠の必要起る、殊に食餌攝取の前後は、一定

時間、安靜休息すべし。然らざれば消化作用の完全を期し能はず。心身活動によりて神経系の中樞及筋肉内に疲勞物質の蓄積を來すことは、睡眠によりて消失し恢復す。睡眠時間は七八時間を適當とす、睡眠中は消化器機能殆んど休止す、晚餐後、夜間の飲食物攝取の有害なるは、此理に因る

既に壯年に至れば、職業的心身の働作によりて、健康者は特に運動をなすの必要を認めざるもの多し。常に精神的作業にのみ偏し身体的動作をなすこと少きものは、適當の運動をなすことを怠るべからず。運動は身体の一部に偏せず、全身の筋肉を使用する方法たるを可とす、過勞は不可なり。特に體質薄弱者又は病後の如きは、輕易短時間の運動より徐々に勞力を要する長時の運動に進むを肝要とす。喫煙の過度は、消化障害を起し、心臓を害す。大酒は消化器神経系を害し、身体諸組織を脆弱ならしめ、外來の碍因に對する抵抗力を減退せしむ。豈畏れて怖れざるべけむや。

女子の生活も、大部分男子と差異なし。但其運動方法は、女子固有の生理的發育に順應して天然の美形を保持せむが爲、腹部を過度に緊迫し骨盤の發育を害するが如き運動を避くべし。跳躍運動・器械体操の如きは、女子に適せず。月經時・妊娠後半期は、過劇の運動を避け、温和なる戶外運動をなすべし。産後は、一定期間安靜を要し、以て生殖器の變位を防ぎ、恢復を完うせざるべからず。

日常以上記述せる注意をなせば、庶幾はくは体力を増進せしむることを得む。

本村青年体育奨励の一法として、年々体格優良なる壯丁を表彰するが如きは、蓋し有益の事業たるを

失はじ。

## 其二 肺ヂストマ病の豫防撲滅を期すること

本村に於ける肺ヂストマ病は、明治三年頃より次第に増加し、當時之を血痰と稱せり、明治二十五年相馬氏之れが調査をなし、次て明治四十四年、澤田氏の調査に依れば、當時の人口千七百九十九名の内患者六十三名ありたりと云ふ。而して今を距る四十年前ヘルツ氏は肺ヂストマ虫の卵子を發見し、後清野氏中濱氏等は、本患者の死体を解剖し、其肺臓中に本虫數十條を發見せりと雖、其人体に侵入する徑路は、是まで不明なりしに、大正四年二月、中川氏は臺灣に於て「シャハイ」と稱する一種の澤蟹が第二中間宿主なることを發見せし以來、安藤氏は岐阜縣下に於て、又小林氏は、本村の溪流に棲息せる澤蟹の肝臓内に、中川氏の發見せるものと一致せる肺ヂストマ被包囊幼虫の存することを證明し、尙小林氏は其動物試験をも追試確定し、今や内地産澤蟹にも存する被包囊幼虫の肺ヂストマ幼虫に相違なきことは確實となれり。之れを本村の實狀に鑑みるに、患者の過半数は、澤蟹を生食せしか或は不十分に煮焼して食したる結果なりと雖、蟹を食せざる者にしても罹病せるものあり。そは蟹より脱出せし被包囊幼虫を混有せる溪水等を飲用使用したる爲ならむ。かくして体内に侵入したる幼虫は、腸管内にて包囊より脱出し、次で腸管壁を穿通して腹腔に出て、横隔膜を通過して胸腔内に入り、肺臓の表面より進入し

肺に寄生成長する結果、産生したる虫卵は、患者の咯痰(褐色粘稠)に多數混して略出せられ、以て傳染の基源をなすが故に、左記事項を確守して、本病の豫防撲滅を期せざるべからず。

- 1、澤蟹を生食せざること。
- 2、澤蟹を食する場合は、十分煮沸すること。
- 3、患家の下水混入の虞ある溪流、又は溝渠の水は、飲用使用せざること。
- 4、其他の溪流又は小川の水も、可成的、煮沸して飲用すること。
- 5、患者は必ず痰壺に略出すること。
- 6、痰壺は、熱湯を多量に注入して消毒すること。
- 7、病毒汚染の虞ある手拭ハンケチ等は、熱湯消毒を行ふこと。
- 8、患者の飲食器具は區別し置き、熱湯消毒をなすこと。
- 9、衣類寝具類は、時々日光消毒を行ふこと。
- 10、患家は、屢々戸障子を開放して、採光通氣を良くすること。

## 其三 農家の家屋を改善すること

家屋を建つるには、農家商家の別なく、可及的、新鮮の空氣を入れ、多量に光線を採るの方法を設けざ

るべからず。之れを爲すには外に對する家の面積を可成的大になすべし。此目的を達するには、家屋は其構造大ならむより、寧ろ小に作るを可とす。市街地に於ては衛生上の條件を具備する家屋を建築することは困難の事情あらむも、本村の如き田舎に於ては、比較的容易なり。而して家屋は、少くも三分の一の空地を残し、三分の二に家屋を築き、道路に對する面には空地を多くして、樹木を植ゑ、道路の塵埃家屋内に入るを防ぐが如きを良とす。相對する家屋間の距離、即ち道路の幅は、少くとも家根の廂までの高さを要す。之れより狭ければ家屋に入る光線益々減少し、十分の光線を得る能はず。若し一倍半の距離を有すれば更に可なり。

(一) 家屋の大小、換言すれば室の大小は、其中に生活すべき人の多少により斟酌して定むることを要す。即ち其中に住する人多數なれば大なるを要す。小室に多數人住するときは、適當なる空氣の交換を爲すこと能はず、故に最小限度として一人に付十立方「メートル」なかるべからず。又各家に於て各室各其用を異にすれども、最も衛生上適當の室を以て日常最も長く起居する室となすべし、例へば南面の日當よき室を住居室に充つるが如し。然るに衛生上適當なる室を、稀に用ふる客室に充て、平素北方の陰氣なる室に住する如きは、愚の極と云ふべし。

(二) 寢室は、毎日約七時間安眠に要する場處なれば、可成的採光換氣の十分なる室を選ぶべし。

(三) 窓は光線を十分射入せしめむが爲に、可及的大なるを要す。故に最小限として、窓は床の廣さ

に比し、五分の一以上なるべし。又窓低ければ、光線は室内の深部に達せず、故に窓は五六尺の高さより低くすべからず。

(四) 床上に敷く疊は、空氣を多く含有するものにて、保温には最も適す。然れども疊は、濕潤し易きを以て、時々日光に曝して乾かさざるべからず。

(五) 壁には主として注意すべきは通氣性なり。通氣性は室の自然換氣に對し必要にして、密閉せる室内の空氣の絶えず交換し以て清淨を保つは、一に天井床及壁の通氣性を有すること、内外の氣温及氣壓の差あるとに基くものなり。

(六) 家根の目的は、雨露を防ぎ且太陽の直射を防ぐにあれども、室内温度の調節にも換氣にも著大の關係を有するものなるが故に、屋根の材料に供するものは、首として水の浸入を防ぐ外壁の如き性質を有し、殊に温傳導の最も不良なるものを選ぶべし。此點より見れば、防火上には最も不適當なれども、日本の草屋根は最も適當し、板瓦之に次ぎ、絶体不良なるは金屬性のものとす。

(七) 天井裏は、鼠族の巢窟にして極めて不潔に陥り易き場所なれば、務めて清潔を保ち得るやう注意して建設すること肝要なり。

(八) 廁は、臭氣を室内に導くを以て、住居室に密接せざるを可とす。何となれば住居室は、空氣自から温きが爲に、臭氣入り易きを以てなり。但し廁には、十分の採光を要するは勿論、十分の換氣

亦頗る必要なり。

(九) 炊事場は、飲食物を調理する場處なれば、頗る清潔にして衛生的ならざるべからず。勿論採光換氣を十分にし、鼠族の出入を豫防する等、一段の注意を要す。

(十) 廐も、亦一種の臭氣を室内に導くを以て、住居室に密接せざるを可とす。

(十一) 作業場は、平素持續的に使用し、塵埃の飛揚甚しき場所なれば、南向の日當り最もよくして、換氣に十分なる事、等に注意して建築するを要す。

然るに現在農家の家屋は、多くは採光換氣に留意せざるは勿論、厠は家屋の入口に設置し、又作業場は炊事場に接する等、頗る不合理のもの多し。依りて少くとも大体に於て、右記載の如く將來經濟上と相俟ちて改築の要を認む。故に改築又は新築に際しては、深く留意し、遺憾なきを期すべし。

#### 其四 飲料水の改良を圖ること

水は、營養素中最も緊要なるものにして、人体全量の三分の二は水分にて形成し、空氣光線と同じく、吾人の生活に缺くべからざるものなり。即ち血液の循環・体温の調節・尿の排泄等の作用、皆之に依りて起るものなるが故に、水分の一分を失ふも、已に病症を呈し、二割以上を失ふ時は渴死す。而して人体は、皮膚・肺・腸・腎等より一日平均一升三合八勺の水分を排泄するを以て、体内水分の平衡を保

たむが爲に、之れが補給を圖らざるべからず。其他水は食物の調理にも、沐浴にも、洗濯にも、室内の洒掃・道路庭園の撒水等に至るまで、應用甚だ廣し。吾人は水なくしては一日も生活すること能はず。

水の需用量は、氣温の高低・空氣の乾燥・營業・嗜好・習慣等によりて差異あれども、大人一日の最少需用量は凡そ左の如し

飲用八合二勺、炊事用五升二合五勺、沐浴用七升一合五勺、洒掃用四升五合、洗濯用四升四合、合計二斗二升なり。而して東京市を始め四十五ヶ所の既設水道は、平均一日一人に對し四斗六升餘に及び、夏季は之れにても尙ほ不足を告ぐる有様なり。以て水の緊要なることを推知すべし。

井水は、冬季暖く、夏季冷く、常に攝氏十度内外の温度を有し、之を透明なる「コップ」に容れ觀察するに、無色透明にして浮游物を含有せず、口に含みて味ふに無臭、飲むに清涼爽快の味を覺え、化學的成分も普通にして細菌の數少きものにあらざれば、飲用に適せず。之に反して、僅少なりとも病を起すべき細菌及寄生蟲或は有害成分を含有する水は、飲料としては勿論のこと、使用水としても甚危険なれば使用せざるを可とす。特に河水又は流水は、其化學的成分一様ならず、常に上流より傳染病毒又は有害なる汚物混入し易きものなるが故に、生水はその使用を禁し、止むを得ざる場合には、煮沸して用ふべし。

本縣にては飲料水を佳良水・良水・不良水の三種に區別し、その標準及試験成績に記載する標語を左

の如く定めらる。

種別	佳良水	良水	水	不良水
外観	澄明	澄明	澄明	澄明
臭味	無臭	無臭	無臭	無臭
反應	中性又は微弱アルカリ性	中性又は微弱アルカリ性	中性又は微弱アルカリ性	中性又は微弱アルカリ性
硫酸	三〇以下	五〇以下	八〇以下	五〇以上
硝酸	三〇以下	五〇以下	八〇以下	五〇以上
亞硝酸	なし	なし	なし	含有す
アンモニア	なし	なし	なし	含有す
石灰質	五〇以下	六〇以下	一〇〇以下	一〇〇以上
有機物	なし	なし	なし	含有す

表中に記載する数字は、検水一リットル(約五合五勺)中に含有する三ミリグラム(〇、〇〇〇二七夕)量を示したり。但しクロロルは、土地の状況により、他の成分標準に適するものは一〇〇ミリグラム迄は良水とす。

多	量	中	量	少	量	微	量	僅	微	痕	跡
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

アンモニア	〇、四以上	〇、三以上	〇、二以上	〇、一以上	〇、〇五以上	〇、〇五未満
亞硝酸	なし	なし	〇、四以上	〇、三以上	〇、二以上	〇、二未満
硫酸	八〇以上	八〇未満	五〇未満	二〇未満	なし	なし
石灰	二〇〇以上	二〇〇未満	一〇〇未満	五〇未満	一〇未満	なし

不良水の改良を要する點、左の如し。

クロール分(鹽分)の含有多き水は、主として動物の排泄物(屎尿等)若くは井戸側・井戸流・汚水溜等の不完全なる爲、汚水の滲入するに基因するを以て、井戸側の改良は勿論、井戸流・汚水溜・便所等の移轉改造及井戸浚等をなすこと。但し鹽分が、検水の一「リットル」に對して六〇ミリグラム以上、海岸にありても一〇〇ミリグラム以上を含有するものは、飲用に適せず。

アンモニア亞硝酸を含有する水は、主として便所・厩舎・堆肥置場等より來る汚水の滲入に基因するを以て便所・厩舎・堆肥置場の移轉改良及井戸浚を行ふこと。但し検水にして、痕跡たりともアンモニア亞硝酸を含有する者は、飲用に供せざるを可とす。

硝酸を含有する水は、其原因及改良方法は前項と同じ。但し検水一「リットル」中、一〇ミリグラム以上を含有するものは、飲用に適せず。

有機物は、之を含有する汚水滲入若くは井水中に有機物を含有する等に基因するを以て、井戸側の改

善及便所・下水溜・汚水溜を移轉又は改善すること、最も必要なり。但し過満俺酸カリウム消費量が検査水「リットル」中、一〇ミリグラム以上は飲用に適せず。

飲料水の成分と土地の状況とに依り、其不良なる原因を研究し、適當に改良を謀ること。

飲料水と消化器系の疾患とは、密接の關係を有し、其良否に依りて健康上に多大なる影響を及ぼすは喋々するを要せず。殊に「コレラ」・赤痢・腸窒扶斯の如き各種の消化器傳染病が、飲料水の媒介に依りて蔓延したる事實は、從來其例に乏しからず。尙寄生虫其他の病症も、飲料水の媒介に依る者なれば、飲料水の改良は、公衆衛生上、一日も忽にすべからざる事業なり。

大正五年、本村に於ける飲料水に屬する井泉を、本縣に於て検査したる成績を見るに、受檢水合計百五拾五個中、佳良水百拾三個、良水參拾六個、不良水六個なり。故に不良水は、全然廢棄し、良水に屬する井泉は、改善を加へて佳良水の域に進め、以て飲料水の改良を完うし、更に將來新設するものは、水質検査を行ひ、佳良水にあらざるものは設置せざることをすべし。

## 乙 公衆衛生

### 其一 公衆衛生の發達を圖ること

個人衛生の發達は、即ち公衆衛生の發達となるべきは論を俟たずと雖、聯絡なきものは孤立にして、

公衆を益せず、隨ひて個人衛生亦全きを不得す。故に傳染病豫防其他清潔法施行・井泉の改良等、公衆に關する衛生思想の發達を圖らむ爲、左の方法を採ることとす。

(一) 時々衛生講話會・衛生展覽會等を開催し、公衆の衛生に害毒を及ぼすものゝ理由を知得せしむること

(二) 衛生組合を活動せしめ、左記各項を行はしむること。

- 1、邸宅内便所並に上下水・芥溜・溝渠の掃除浚渫。
- 2、傳染病流行の兆あるときは、各自豫防攝生を恪守せしむること。
- 3、傳染病又は其疑ある患者あるときは、互に注意し、醫師の診断を受けしむること。
- 4、組合に於て、清潔方法消毒方法を命せられたるときは、共同施行すること。
- 5、清潔方法消毒方法に要する器具藥品其他の物件の供給。
- 6、清潔方法消毒方法其他豫防法を施行するの資力なき者は、組合の費用を以て施行すること。
- 7、交通遮斷及隔離の場合に於て、食品其他を供給すること。
- 8、傳染病患者の運搬及火葬に要する人夫其他物件を供給すること。
- 9、全家傳染病に罹り若しくは獨身患者にして他に看護人なき者には、看護を付すること。
- 10、行旅者傳染病に罹りたるときは村に於て救療看護するに至るまで、一時救護を爲すこと。

- 11、種痘の普及を圖り、未種痘者ならしむること。
- 12、徒らに禁厭祈禱を妄信し、若は賣藥等を專用し、醫療を怠る者を誨諭すること。
- 13、傳染病流行地に出稼中の者歸郷するときは、衛生組長へ届出てしめ、若し感染の疑ありと認むるものは、五日間一定の場所に留め置かして、病毒に感染なきを確かむること。
- 14、腸室扶斯流行の虞あるときは、速に豫防液の接種を行ひ、地方免疫を圖ること。
- 15、井泉の改良を圖ること。

## 其二 トラホームの豫防に努むること

本村のトラホームに付、徴兵検査に於ける成績の示す所に依れば、受檢壯丁に對する百分率は拾壹人強にして、本郡參拾七個町村中の第六位にあり、比較的其の少きを感じずと雖、爾今之れが豫防に努めて、全滅を期せざるべからず。

トラホームは、慢性の疾患にして、初期に於ては吾人の注意を惹起せざるも、分泌物を生じ、羞明流涙を來すに至り、始めて疫病あるを感ず。この時に於ては、只日常の生活不快にして、爲に或は就學を怠らしめ或は作業を妨ぐるも、しかも視力に大なる障礙を來さざるが故に、其害たるや未だ少し。若し夫れ一朝角膜に合併症を生じ、殊にパンヌスを發するや、頓に視力の障礙を來し、甚しきは業を執り難

く、更に甚しきは失明するに至る。たとへ恢復することありとも、治療日數久しきを要し、治癒後も角膜炎等を遺殘するが爲に、視力十分ならざるを例とす。

今トラホームの爲に生ずべき害を列舉せば

(一) 兵力を減す。トラホーム蔓延の爲に、年々徴兵検査の際、壯丁が單にこの病の爲に不合格となる者、累年益々其數を加ふと云ふ。これ聽て國家の防禦力即ち兵力の減退を促すべし、之れ陸軍當局者の焦心する所にして、各地方官に於ても、之れが豫防救治に努力し、又人民に注意を促して止まざる所以なり。

(二) 生産力を減す。産業勞働に従事するものトラホームに襲はるゝや、其作業力減し、或は休業を余儀なくせらる。一地方に蔓延して其地方民を侵さば、其生産力上に甚大の影響を來すべし。

(三) 教育上に大なる害を及ぼす。就學時期にあるもの、本症に犯さるゝや、或は欠席し或は登校を禁せられ、羞明・流涙・疼痛等の爲に勉強すること能はず、智能の發達を害せられ、更に小學校時代を経過せるものなる時は、後來各自の進むべき業務學業の修得を不完全或は不可能ならしむ。

此の如くトラホームは患者自身は勿論、一村より延きては國家に及ぼす損害甚大なる故に、我國に於ても夙にトラホーム亡國論トラホーム撲滅策等の聲を聞くこと久し。内務省は年々召集せる地方官會議に於て注意事項等を訓示し、之が豫防救治の施設に完全を期せむとす。しかも眞に其効果を收めむには、

各地方町村に於ける完全なる豫防救治の施設に待たざるべからず。

而して本村として之れが施設を爲すべきは左の方法あり。

(一) 患者統計調査。患者数を知らざれば、豫算其他を確定し難し。故に信用ある眼科専門醫に囑託して、全村の統計調査をなさしむること。

(二) トラホーム講習會。地方民に衛生思想を發達せしめ、茲にトラホームに對する注意を促すこと。

(三) トラホーム注意書配布。トラホームの豫防に關し、又トラホーム患者心得を印刷配布すること。

而して之れが直接の撲滅策としては、左の方法を採るべし。

(一) 毎年行はるゝ壯丁豫備検診、トラホーム患者の治療をなすこと。

(二) 警察取締營業者、トラホーム患者の治療を嚴重になさしむること。

(三) 小學兒童トラホーム患者を治療すること。

(四) 特設トラホーム治療所を開設して、全村民のトラホーム患者を治療すること。

要之、國民の保健は國民活動の源泉にして、世界列強の競ひて力を此に致す所以なり、然れども由來保健のことたるや、國土・人情風俗・習慣の如何によりて、其手段方法上に相違なくんばあるべからず。彼の徒らに西洋人日常の衣服住の長所に心酔し、絶えて批判的に其短所を看破することなく、彼國の保健法は、毎に必ず我日本民族の保健法となすべしと思ふが如きは淺慮の極なり。而して斯くの如き

適確なる批判は周到精密なる科學的智識の指導に俟たざるべからず。彼の西洋流の肉食主義を多少採用すると同時に、東洋流の菜食主義を採用し、玄米又は半搗米と、優良蔬菜の特效とを大に鼓吹すべきもある等、我日本人の保健上攻究すべき餘地は極めて多くして且廣しと謂ひつべきなり。

### 其三 近視眼の注意

我新潟縣は積雪多量にして、深積時期數月の長きに亘る、此期間戶外に出る者は、往々強烈なる白光の反射を受けて、近視眼症に罹る機會鮮しと云ふべからず。又家屋の採光法不完全なる爲、自然近視眼者を増加する傾向ある者の如し。而も是等は直ちに青年壯丁の体格に重大の關係を及すものなれば、我が村民に於ても平素深く此點に注意せむことを要す。

\* \* \* \* \*

之を要するに、衛生の徹底的實行の成果は、健康・膂力・忍耐力・姿勢・容貌の高き理想を認むるに至らむ。即ち人々の働く能力も、楽しむ能力も、人の爲にする能力も、著しく之を増進せしめ、且理智並に徳義心をも發達せしめ得べし。約して言はば、人間全体を高尙ならしめむ。其の村格の向上に資益すること、單に物質的方面に止まらざるなり。保健の増進、其の關するところ豈廣大ならずや。



## 第五 民風の振作

風俗は人生と終始する軌範なり。行住坐臥微細の點に至るまで、人生の總ての方面に、有意的に、將無意的に、規範を與ふるものにして、人生の社會的空氣と謂ふべし。

それ風俗は、個人に對しては、社會的權威を有す。大人にても、小兒にても、其社會が是認せる風俗に反くときは、周圍の人々と、種々の杆格支障を生じて困難すべく、且不利なる結果を來す、風俗は專制の君主といふ諺さへあり、國に入りては其國の風に従ひ、郷に入りては其郷の俗に従はざるべからず。

風俗は、個人に其社會的生命とも稱すべき強固なる習慣を作らしむると同時に、斷えず其社會的權威によりて、個人の習慣を支持す。其の支持を離るるときは、個人の習慣弛みて崩るゝことあり、勤勉なる風俗に染まりしものも、遊惰なる社會に入るときは、業務を荒廢するに至る、輕薄なる社會の中に長したるものも、轉じて敦厚なる風俗の中に入るときは、自ら敦厚ならざるを得ざるに至る。善かれ惡しかれ風俗は人生と終始して之に大影響を及すものなり、決して輕々に看過すべきにあらず。

更に社會の方面より觀れば、風俗は其の統一を保つ軌範なり。社會は團體として存續する爲に統一を要す、社會は其成員を統一せむとする性質ありて、斷えず其作用行はる、其統一の具體的規範となるものは即ち風俗なり、社會は其風俗の遵守を個人に要求す、個人の行動が、風俗の要求する程度に達せざるとき又は之に背くときには、社會は之を淘汰し去らむとす、個人の社會性は、淘汰し去らるゝを苦痛として、風俗を標準として之に適合せむと努む、是に於て乎、風俗に依りて社會の統一容易に行はるゝなり。

斯くの如くして、風俗は有意的にも又無意的にも、社會の成員を統一す。家風は一家の風俗にして、家族は之に依りて統一せらる、村風は一村の風俗にして閭村のものは之に依りて統一せらる。一國民共通の風俗の存する處に、おのづから國民全体の統一生ず。

要するに風俗は、社會より觀れば、社會の統一性の要求が外的權威と爲り、個人より觀れば、個人の社會性の要求が内的權威と爲り、規範として各個人を統一するに至るなり。

斯く風俗は、個人より觀ても、社會より觀ても、道德上重大なる意義を有するものなり。道德上の實際問題は、多く風俗に關す、國民道德の實際問題は、多くは國民の風俗と關係して講究せられざるべからず、社會進歩の歴史よりいはず、風俗は法律道德の發展する地盤なれば、風俗の程度低ければ、法律も道德も亦高尚なるを得ざるなり。

古來經世濟民の志ある政治家が、風俗の改良に力を用ひたるは、風俗を離れては、法令の勵行政治の

理想實現せらるゝこと難きを知ればなり。『駿臺雜誌』に『風俗は政の田地』と題し

天下國家には、風俗といふ物ばかり大切なるはなし、君上の威は天の如く、其恐るべき事は雷の如し。たれか背くべき、なれども世話に大勢に手なしといふやうに、一世の風俗には勝ち難し。さる程に、號令法度も、それにて一邊は改まるやうなれども、つひに風俗にけおされて、普く下へ達しがたく、長く末まで遂げざるほどに、たゞ局面ばかり取傳へて、はては風俗のなりになりて止むぞかし。たごへば風俗は田地なり、政は穀種の如し、たごひ嘉穀の種にても、地拵へあしくしては、育ちがたし。その如く善政良法といふとも、風俗ごゝのはずして行れ難し。穀種の育たんことを欲せば地拵へするに若くはなく、政令の行はれんことを欲せば、風俗をこゝのふるにしくはなし。と、政治と風俗との關係を論じて頗る痛切なりと謂ふべし。程明道も、「天下を治むるには風俗を正し賢才を得るを以て本とす」といへり。

苟も地方自治体にして活動せむには、人生に於て清潔なる空氣を要するが如く、風俗を純潔にして、家風を高め、村風を正し、『極めて住み心地好き場處』たらしむべきなり。

## 二

回顧すれば大正元年七月三十日、明治大帝陛下が崩御遊ばし、當時、世界新聞紙の權威たる倫敦タイムスは其の社説に於て、我が國に對し切實なる忠告を與へたり。其の忠告に曰はく

日本は過去五十年間、維新元勳の手腕と努力とに依りて、驚くべき大事業を爲したり、然れども維新元勳の力に成りたるものは、單に形而下の建設のみ、即ち有形上の建設は成れりと雖、精神上の建設は、今尙放任の状態にあり、常に放任の状態にあるのみならず、むしろ歐米の物質文明の滔々たる侵入の大勢に壓せられて、日本固有の美風は、次第に破壊せられつゝあり、其の物質的文明の進歩に従ひて、從來簡易生活に甘んじたる美德は、不知不識の間に逐次没却し去りて、輕佻の風浮薄の俗と化し、富貴といふ誘惑物の爲に、迷はさるゝに至れり、此の如きは日本の爲に非常に悲しむべき事にして、今や日本は、精神上に於て一大危機に遭遇しつゝありと言はざるべからず。凡そ東西何れの國に於ても、物質的文明の建設は、比較的容易なり、豈獨り日本のみならむや、或る程度までは、何れの邦國に於ても之を成し遂げたり。然りと雖、精神的文明の發達形而上の進歩は容易にあらず、此の容易ならざる事業は、過去に於て閉却せられたり、むしろ物質的文明の驚くべき發展の爲に、舊來の習慣・信仰・傳説といふものは、端より次第に破壊せられつゝあるこそ今日の現狀なれ、此の精神上の一大危機を救済するには、到底官僚政治家の小刀細工を以て如何ともすること能はざらむ。

と、彼れは洵に無遠慮に、此の如く論じ去りたり。之を讀みて冷靜に考へなば、其の判断や果して如何。諺に「岡目八目」といへり、我國と同盟の誼を締結せる彼英國にして此の如き忠告を發する、我れに於

て苦き良樂なるなからむや。大正時代の國民たるもの、須く自覺し反省し、隗より始むる決心を以て、町村の人氣を作興し、良風美俗の實現に勉め、以て精神的文明の發達に貢獻するところあるべきなり。

三

志賀重昂氏『海外發展の不合格者』と題し論じて曰はく

西洋に於て、未知の人に初めて送書する際には、自己の姓名及住所を、印刷の如く明確に認むるを慣例とす、日本のサムラヒが、未知の人に初めて送書する際には、自己の姓名及住所を、楷書にて認むるを慣例とす。但し歐米にては、當初こそ印刷の如くに書するなれ、其後に至りては、自己特色の書風もて其姓名を自署するを例とす、これ恰も我がサムラヒが一たび楷書もて其姓名を書したる後は、「書き判」を用ひたるに異ならず。此の如きは微細の事なりと雖、歐米人士の作法と、我がサムラヒの作法と、同一なるは不思議といふも愚なり、何となれば彼の所謂ジェントルマンは即我がサムラヒなればなり。

と、又曰はく

歐米人は、本邦人を目して恩知らず、忘恩と呼び倣し、恩義を知らざる人民なりと唱導しつつあるは、至極尤なる次第なり。

と慨歎し、更に曰はく

今日時間を恪守する事の如き、其の正確なるを西洋時間と稱し、時間を恪守するは、西洋人士のみと思へども、嘗てサムラヒは寅の刻なり卯の刻なりに登城せよとある時は、必ず其の時刻に登城したり、封建の舊時代には、金時計なく、銀時計なく、白銅時計も無論なかりしかども、サムラヒは今の所謂西洋時間否眞のサムラヒの日本時間を守りたりき。時計ありて却りて時間を守らざる現代の不規律なる風とては絶えて無かりき。今の青年、海外に發展せむことを期圖するは、木に縁りて魚を求むるが如きのみ。苟も海外發展を遂げむとする必ずやサムラヒの如くに作法すべきのみ。と。サムラヒの行動は、即ち武士の道なり。

凡そ個人に個性あるが如く、民族にも亦民族に特殊なる性情あり、而して個人の特性がその遺傳境遇によりて支配せらるゝが如く民族的性情も亦遺傳及外圍の事情等によりて生成せらるゝなり。我が武士道は、日本民族の同一性と固定性を濾過蒸溜して、自制的に生成せる結晶といふべく、日本民族の特色は、殆ど武士道の特色なり。依りて以下我が武士道に就きて述ぶるところあらむとす。

四

武士道は、之を表象する櫻花と共に、我が國土に特生せる精華なり。斯の精華たるや、武門の教訓にして、士林の輩の必ずや實踐したる倫理の綱領たり。今之が梗概を挙げむか。

●正 義は武士道の嚴訓なり。林子平曰はく、義は勇の相手にて、裁斷の心なり、道理に任せ

て決心して猶豫せざる心をいふなり、死すべき場合に死し、討つべき場合に打つことなり、と。眞木和泉曰はく、節義は例へていはず人の體に骨あるが如し、骨なければ、首も正しく上に在るを得ず、されば人は才能ありとて、學問ありとて、節義なければ世に立つことを得ず、節義あれば、不骨不調法にても、士たるだけの事缺かぬなり、と。

●勇 氣 敢爲堅忍の精神なり。勇もし義に由らざるば、即ち徳たるに値せず。水戸義公曰へらく、戦に臨み身を捨つること難からず、田夫野人と雖、之を能くす、されど生くべき時に生き、死すべき時に死するは、眞の勇なり、と。孔子曰はく、仁者は必ず勇ありと、勇の極意は仁に邇し。

●仁 愛 不忍の心なり。仁は、美はしくして又逼し、「最も剛毅なる者は、最も柔和なり。最も愛ある者は、最も勇敢なり」とは、古今の通義なり、『武士のなさけ』とは、人心に妙音を傳へて、高尚なる情感を覺醒する語なり。

●禮 儀 禮は人の感情を察する同情の發現にして、又尊きを尊び、秩序ある社會の許認する地位を敬ふの意を有す、而して其の地位とは、貧富の別に基くものゝ謂にあらす、人の誠に有する效績徳業の差等の謂なり。小笠原清務曰はく、禮道の要は、心を練るに在り。人は常に端正なる容儀を修むる爲に、身体の諸部に於ける各官能を圓滿に整へ、而して其身体自ら善く外物と調和し、斯くして靈の肉に勝つを表現するに至る、と。

●至 誠(信實) 禮もし誠を缺かば、諸誰と爲り狂言と爲る、菅公の歌に「心たに誠の道にかなひなは祈らすとて神や守らむ」と。子思は『中庸』に於て誠を崇めて「誠は物の終始、誠ならざれば物なし、是故に君子は之を誠にするを貴とす」といへり。「武士の一言」とは、即ち其の言葉の信實を確證するものにして、武士は一諾を重じて二言なく、武士の一言は千鈞よりも重し。されば人と約するに必しも文書を要せず、又敢て或は違ふことあらす、若し證文を以て約するが如きは、頗る武士の威嚴を毀損するものとせり、世には武士たるものが、二言の罪を償ふに、死を以てしたる物語すら之あるにあらすや。

●名 譽 名譽の念には、人の威嚴價値に關する明白なる自覺の存するが故に、此の念は、彼の生れながらにして、己が門地に伴ふ義務と權限とを重んずることを知り、且又此れが教養を受けたる武士の特質たらずんばあらす。此の義を現すに、「名」、「面目」、「外聞」等の語を以てしたり。孟子が「羞惡の心は義の端なり」と教へてより後、二千年にしてカールライルは殆ど同義の辨を爲して曰はく、恥を知るは諸徳の原、良容善行の根なり、と。武士は耻を恐るゝこと甚しきものあり。名を重んじて命を輕んず、故に一旦大事あるに臨みては、從容として死に就く歸するが如きものあり、殊に忠義の一途に於て之を見たり。

●忠 節 君上に奉する服從忠厚の徳に至りては、特に封建道德の異彩を成しゝものなり。武士道